

三豊市地域防災計画

地震・津波対策編

令和4年3月

三豊市防災会議

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	3
第3節 三豊市の地勢等の概況	14
第4節 被害想定	18
第5節 地震・津波防災対策目標	35
第6節 防災ビジョン	40
第2章 災害予防計画	42
第1節 都市防災対策	42
第2節 建築物等災害予防計画	44
第3節 地盤災害等予防計画	47
第4節 火災予防計画	49
第5節 危険物等災害予防計画	51
第6節 公共施設等災害予防計画	52
第7節 ライフライン等災害予防計画	55
第8節 防災施設等整備計画	56
第9節 防災業務体制整備計画	58
第10節 医療救護体制整備計画	61
第11節 緊急輸送体制整備計画	63
第12節 避難体制整備計画	68
第13節 食料、飲料水及び生活物資確保計画	75
第14節 文教災害予防計画	78
第15節 ボランティア活動環境整備計画	80
第16節 要配慮者対策計画	81
第17節 防災訓練実施計画	84
第18節 防災知識等普及計画	86
第19節 自主防災組織育成計画	90
第20節 被災動物の救護体制整備計画	92
第21節 帰宅困難者対策計画	94
第22節 業務継続計画（BCP）策定計画	96
第3章 災害応急対策計画	97
第1節 活動体制計画	97
第2節 広域的応援計画	107
第3節 自衛隊災害派遣要請計画	110
第4節 地震・津波情報等伝達計画	113
第5節 災害情報収集伝達計画	124
第6節 通信運用計画	129
第7節 広報活動計画	132
第8節 災害救助法適用計画	134
第9節 救急救助計画	136

第10節	医療救護計画	138
第11節	消防活動計画	141
第12節	緊急輸送計画	142
第13節	交通確保計画	144
第14節	避難計画	148
第15節	食料供給計画	153
第16節	給水計画	155
第17節	生活必需品等供給計画	157
第18節	防疫及び保健衛生計画	159
第19節	廃棄物処理計画	161
第20節	遺体の搜索、処置及び埋葬計画	163
第21節	住宅応急確保計画	165
第22節	社会秩序維持計画	167
第23節	文教対策計画	168
第24節	公共施設等応急復旧計画	171
第25節	ライフライン等応急復旧計画	174
第26節	農林水産関係応急対策計画	177
第27節	二次災害防止対策計画	179
第28節	危険物等災害対策計画	180
第29節	ボランティア受入計画	181
第30節	要配慮者応急対策計画	183
第31節	被災動物の救護活動計画	186
第32節	水防活動計画	187
第4章	災害復旧計画	188
第1節	復旧復興基本計画	188
第2節	公共施設等災害復旧計画	190
第3節	被災者等生活再建支援計画	191
第4節	義援金等受入配分計画	196
第5章	南海トラフ地震防災対策推進計画	197
第1節	総則	197
第2節	災害対策本部の設置等	199
第3節	地震発生時の応急対策等	200
第4節	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	208
第5節	津波からの防護及び円滑な避難の確保等に関する事項	218
第6節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	226
第7節	防災訓練計画	229
第8節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	230

第1章 総 則

第1節 目 的

1 計画の目的

本計画は、住民の生活に重大な影響を及ぼすおそれのある地震災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、市、香川県、防災関係機関及び住民等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図り、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とし、震災対策に活用すべきものである。

また、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項等を定め、南海トラフ地震に関する地震防災体制の推進を図ることとする。

2 計画の構成

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、三豊市防災会議が策定する三豊市地域防災計画は、この計画「地震・津波対策編」及び「一般対策編」の2編で構成する。

また、この「地震・津波対策編」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画を含むものである。

3 三豊市国土強靱化地域計画の目標を踏まえた計画の作成等

国土強靱化基本法（強くしなやかな国民生活を実現するための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号））第13条の規定により策定された国土強靱化地域計画は国土強靱化に関する指針となるものであり、国土強靱化に関しては「地域防災計画」の上位計画であり、そこで示された指針に基づき、必要に応じて、地域防災計画の見直しを行う必要があるため、国土強靱化に関する部分については、三豊市国土強靱化地域計画の基本目標である、

- ①市民の生命を守る
- ②市と地域社会の重要な機能を維持する
- ③市民の財産と公共施設の被害を最小化する
- ④迅速な復旧・復興を行う

を踏まえ、この計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

4 他の計画との関係

本計画は、国の防災基本計画、南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び香川県地域防災計画に基づき、市の地域における地震対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。

したがって、国の防災基本計画、香川県地域防災計画、防災関係機関等が作成する防災業務計画等をはじめとして、市の水防計画、総合計画及び消防計画等と矛盾しないよう十分な調整を図るものとする。

5 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるとき

は、これを修正するものとする。また、市は、地域防災計画を香川県防災対策基本条例に規定する施策に沿うものとするとともに、防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにし、地域防災計画の検討に当たっては、当該課題に配慮するものとする。

6 計画の習熟等

本計画は、地震対策の基本的事項を定めるものであり、市、防災関係機関及び住民等は平素から研究、訓練などの方法により習熟に努めるとともに、職員行動マニュアル等より具体的な計画等を定め地震・津波対策の推進体制を整えるものとする。

7 市民運動の展開（住民すべてによる防災対策の推進）

被害の軽減には、自らの身の安全は自ら守る「自助」、自らの地域はみんなで助け合って守る「共助」、及び行政が支える「公助」の理念に基づき、それぞれの連携及び協働のもと、災害の種類や規模に応じ、ハード対策とソフト施策を適切に組み合わせ、一体的な推進を図るなど、多様な視点を反映した防災対策を実践することが重要である。その際、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる必要があり、その実践を促進する市民運動を展開しなければならない。

市は、自らの防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにし、防災対策の実施状況について定期的に香川県に報告するとともに、その内容を住民に公表する。また、住民及び防災関係機関等に対しては、香川県防災対策基本条例に規定される県民防災週間を中心として、自らの防災対策を定期的に点検し、その対策の一層の充実を図るとともに、防災意識の高揚のための活動を行うものとする。

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関及び住民の責務

(1) 三豊市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努める。

(2) 三観広域行政組合消防本部

三観広域行政組合消防本部（三観広域消防本部）は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう勧告・指導・助言等の措置をとる。

(3) 香川県

香川県は、市を包括する広域的地方公共団体として、香川県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ活動の総合調整を行い、市及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努める。

(4) 香川県広域水道企業団

香川県広域水道企業団は、直島町を除く県内全域に対して水道水を供給する水道事業者であり、危機に際し、住民の日常生活に直結してその健康を守るために欠くことのできない水道水を供給する事業者として、住民の生命・健康を守るとともに、社会・経済活動を維持するため、市、香川県、関係機関等と相互に協力・連携し、災害時においても速やかに水道水を安定して供給できるよう努める。

(5) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市及び香川県の防災活動が円滑に行われるよう勧告・指導・助言等を行う。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び香川県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(7) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、香川県及び防災関係機関の防災活動に協力する。

(8) 住民

住民は、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

また、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努める。

2 防災関係機関及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、三豊市、指定地方行政機関、香川県、指定公共機関、指定地方公共機関、本市区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱は、以下のとおりである。

(1) 市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
三豊市	1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災訓練の実施 4 防災知識の普及及び防災意識の啓発 5 防災教育の推進 6 自主防災組織の結成促進及び育成指導 7 防災に関する施設等の整備及び点検 8 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 9 特別警報等の住民への周知 10 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令並びに指定避難所の開設 11 避難行動要支援者の避難支援活動 12 消防、水防その他の応急措置 13 被災者の救助、救護その他保護措置 14 被災した児童生徒等の応急教育 15 被災地の廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の実施 16 緊急輸送等の確保 17 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保 18 災害復旧の実施 19 ボランティア活動の支援 20 その他災害の防御又は拡大防止のための措置

(2) 三観広域行政組合消防本部

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
三観広域行政組合消防本部 (三観広域消防本部)	1 消防施設、消防本部体制の整備 2 災害及び二次災害の予防警戒及び防除 3 人命の救出、救助及び応急救護 4 消防、水防その他の応急措置 5 災害時の救助、救急及び情報の伝達 6 危険物の安全性確保のための指導

(3) 香川県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香川県	1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災訓練の実施 4 防災知識の普及及び防災意識の啓発 5 防災教育の推進 6 自主防災組織の結成促進及び育成指導 7 防災に関する施設等の整備及び点検 8 他県、市町及び防災関係機関との連絡調整並びに広域的調整 9 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 10 特別警報等の市町への通知 11 被災者の救助、救護その他保護措置 12 被災した児童生徒等の応急教育 13 被災地の廃棄物処理に必要な措置、防疫・保健衛生活動の実施 14 緊急輸送等の確保 15 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保 16 交通規制、犯罪の予防その他社会秩序の維持に必要な措置 17 災害復旧の実施 18 ボランティア活動の支援 19 その他災害の防御又は拡大防止のための措置

(4) 香川県広域水道企業団

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香川県広域水道企業団	1 災害時における水道の被害情報の収集及び市及び香川県への報告連絡 2 災害時における水道水の供給確保 3 水道施設の防災対策並びに応急給水及び応急復旧の実施

(5) 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局 四国警察支局	1 支局内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導、調整 2 警察庁及び他管区警察局との連携 3 支局内防災関係機関との連携 4 支局内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡 5 警察通信の確保及び統制 6 警察災害派遣隊の運用 7 支局内各県警察への津波警報等の伝達

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
四国総合通信局	1 災害時に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整及び電波の統制監理 2 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用監理 3 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握 4 災害時における通信機器、移動電源車の貸出し 5 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議
四国財務局	1 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会 2 地方公共団体に対する災害融資 3 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付け 4 災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置
四国厚生支局	1 （独）国立病院機構等関係機関との連絡調整
香川労働局	1 労働災害防止についての監督指導等 2 被災労働者に対する救助、救急措置等に関する協力及び迅速・適正な労災補償の実施 3 二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害予防の指導 4 災害復旧工事等に従事する労働者の安全及び衛生の確保 5 被災事業所の再開についての危害防止上必要な指導 6 被災失業者に対する職業斡旋、失業給付の支給等
中国四国農政局	1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業施設等の防護 2 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導 3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の取りまとめ 5 被災地への営農資材の供給の指導 6 被災地における病虫害防除所、家畜保健衛生所の被害状況の把握 7 災害時における農地、農業用施設等の応急措置の指導並びにそれらの災害復旧事業の実施及び指導 8 地方公共団体への土地改良機械の緊急貸付け 9 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等の指導
四国森林管理局 (香川森林管理事務所)	1 森林治水事業の実施及び林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施 2 国有保安林の整備保全 3 災害復旧用木材（国有林）の供給 4 民有林における災害時の応急対策等
四国経済産業局	1 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保 2 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 3 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国産業保安監督部 中国四国産業保安監督部四国支部	1 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する保安の確保 2 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
四国地方整備局	1 河川、道路等の防災対策及び災害対策の実施に関する事項 2 港湾施設、海岸保全施設の整備と防災管理 3 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導 4 海上の流出油等に対する防除措置 5 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 6 空港の災害復旧 7 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の被災地方公共団体への派遣
四国運輸局	1 輸送機関、その他関係機関との連絡調整 2 陸上及び海上における緊急輸送の確保 3 自動車運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導
大阪航空局 （高松空港事務所）	1 空港施設の整備及び点検（管制部門） 2 災害時の飛行規制等とその周知 3 緊急輸送の拠点としての機能確保（管制部門） 4 緊急状態にある又は発展する可能性のある航空機の情報収集等 ※1及び3の業務について管制部門以外は、高松空港㈱に運営委託している。
国土地理院 四国地方測量部	1 災害時における情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 2 防災関連情報提供及び利活用の支援・協力 3 地理情報システム活用の支援・協力 4 国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量等の実施 5 公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく、実施計画書への技術的助言 6 地理空間情報の整備及び利活用促進に関する支援・助言
大阪管区气象台 （高松地方气象台）	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信設備の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
第六管区海上保安本部 （坂出海上保安署）	1 特別警報・警報等の伝達、情報の収集、海難救助等 2 災害時における人員及び物資の緊急輸送 3 海上における流出油等の防除等、海上交通の安全確保、治安の維持 4 航路標識等の整備

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国地方環境事務所	1 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達 3 家庭動物の保護等に係る支援
中国四国防衛局	1 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整 2 災害時における米軍部隊との連絡調整

(6) 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊	1 災害派遣の実施 (被害状況の把握、人命の救助、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、応急医療等の実施、通信支援、炊飯、給水及び入浴の支援、危険物の除去等)

(7) 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(独)水資源機構 吉野川本部	1 香川用水の防災対策及び災害応急対策の実施
(独)国立病院機構 中国四国ブロック	1 災害時における(独)国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整及び派遣の支援 2 広域災害における(独)国立病院機構からの災害医療班の派遣、輸送手段の確保の支援 3 災害時における(独)国立病院機構の被災情報収集、通報 4 (独)国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援
日本郵便株式会社四国支社 (高松中央郵便局)	1 郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除 3 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
日本銀行高松支店	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報
日本赤十字社香川県支部	1 医療救護 2 こころのケア 3 救援物資の備蓄及び供給 4 血液製剤の供給 5 義援金の募集及び配分 6 その他応急対応に必要な業務

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日本放送協会高松放送局	1 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害放送の実施 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道 3 社会事業団体等による義援金品の募集等に対する協力
西日本高速道路(株) 四国支社	1 高松自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施
本州四国連絡高速道路(株) (坂出管理センター)	1 瀬戸中央自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施
四国旅客鉄道(株)	1 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 列車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施 3 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
N T T 西日本(株)香川支店 K D D I (株) 四 国 支 店 (株)N T T ドコモ四国支社 N T T コミュニケーションズ(株) ソフトバンク(株)	1 電気通信施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時における非常緊急通話の確保
日本通運(株)四国支店 四国福山通運(株)高松支店 佐川急便(株)四国支店 ヤマト運輸(株)香川主管支店 四国西濃運輸(株)高松支店	1 災害時における陸上輸送の確保
四国電力(株) 四国電力送配電(株)	1 電力施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時における電力の供給確保
イオン(株) (株)セブン-イレブン・ジャパン (株)ローソン (株)ファミリーマート (株)セブン&アイ・ホールディングス	1 災害時における物資の調達・供給確保

(8) 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(一社) 香川県バス協会 (一社) 香川県トラック協会	1 災害時における陸上輸送の確保
香川県離島航路事業協同組合 ジャンボフェリー(株)	1 災害時における海上輸送の確保
(株)四国新聞社 (株)瀬戸内海放送 西日本放送(株) R S K 山陽放送(株) 岡山放送(株) テレビせとうち(株) (株)エフエム香川	1 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害報道の実施 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備、管理及び災害復旧
(一社)香川県医師会	1 災害時における収容患者の医療の確保 2 災害時における負傷者等の医療救護
(公社)香川県看護協会	1 被災した医療機関、社会福祉施設、福祉避難所での活動 2 災害時における救護所、避難所等での医療救護活動 3 大規模災害時における日本看護協会を通じた他県看護協会への災害支援ナースの応援要請
(一社)香川県LPGガス協会	1 LPGガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時におけるLPGガス供給の確保

(9) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(公社)日本水道協会香川県支部 三豊市上下水道工事業協同組合	1 災害時における給水活動 2 災害時における復旧作業 3 災害時における復旧資材の提供 4 災害時における工事業者の斡旋
三豊市建設業協会	1 災害時における公共土木施設・土地改良施設等の被害状況の確認、障害物の撤去及び応急対策
香川県農業協同組合 香川西部森林組合 漁業協同組合	1 関係機関が行う被害調査の協力 2 被災施設等の災害応急対策 3 被災組合員に対する融資等の斡旋
三豊市商工会	1 関係機関が行う被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力 2 物資等の供給確保及び物価安定についての協力
医療機関	1 災害時における収容患者の医療の確保 2 災害時における負傷者等の医療救護
社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付け 2 ボランティア活動の体制整備及び支援
社会福祉施設、 学校等の管理者	1 災害時における入所者、生徒等の安全の確保 2 災害時における被災者等の一時収容等応急措置に対する協力
危険物施設の管理者	1 災害時における危険物の保安措置
三豊ケーブルテレビ放送㈱	1 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害報道の実施 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道

(10) 住民

処理すべき事務又は業務の大綱	
1	自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。
2	防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、地震や台風等の自然現象の特徴、予測される被害、災害発生時の備え、災害発生時に取るべき行動に関する知識の習得に努める。
3	生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。
4	指定避難所等の場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族で確認しておく。
5	建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。
6	家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。
7	ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。
8	被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。
9	災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。
10	高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるものは、自主防災組織等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。
11	自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
12	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難する。また市が高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令したときは速やかにこれに応じて行動する。
13	避難者は、自主防災組織等によって定められた行動基準に従って行動する。

(11) 自主防災組織

処理すべき事務又は業務の大綱	
1	あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努める。
2	指定避難所等の場所、避難の経路及び方法を確認するよう努める。
3	災害が発生する危険性が高い場所や避難経路や指定避難所など防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図（ハザードマップ）を作成するよう努める。
4	避難行動要支援者への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう努める。
5	災害時等に地域住民が取るべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準を作成し、周知するよう努める。
6	地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修を行うよう努める。
7	地域の実情に応じて、必要となる資器材及び物資を備蓄しておくよう努める。
8	市が行う避難情報等の発表基準や、市と自主防災組織との役割分担等についてあらかじめ市と協議し、地域に密着した防災対策が実施されるよう努める。
9	市、事業者、公共的団体、その他関係団体と連携するよう努める。
10	災害時、地域における情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行う。

(12) 事業者

処理すべき事務又は業務の大綱	
1	災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ防災対策の責任者及び災害時に従業員が取るべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努める。
2	管理する施設を避難場所等として使用すること、その他防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるものとする。
3	市及び香川県が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。
4	災害時における来客者、従業員等の安全確保と地域住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。

第3節 三豊市の地勢等の概況

1 自然的条件

(1) 地勢等

三豊市は、平成18年1月1日に三豊郡の旧高瀬町、旧山本町、旧三野町、旧豊中町、旧詫間町、旧仁尾町及び旧財田町が合併し誕生した。

本市は、香川県西部に位置し、西側は瀬戸内海の鏨灘に面しており、仁尾港の沖合に大鷲島、小鷲島が浮かんでいる。北側では、詫間湾をはさみ栗島、志々島が浮かんでおり、その先に備讃瀬戸が広がっている。北東部は象頭山（琴平山）、大麻山、弥谷山などに接し、南東部は讃岐山脈の中蓮寺峰、若狭峰、猪ノ鼻峠、六地藏峠などを境に徳島県に接している。

(2) 面積

面積は222.70km²で、香川県内では高松市に次いで二番目の規模である。

2 社会的条件

(1) 人口・世帯

人口は61,857人（令和2年国勢調査）で、香川県下では高松市、丸亀市に次ぐ人口規模である。世帯数は23,083世帯（令和2年国勢調査）、平均世帯委員は2.68人／世帯である。

(2) 交通

本市には、北東から南西方向に高松自動車道、国道11号、377号、JR予讃線が走り、南東部には、南北に国道32号、JR土讃線が走っており、幹線交通軸を形成している。特に、高速自動車道については、市内にさぬき豊中インターチェンジ、三豊鳥坂ハーフインターチェンジを有している。また、国道32号を通じて井川池田インターチェンジとも連絡し、高松、松山、高知、徳島、岡山など各方面に向けて交通の利便性が高くなっている。

さらに、JR詫間駅、高瀬駅には、特急電車が停車するほか、土讃線の分岐点であるJR多度津駅、高松空港など交通の結節点にも近く、四国における交通の要衝に近接した恵まれた交通条件を有している。

また、海上交通の拠点として、国際貿易港である詫間港とマリンレジャーの盛んな仁尾港の2つの地方港湾（香川県管理）を有している。

3 過去の地震災害

香川県では、100～150年ごとに、南海トラフで発生する地震によって、大きな地震が発生している。また、1927年の北丹後地震、1995年の兵庫県南部地震のように周辺地域の活断層から発生する地震によっても若干の被害が発生している。

【香川県の主な地震被害】

地震名 発生年月日	規模 震度	震央	被害状況
宝永地震 1707年 10月28日 (宝永4年 10月4日) 未刻	M8.6	北緯 33.2° 東経 135.9° 深さ — 紀伊半島沖	我が国最大級の地震の一つ。全体で死者5,000人余、潰家約59,000軒、家屋の倒壊範囲は東海道・近畿・中国・四国・九州と中部地方の一部に及ぶ。 香川県では、死者28人、倒壊家屋929軒、丸亀城破損。また、五剣山の1峰崩落。余震は、12月まで続く。5～6尺(2m弱)の津波で相当の被害があった。
安政南海地震 1854年 12月24日 (嘉永7年 [安政1年] 11月5日) 申の中刻	M8.4	北緯 33.0° 東経 135.0° 深さ — 紀伊半島沖	被害は、中部から九州に及ぶ。地震や津波による全体の被害は、近畿地方やその周辺で、この地震の32時間前に発生した安政東海地震と区別できないものが多い。 香川県では、死者5人、負傷者19人、倒壊家屋2,961軒、土蔵被害157箇所、塩浜石垣崩れ3,769間、塩浜堤大破7,226間、川堤崩れ6,456間、せき崩れ491箇所、池大破264箇所、橋被害126箇所であった。この地震による津波の高さは、香西(高松市西部)で1尺(30cm余)であったが、満潮と重なり、志度浦と津田浦(共に香川県東部沿岸)で被害があった。
北丹後地震 1927年 (昭和2年) 3月7日 18時27分	M7.3 震度 多度津 4	北緯 32° 37.9′ 東経 134° 55.8′ 深さ 18km 京都府北部	被害は、丹後半島の顎部が最も激しく、近畿・中国・四国の一部にも及ぶ。全体で死者2,925人、負傷者7,806人、家屋全壊12,584戸、半壊10,886戸、焼失9,151戸。 香川県では、小被害があった。
南海地震 1946年 (昭和21年) 12月21日 4時19分	M8.0 震度 高松 5 多度津 5	北緯 32° 56.1′ 東経 135° 50.9′ 深さ 24km 紀伊半島沖	極めて大規模な地震で、被害は中部以西西日本各地に及び、津波は房総半島から九州に至る沿岸を襲った。全体で死者1,362人、行方不明102人、負傷者2,632人、家屋全壊11,506戸、半壊21,972戸、焼失2,602戸、流失2,109戸、浸水33,093戸等甚大な被害があった。 香川県では、死者52人、負傷者273人、家屋全壊608戸、半壊2,409戸、道路損壊238箇所、橋りょう破損78箇所。また、堤防決潰・亀裂154箇所による塩田の浸水被害、地盤沈下による無形の被害も多い。
兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災) 1995年 (平成7年) 1月17日 5時46分	M7.3 震度 高松 4 多度津 4 坂出 4	北緯 34° 35.9′ 東経 135° 02.1′ 深さ 16km 淡路島付近	この地震による被害は極めて甚大で、16府県に及んだ。 全体で死者6,433人、行方不明3人、負傷者43,792人、家屋全壊104,906棟、半壊144,274棟等の被害があった。 香川県では、負傷者7人、屋根瓦の破損等建物被害3戸、県道がけ崩れ1箇所、水道管破裂2箇所等の被害があった。

地震名 発生年月日	規模 震度	震 央	被 害 状 況
鳥取県西部地震 2000 年 (平成 12 年) 10 月 6 日 13 時 30 分	M7.3 震度 土庄 5 強 高松 5 弱 東かがわ 5 弱 観音寺 5 弱 三豊 5 弱 小豆島 5 弱 その他 11 市町 4	北緯 35° 16.4' 東経 133° 20.9' 深さ 9km 鳥取県西部	この地震による被害は鳥取、島根両県を中心に、1 府 9 県に及んだ。死者はいなかったものの、全体で、負傷者 182 人、家屋全壊 435 棟、半壊 3,101 棟、道路被害 667 箇所、がけ崩れ 367 箇所等の被害があった。 香川県では、負傷者 2 人、建物一部破損 5 棟の被害があった。
芸予地震 2001 年 (平成 13 年) 3 月 24 日 15 時 27 分	M6.7 震度 高松 4 さぬき 4 丸亀 4 坂出 4 善通寺 4 三豊 4 観音寺 4 土庄 4 小豆島 4 直島 4 宇多津 4 琴平 4 多度津 4 まんのう 4 綾川 4	北緯 34° 07.9' 東経 132° 41.6' 深さ 46km 安芸灘	この地震による被害は広島、愛媛両県を中心に、9 県に及んだ。 全体で、死者 2 人、負傷者 288 人、家屋全壊 70 棟、半壊 774 棟、文教施設被害 1,222 箇所等の被害があった。 香川県では、人的被害はなく、建物一部破損 10 棟の被害があった。
淡路島付近を震源とする地震 2013 年 (平成 25 年) 4 月 13 日 5 時 33 分	M6.3 震度 東かがわ 5 弱 小豆島 5 弱 高松 4 さぬき 4 土庄 4 綾川 4	北緯 34° 25.1' 東経 134° 49.7' 深さ 15km 淡路島付近	この地震による被害は兵庫県淡路市を中心に、1 府 4 県に及んだ。 全体で、負傷者 35 人（うち重傷者 11 人）、家屋全壊 8 棟、半壊 101 棟、一部破損 8,305 棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
伊予灘を震源とする地震 2014 年 (平成 26 年) 3 月 14 日 2 時 6 分	M6.2 震度 高松 4 丸亀 4 観音寺 4 さぬき 4 三豊 4 土庄 4 小豆島 4 直島 4 多度津 4	北緯 33° 41.5' 東経 131° 53.4' 深さ 78km 伊予灘	この地震による被害は広島、大分両県を中心に 6 県に及んだ。 全体で、負傷者 21 人（うち重傷者 2 人）、家屋一部損壊 57 棟の被害があった。香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。

地震名 発生年月日	規模 震度	震 央	被 害 状 況
鳥取県中部を震源とする地震 2016年 (平成28年) 10月21日 14時7分	M 6.6 震度 高松 4 観音寺 4 さぬき 4 東かがわ 4 三豊 4 土庄 4 小豆島 4 綾川 4	北緯 35° 22.8′ 東経 133° 51.3′ 深さ 11km 鳥取県中部	この地震による被害は鳥取県を中心に、1府3県に及んだ。 全体で、負傷者30人（うち重傷者5人）、家屋全壊12棟、半壊95棟、一部破損12,525棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
大阪府北部を震源とする地震 2018年 (平成30年) 6月18日 7時58分	M 6.1 震度 小豆島 4	北緯 34° 50.6′ 東経 135° 37.3′ 深さ 13km 大阪府北部	この地震による被害は大阪府を中心に、2府5県に及んだ。 全体で、死者6人、負傷者443人（うち重傷者28人）、家屋全壊18棟、半壊517棟、一部破損57,787棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。

- (注) 1 高松地方気象台の調査による。(参考文献:「最新版日本被害地震総覧」東京大学出版会)
- 2 表中の震度は、「平成7年(1995年)兵庫県南部地震」までは気象庁震度観測点による。「平成12年(2000年)鳥取県西部地震」以降は、各市町の震度観測点の最大の値である。
- 3 兵庫県南部地震、鳥取県西部地震、芸予地震、淡路島付近を震源とする地震、伊予灘を震源とする地震、鳥取県中部を震源とする地震及び大阪府北部を震源とする地震の被害状況は、総務省消防庁による。

第4節 被害想定

1 基本的な考え方

香川県では、東日本大震災を踏まえて国が実施した南海トラフ地震の被害想定 of 推計で得られた最新の科学的知見やデータを検証し、専門家で構成された「香川県地震・津波被害想定調査委員会」の意見も踏まえ、香川県の地域の事情を踏まえた地震・津波の被害想定の見直し（香川県地震・津波被害想定調査）を行い、平成25年3月に「香川県地震・津波被害想定（第一次公表）」として、震度分布、津波水位及び浸水域等の推計結果を、また、同年8月に「香川県地震・津波被害想定（第二次公表）」として、発災直後の人的・物的被害等の推計結果を公表した。

さらに、平成26年2月に「香川県地震・津波被害想定（第三次公表）」として、時間の経過とともに被害がどのように推移するのかを示す「被害シナリオ」を、同年3月に「香川県地震・津波被害想定（第四次公表）」として、第一次公表のうち、南海トラフ地震（発生頻度の高い）については、内閣府と相談し、検討したモデルを用いて、震度分布、津波水位及び浸水域等の推計を見直し、これに基づき、人的・物的被害や被害シナリオを公表した。

また、同時に南海トラフ地震（最大クラス）を対象に、発災から避難行動が取れなくなるとされる浸水深30cmに達するまでの時間を示す「浸水深30cm到達時間予測図」も公表した。

なお、中央構造線及び長尾断層については、「中央構造線断層帯の長期評価（一部改正）について」（平成23年2月18日）及び「長尾断層帯の長期評価」（平成17年1月12日変更）を地震動予測のモデルとしている。

2 地震被害想定調査

（1）前提条件

香川県に大きな被害を及ぼすおそれがある地震として、海溝型地震（南海トラフ地震）2ケースと活断層による直下型の地震2ケースの合計4ケースを想定した。

（2）想定地震

① 想定地震1：南海トラフ地震（最大クラス）

香川県において、過去に大きな被害をもたらしたものは、南海トラフで発生する地震である。

南海トラフは、フィリピン海プレートが西南日本の下にもぐり込んでいるプレート境界であり、ここを震源とする地震は、おおむね90～150年ごとに繰返し発生している。（最近では、昭和21年（1946年）にマグニチュード8.0の昭和南海地震が発生）

南海トラフで発生する地震のうち、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす最大クラスの地震を想定した。

② 想定地震2：南海トラフ地震（発生頻度の高い）

南海トラフで発生する地震のうち、一定の頻度（数十年から百数十年に一度程度）で発生し、①の最大クラスの地震に比べ、規模（震度や津波波高）は小さいものの大きな被害をもたらす地震を想定した。

③ 想定地震3：中央構造線（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）の地震

中央構造線は香川県内を直接通っていないが、ここで地震が発生した場合には、香川県にも大きな被害をもたらすものと考えられる。

ここでは、香川県に最も近い讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部を想定した。

④ 想定地震4：長尾断層の地震

長尾断層は、さぬき市から高松市香南町に至る東西方向に延びた活断層で、ここで地震が発生した場合には、香川県内に大きな被害をもたらすものと予想されることから想定地震とした。

(3) 地震動予測結果

① 想定地震1：南海トラフ地震（最大クラス）

- ・ 震度は、5強～7になると予測された。
- ・ 平野部を中心に広い範囲で震度6弱、東讃・西讃の平野部を中心に震度6強が出現する傾向にあり、観音寺市、東かがわ市及び三豊市のごく一部で震度7と予測された。

② 想定地震2：南海トラフ地震（発生頻度の高い）

- ・ 震度は、4～6弱になると予測された。
- ・ 島嶼部の一部で震度4、島嶼部・山地及び中讃で震度5弱、香川県内の東部から西部の平野部を中心に震度5強が出現する傾向にあり、観音寺市、さぬき市及び東かがわ市などのごく一部で震度6弱が予測された。

③ 想定地震3：中央構造線（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）の地震

- ・ 震度は、4～7になると予測された。
- ・ 中央構造線に近い観音寺市、東かがわ市及び三豊市のごく一部で震度7、高松市の沿岸部、東讃・西讃などの一部で震度6強、香川県東部から西部の広い範囲で震度5強～6弱、島嶼部等で震度5弱、島嶼部の一部で震度4と予想された。

④ 想定地震4：長尾断層の地震

- ・ 震度は、4～6強になると予測された。
- ・ 長尾断層に近い高松市、三木町及びさぬき市などのごく一部で震度6強、高松市から東讃にかけて震度6弱、その他の地域では震度4～5弱が出現する傾向にある。

(4) 津波予測結果

① 想定地震1：南海トラフ地震（最大クラス）

- ・ 地震発生直後の海面に±20cmの変動が香川県内の主要な港等で最も早く生じるのは、関谷港（観音寺市）で約4分となった。これは、初期地盤沈下量が大きいため、外洋からの津波が到達する前に海面の変動が生じるため、他の港でも同様である。
- ・ 香川県内の主要な港での最高津波波高は、約0.5～2.1mとなった。（2.1mとなったのは、牟礼港（高松市）と志度港（さぬき市）。）
- ・ 市町別の最高津波水位（津波波高＋満潮位等）は、約2.8～3.8mとなり、高松市、観音寺市など香川県内8市町で3mを越える。
- ・ 浸水面積は、香川県全体で約69.8km²であり、このうち、人が歩行で避難することが困難となる浸水深0.3m以上となる浸水面積は約55.6km²である。

市町別では、市域が広い高松市が約17km²と最も大きく、次いで坂出市の約11km²、三豊市、観音寺市となっている。人が歩行で避難することが困難となる浸水深0.3m以上となる浸水面積でみると高松市が約12.7km²と大きく、次いで坂出市となっている。

② 想定地震2：南海トラフ地震（発生頻度の高い）

- ・ 市町別の最高津波水位（津波波高＋満潮位等）は、約2.3～3.2mとなった。3.2mとなったのは、観音寺市である。
- ・ 浸水面積は、香川県全体で約10.9km²であり、人が歩行で避難することが困難となる浸水深0.3m以上となる浸水面積は約7.2km²である。

市町別では、高松市が約2.2km²と最も大きく、次いで坂出市及びさぬき市の約2.1km²、小豆島町、三豊市となっている。人が歩行で避難することが困難となる浸水深0.3m以上とな

る浸水面積でみると、さぬき市が約1.6km²と大きく、次いで坂出市となっている。

(5) 被害予測結果

① 想定地震1：南海トラフの地震（最大クラス）

- ・ 香川県全体での建物被害が最も多くなる冬18時における全壊棟数は、35,000棟であった。
- ・ 全壊棟数は、高松市、観音寺市、三豊市で5,000棟以上、丸亀市、坂出市、さぬき市、東かがわ市、小豆島町、多度津町で1,000棟以上となっており、揺れによる全壊棟数は観音寺市で5,000棟以上、高松市、丸亀市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、多度津町で1,000棟以上と予測された。
- ・ 津波による全壊棟数は、高松市、さぬき市、三豊市で300棟以上、地震火災による焼失棟数は観音寺市、東かがわ市、三豊市で1,000棟以上と予測された。
- ・ 香川県全体での人的被害が最も多くなる冬深夜での死者数は6,200人、負傷者数は19,000人であった。
- ・ 死者数は、高松市、丸亀市、さぬき市で1,000人以上、負傷者数は、高松市、丸亀市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市で1,000人以上と予測された。なお、津波による死者数は全体の7割を占め、丸亀市、さぬき市で1,000人以上と予測された。

② 想定地震2：南海トラフの地震（発生頻度の高い）

- ・ 香川県全体での建物被害が最も多くなる冬18時における全壊棟数は、2,300棟であった。
- ・ 全壊棟数は、高松市で840棟、東かがわ市で420棟、坂出市、観音寺市、さぬき市、三豊市で100棟以上と予測された。
- ・ 香川県全体での人的被害が最も多くなる夏12時での死者数は120人、冬深夜での負傷者数は1,200人であった。

③ 想定地震3：中央構造線（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）の地震

- ・ 香川県全体での建物被害が最も多くなる冬18時における全壊棟数は、30,000棟であった。
- ・ 全壊棟数は、高松市で6,800棟、観音寺市で9,100棟、東かがわ市、三豊市で4,000棟以上と予測された。
- ・ 香川県全体での人的被害が最も多くなる冬深夜での死者数は1,400人、負傷者数は12,000人であった。
- ・ 死者数は、高松市で330人、観音寺市で460人、東かがわ市で240人、三豊市で200人と予測された。

④ 想定地震4：長尾断層の地震

- ・ 香川県全体での建物被害が最も多くなる冬18時における全壊棟数は、2,000棟であった。
- ・ 全壊棟数は、高松市で1,200棟、坂出市、東かがわ市、三木町で100棟以上と予測された。
- ・ 香川県全体での人的被害が最も多くなる冬深夜での死者数は40人、負傷者数は1,300人であった。

【被害想定結果総括表】

想定地震 想定項目		単位	南海トラフ (最大クラス)	南海トラフ (発生頻度の高い)	中央構造線	長尾断層
震 度		—	5強～7	4～6弱	4～7	4～6強
建物被害(全壊) (冬十八時)	揺れによる	棟	4,800	*	3,000	*
	液状化による	棟	170	140	260	60
	津波による	棟	400	10	—	—
	急傾斜地崩壊による	棟	60	*	30	*
	地震火災による	棟	1,100	*	1,200	*
人的被害 (冬深夜)	死者	人	310	*	190	*
	負傷者	人	2,400	30	1,600	20
	避難者	避難所	人	11,000	2,700	60
		避難所外	人	7,400	1,800	40
ライフライン被害	上水道(断水人口)		人	67,000	48,000	3,000
	下水道(支障人口)		人	260	170	20
	電力(停電軒数)		軒	36,000	33,000	1,500
	通信	固定電話 (不通回線数)	回線	18,000	18,000	830
		携帯電話 (停波基地局率)	%	57	79	4
	都市ガス (供給停止戸数)		戸	—	—	—

※「*」は、少ないが被害がある。

(6) 減災効果

- 全ての建物の耐震化を実施
- 家具類の転倒・落下防止対策を実施
- 津波避難の迅速化

	避難行動別の避難者比率		
	すぐに避難する (直接避難)	避難するがすぐには 避難しない (用事後避難)	切迫避難*あるいは 避難しない
発災後全員が即避難	100%	0%	0%
早期避難者が少ない	20%	50%	30%

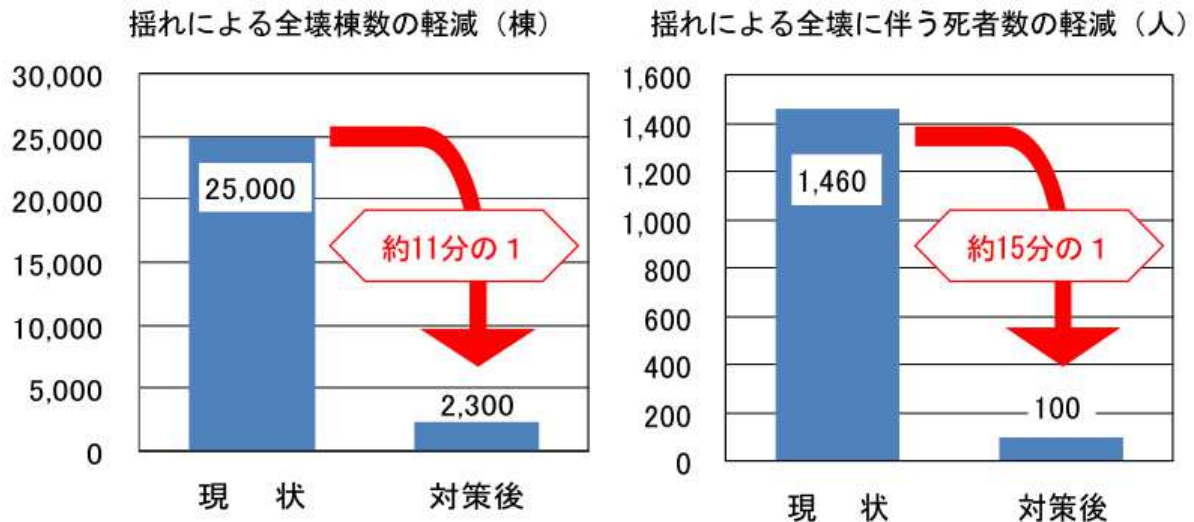
出典：「南海トラフの巨大地震建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要（中央防災会議）」より抜粋

※切迫避難とは・・・津波の到来を自覚してから避難を開始するなどの状態を言う。

① 建物の耐震化

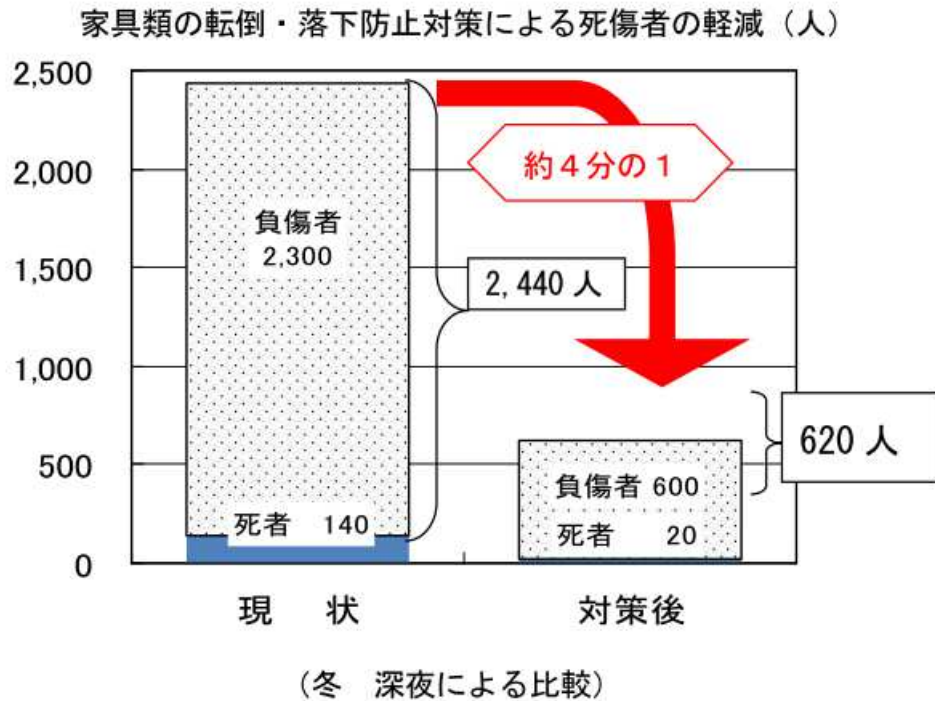
香川県内の住宅の耐震化率は、約76%（平成23年10月現在）となっている。

旧耐震基準の建物の建替えや耐震化により、全ての建物の耐震性が強化された場合には、揺れによる全壊棟数は、約11分の1に、それに伴う死者数は約15分の1に軽減される。



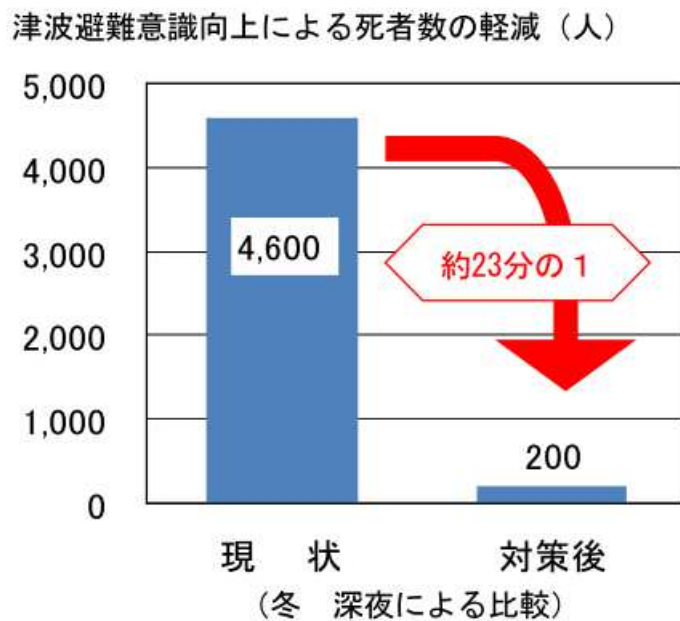
② 家具類の転倒・落下防止対策

香川県内の家具類の転倒・落下防止対策実施率は、約13%（平成24年10月県政世論調査）となっている。この実施率を100%にすることで、死傷者数は約4分の1に軽減される。



③ 津波避難の迅速化

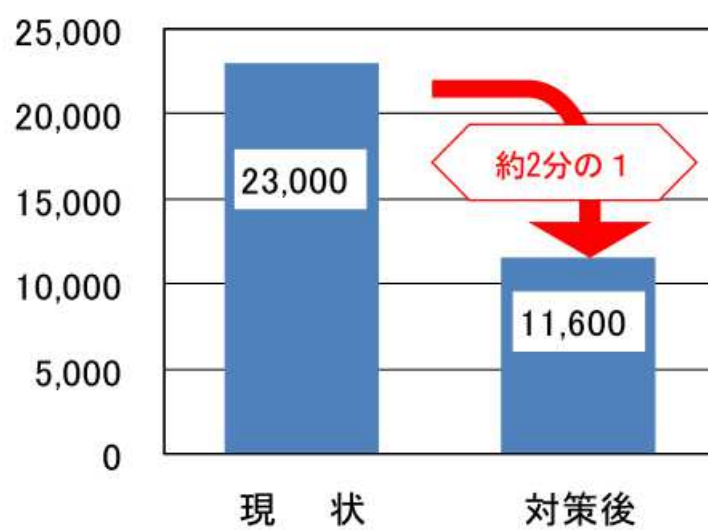
地震発生後、すぐに避難する住民が100%になれば、死者数は、約23分の1に軽減される。



④ 直接経済被害額の軽減

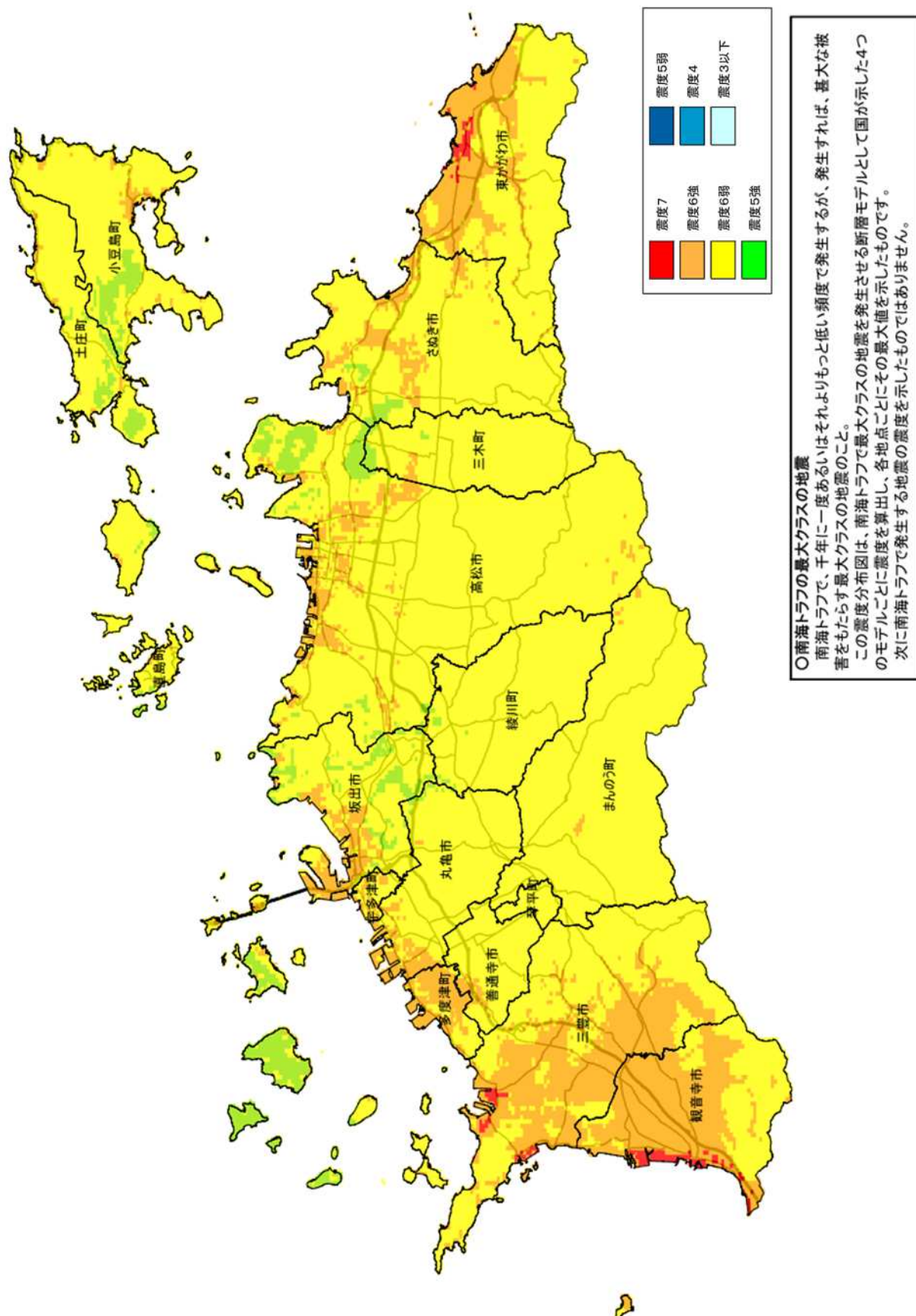
建物の耐震化率が100%となれば、直接経済被害額は、約2分の1に軽減される。

建物耐震化による建物被害額の軽減（億円）

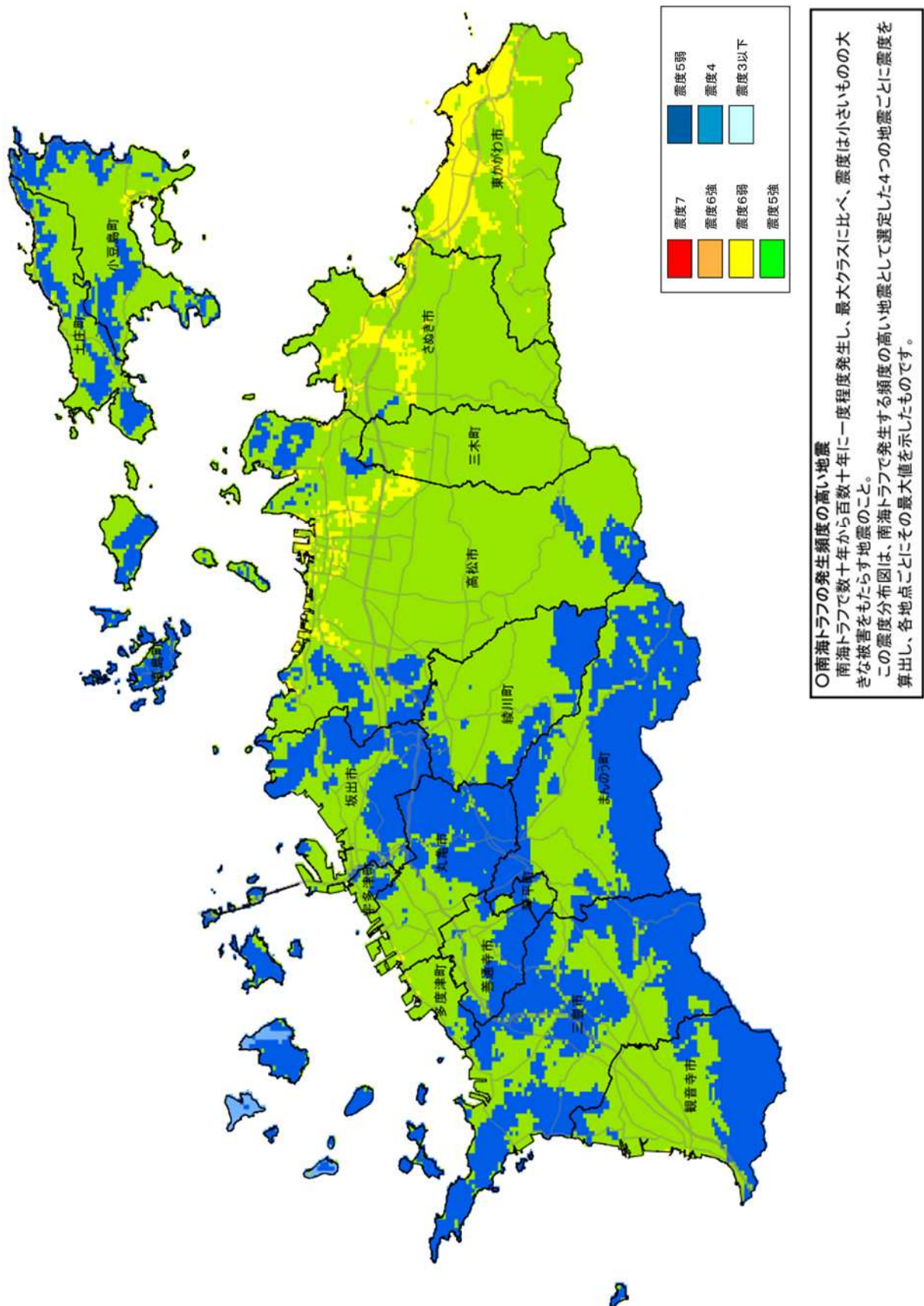


（冬 深夜による比較）

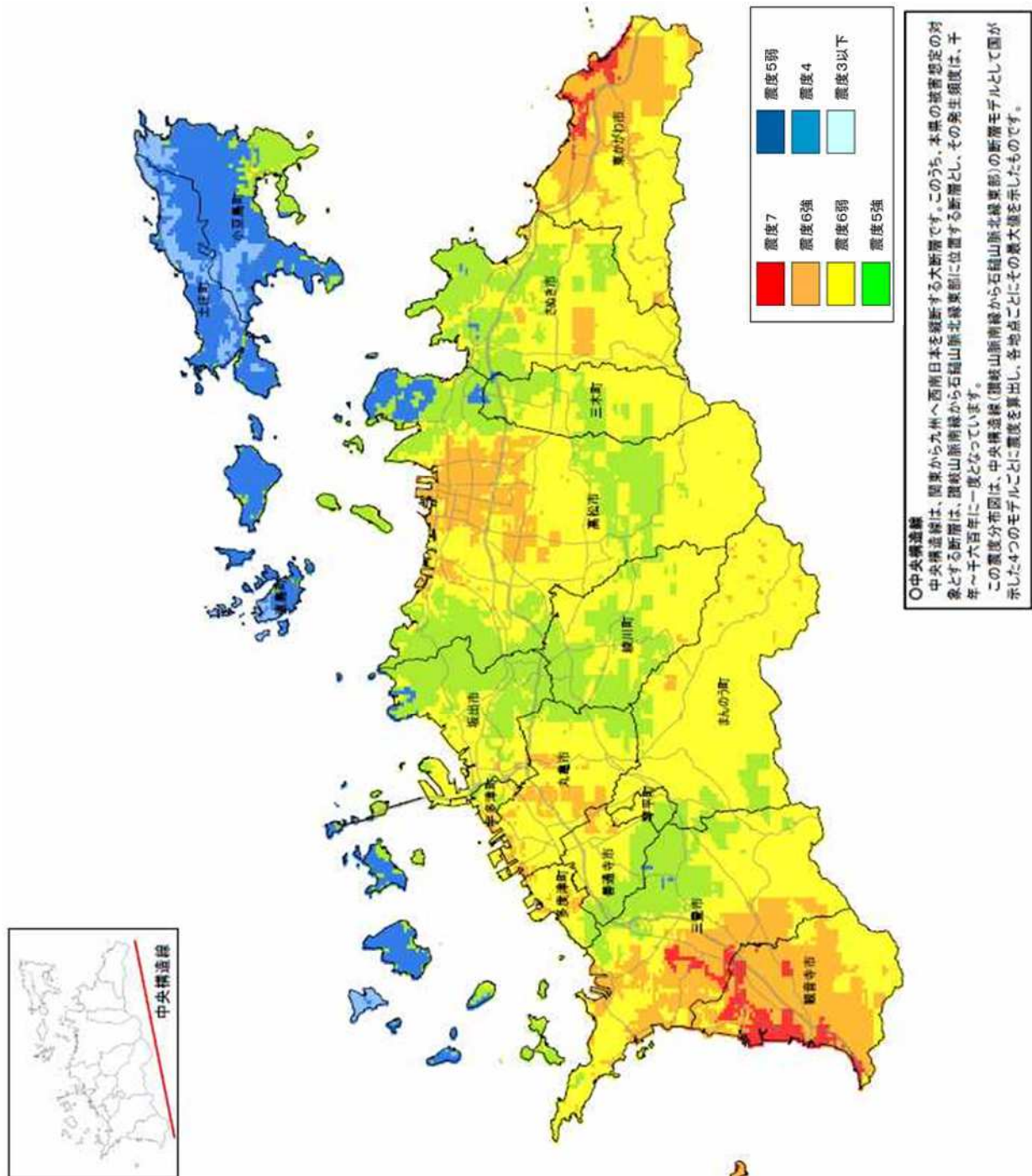
【想定震度分布図】南海トラフ地震（最大クラス）



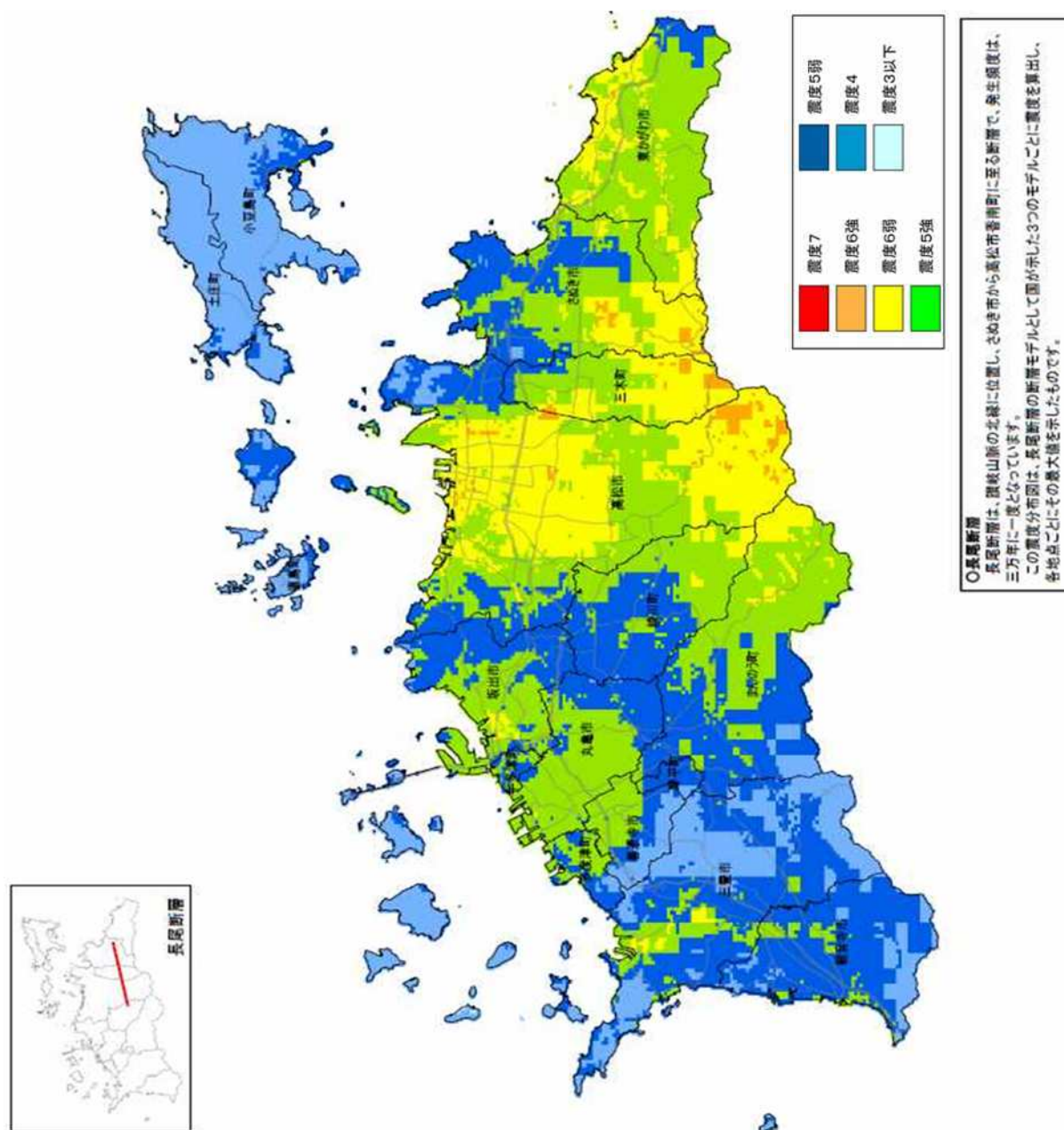
【想定震度分布図】南海トラフ地震（発生頻度の高い地震）



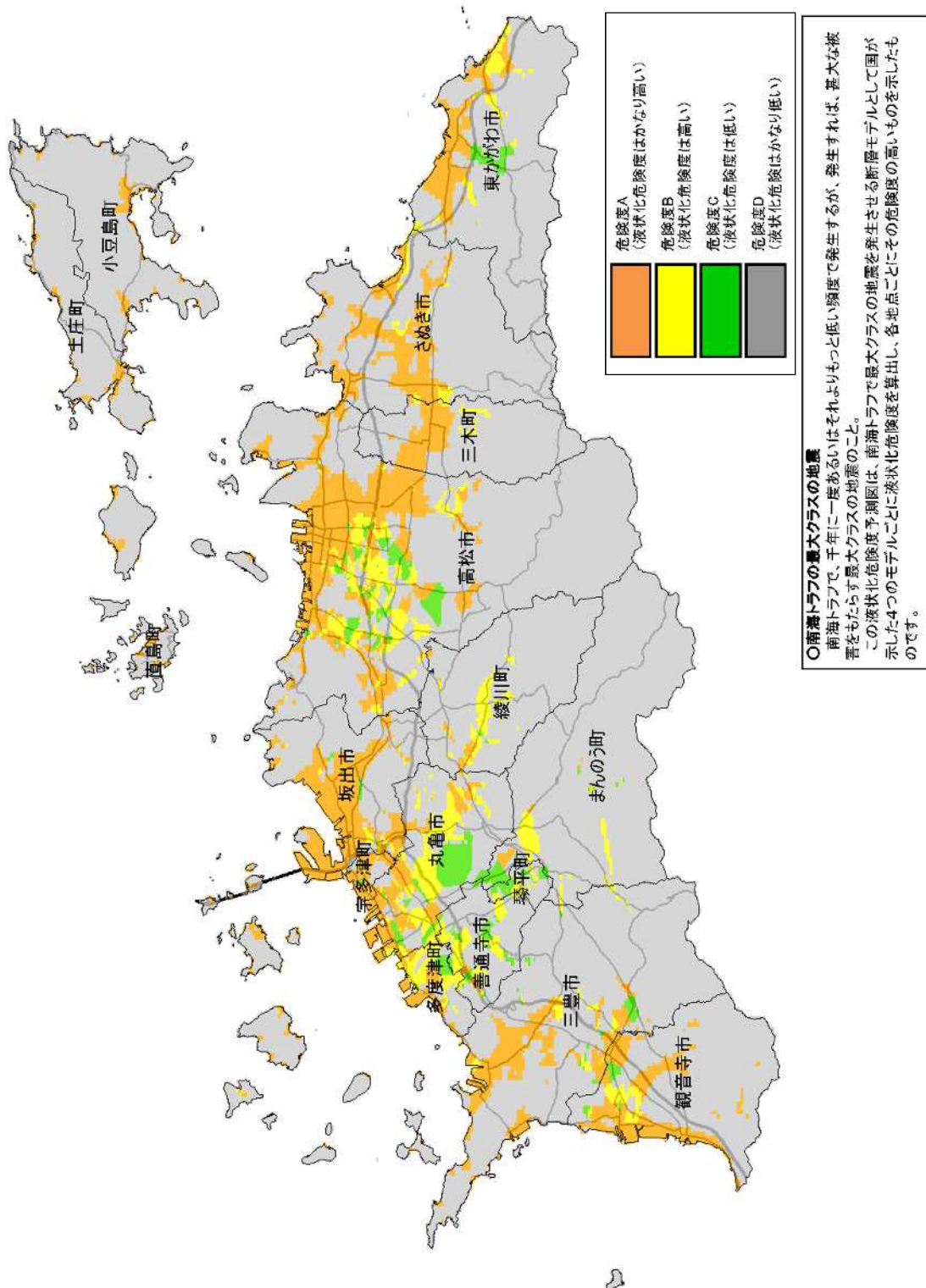
【想定震度分布図】 中央構造線



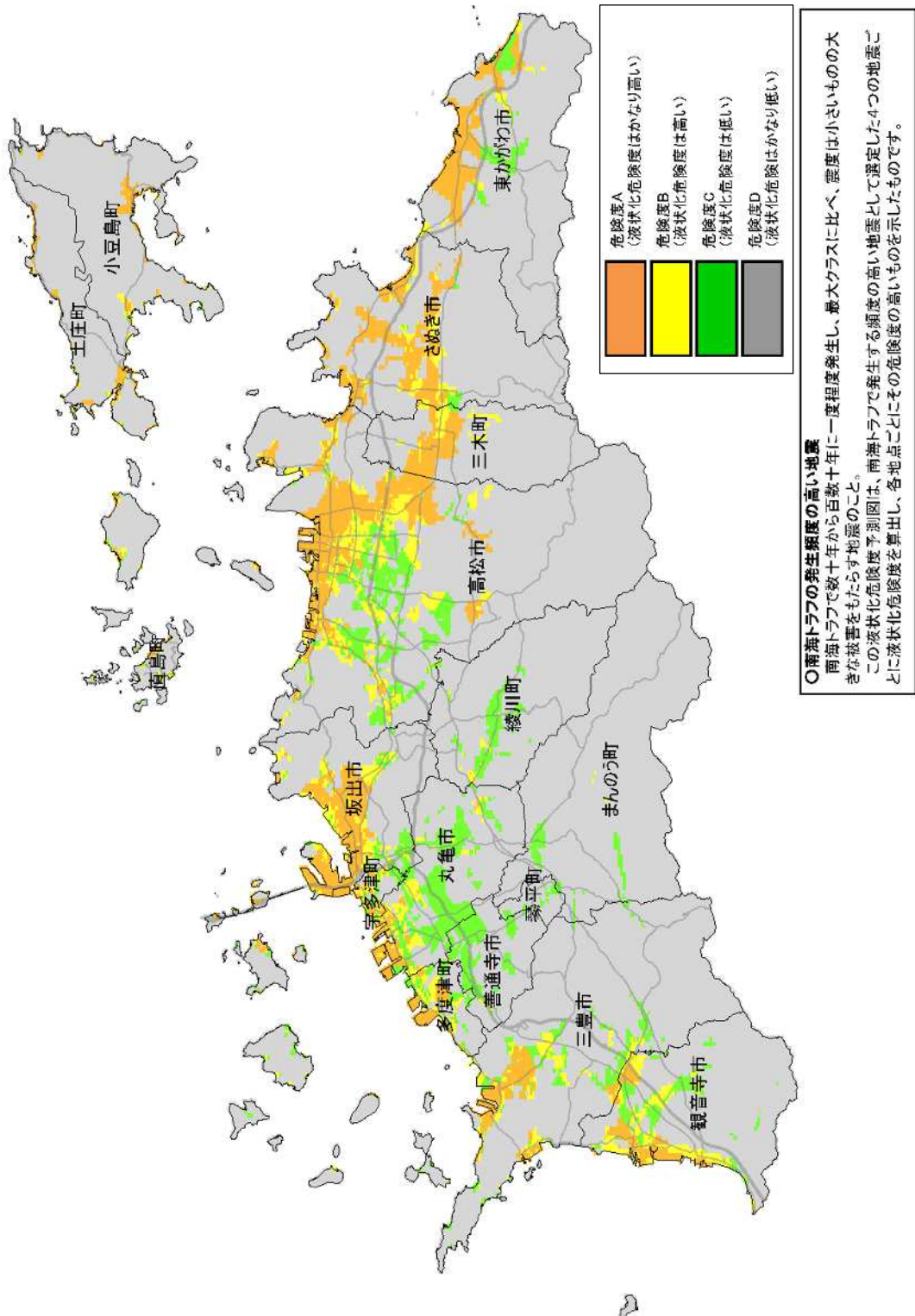
【想定震度分布図】長尾断層



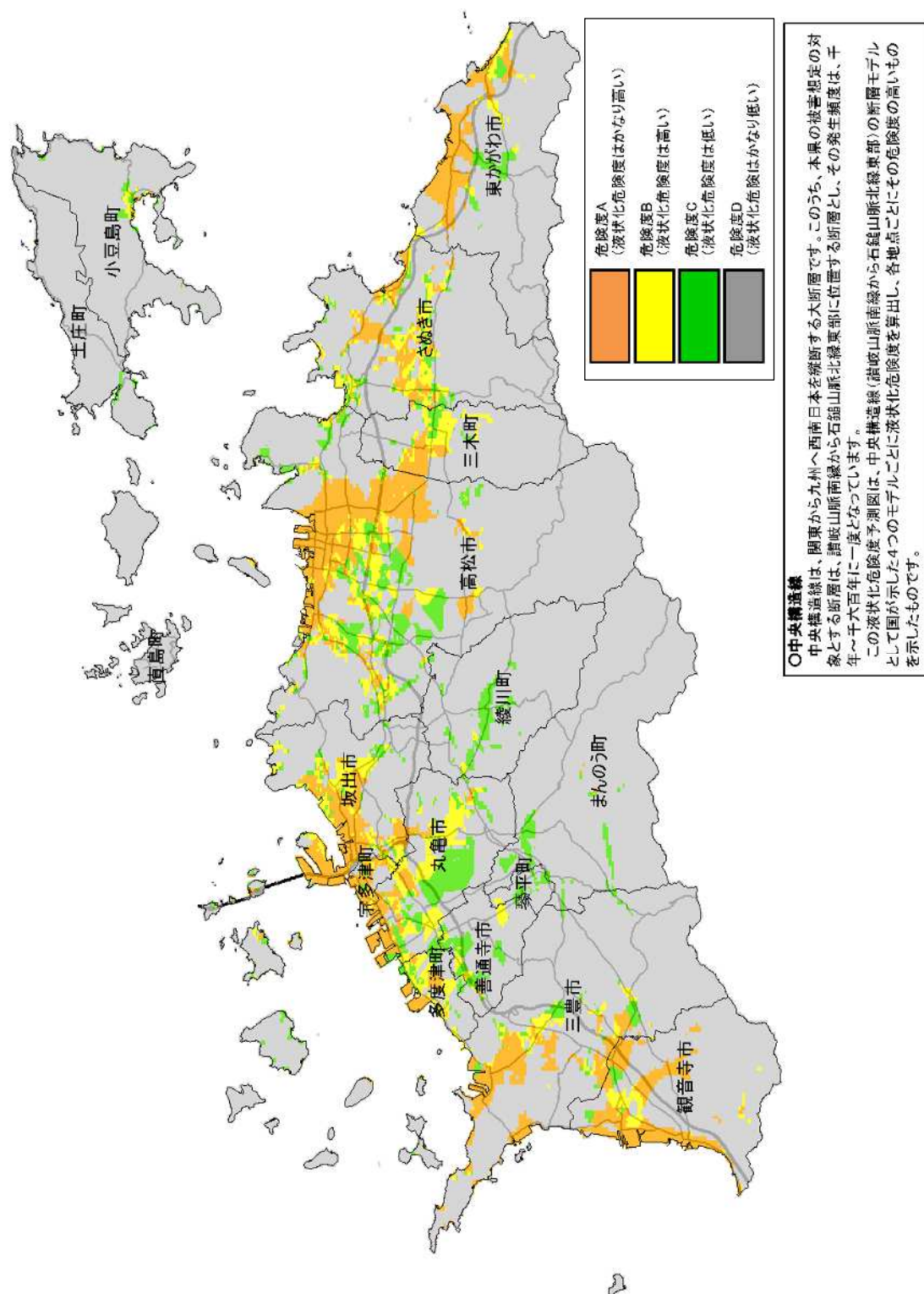
【液状化危険度予測図】南海トラフ地震（最大クラス）



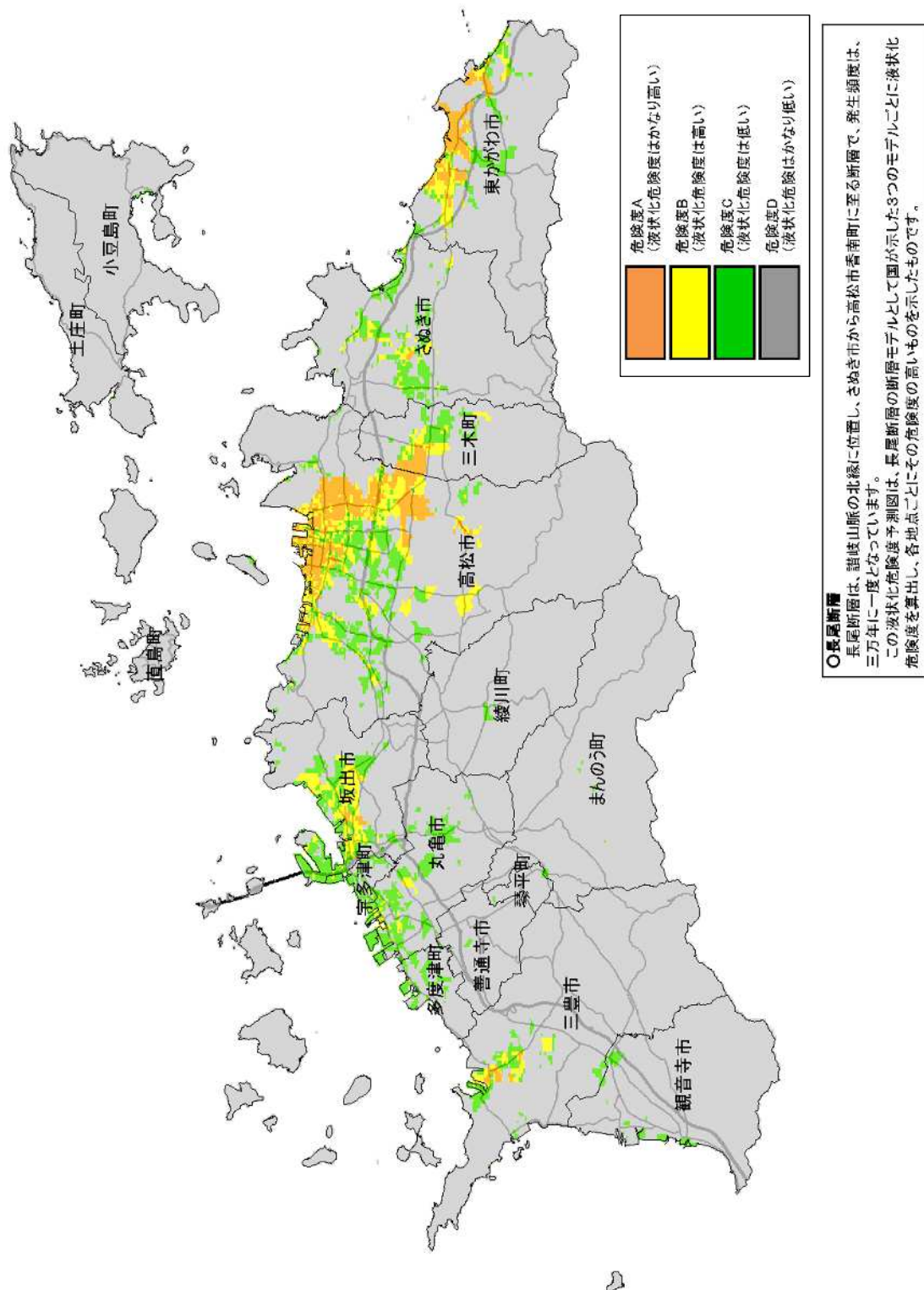
【液状化危険度予測図】南海トラフ地震（発生頻度の高い地震）



【液状化危険度予測図】 中央構造線



【液状化危険度予測図】長尾断層

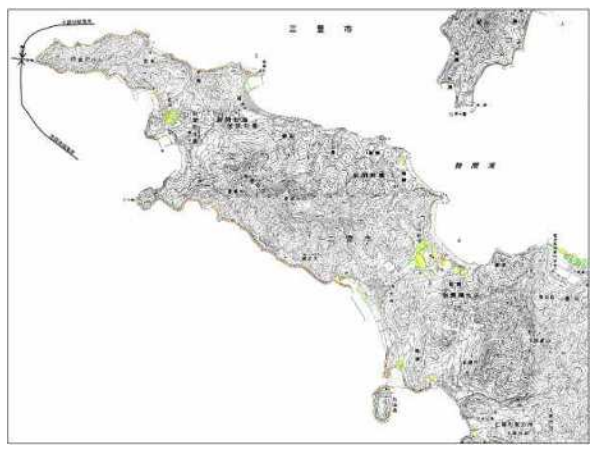


【津波浸水予測図】 南海トラフ地震（最大クラス）

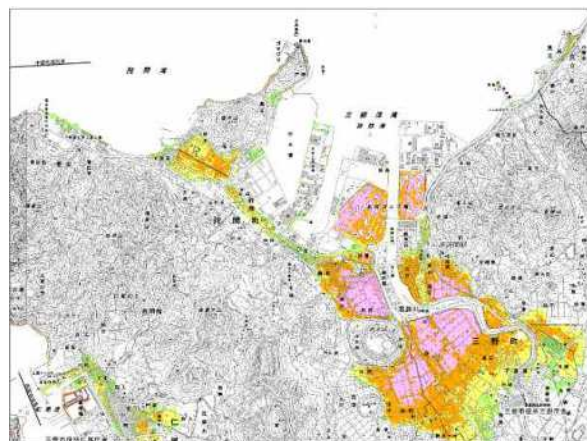
(三豊市①)



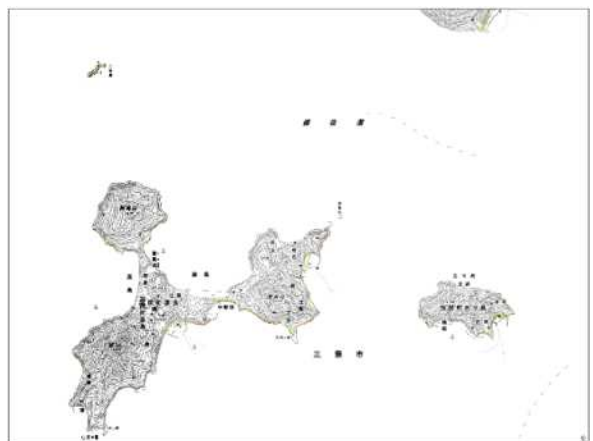
(三豊市②)



(三豊市③)



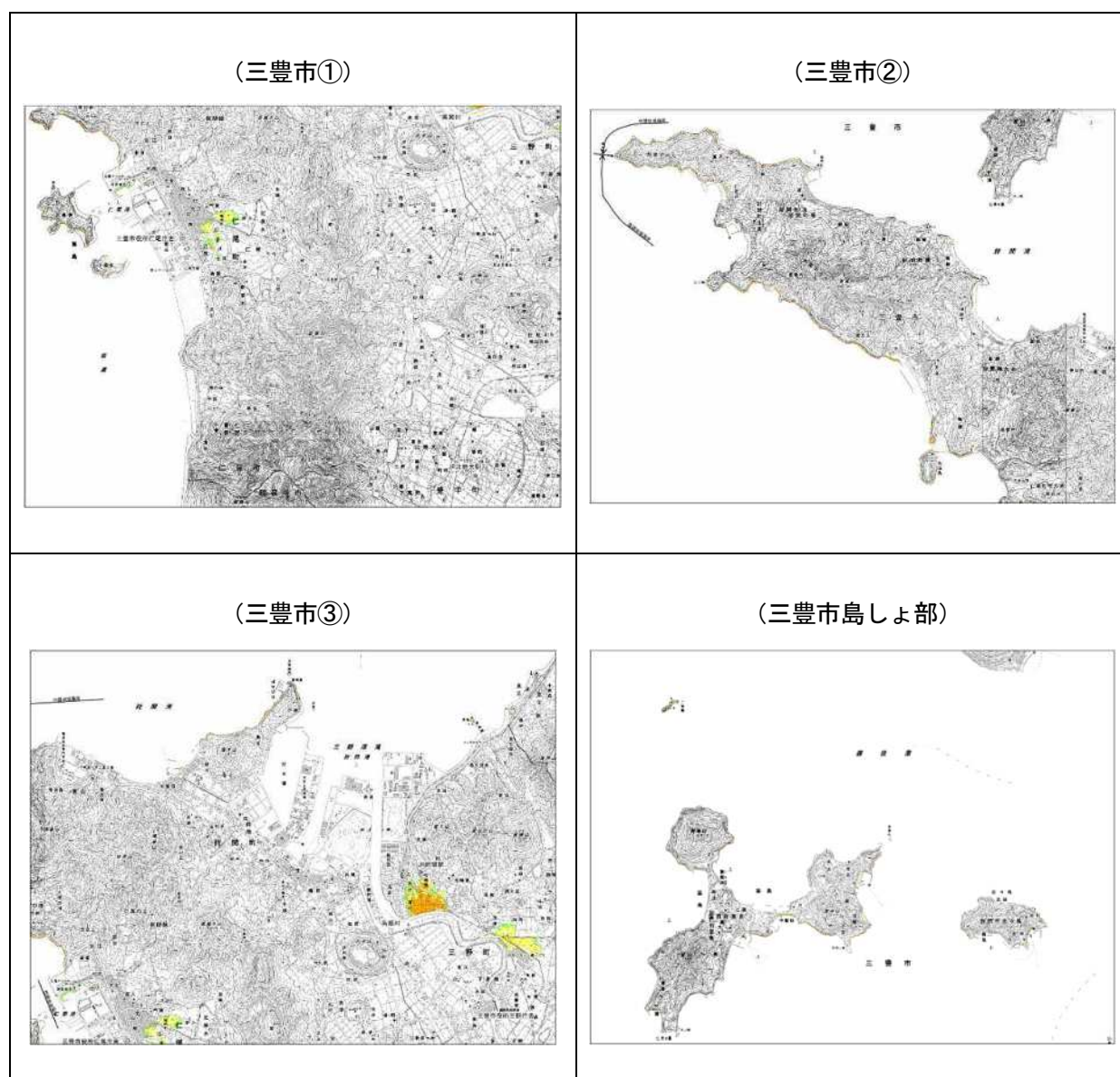
(三豊市島しょ部)



浸水深(m)

4.0 ～ 5.0
3.0 ～ 4.0
2.0 ～ 3.0
1.0 ～ 2.0
0.3 ～ 1.0
0.01 ～ 0.3

【津波浸水予測図】 南海トラフ地震（発生頻度の高い地震）



浸水深(m)

4.0 ～ 5.0
3.0 ～ 4.0
2.0 ～ 3.0
1.0 ～ 2.0
0.3 ～ 1.0
0.01 ～ 0.3

第5節 地震・津波防災対策目標

1 目的

南海トラフ地震等大規模地震の発生を防ぐことはできないが、事前の備えを行うことにより、その被害を最小限にすることは可能である。しかしながら、地震はいつ発生してもおかしくないことから、効率的かつ効果的な地震・津波防災対策を講じなければならない。

本節では、将来発生する大規模地震による人的・物的被害の軽減を目指し、効果的かつ効率的な地震・津波防災対策を講じるため、本市の地震・津波防災対策の目標と対策を定めたものである。

また、こうした減災は、市及び住民の連携と協働があって、はじめて実現できるものであり、地震・津波防災対策におけるそれぞれの役割分担について、併せて整理を行った。

なお、この目標は、新しい知見、達成状況等に応じて、随時に見直すこととする。

2 背景

○ 大規模地震発生の切迫性

香川県においては、南海トラフ、中央構造線、長尾断層を震源域とする大規模な地震の発生が予測されており、とりわけ南海トラフで、今後30年以内にM8～9クラスの地震が発生する確率は、70%～80%（令和3年1月1日現在）と極めて高く、限られた時間の中、効果的な対策を講じる必要がある。

○ 市及び住民の協働による防災対策の必要性

上記の大規模地震では、未曾有の被害が想定されており、被害軽減のためには、市及び住民が役割を分担し、協働して防災対策を行う必要がある。市も自らの役割である防災対策を行うものであり、その計画的な推進のため、香川県の防災対策の数値目標に基づく防災体制の整備・充実を図る。

3 想定される被害と対応

「香川県地震・津波被害想定調査」は、南海トラフ、中央構造線、長尾断層の3ケースを震源域とするものであり、その結果は、第4節の被害想定で記載したとおりである。

特に、今世紀前半にもその発生が懸念されている南海トラフの地震・津波の場合、三豊市においては、震度7（最大クラス）の揺れが想定されており、強い地震動や津波による浸水が予想されており、地震での建物倒壊等による死傷者、ライフライン被害等は甚大なものになるとされている。こうした被害の軽減のためには、これらの強い地震動や津波に対する備えとともに、住民一人ひとりの防災意識を高め、地震や津波に強い地域づくりを行う必要がある。

【強い揺れに対する備え】

- ・ 建物の耐震化、家具の固定化等

建物倒壊は死者発生的主要因素であり、出火・延焼、避難者発生要因と想定されている。また、救助活動の妨げ、がれき発生など被害拡大の要因であり、建物の倒壊防止対策を進める必要がある。併せて、家具の固定化、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、壁、屋根、つり天井等の落下防止等の対策を講じる必要がある。

- ・ 火災対策

建物倒壊に伴う出火が想定されており、出火予防、初期消火体制を準備する必要がある。

- ・ 斜面崩壊対策

新潟県中越地震に見られるような地震に伴う斜面崩壊に備え、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり防止区域等の周知、防止施設の整備等を行う必要がある。

- ・ 液状化対策
埋立地等で建物倒壊の原因となる液状化が想定されており、必要な液状化対策を講じる必要がある。
- ・ ため池の耐震化対策
貯水量10万 m^3 未満のため池で、防災上重要な中小規模ため池のうち、耐震性が不足するため池について、耐震化整備を行う必要がある。
- ・ 老朽ため池対策
ため池のほとんどが築造後200～300年経過しており、老朽化が進行していることから、決壊を未然に防止するため、老朽ため池の整備が必要である。
- ・ ライフライン、公共施設の耐震化
住民の生活の基礎となっている上・下水道、幹線道路など公共施設の耐震化を確保する必要がある。

【津波に対する備え】

- ・ 津波ハザードマップの利用促進
津波からの避難には浸水範囲や浸水深を示した津波ハザードマップの利用を促進する。
- ・ 津波避難計画の作成促進
津波による人的被害の軽減は早めの避難である。円滑な避難のため地域ごとに避難計画を充実する必要がある。
- ・ 海岸保全施設の整備
「香川県地震・津波被害想定調査」では、「比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波」いわゆる「L1津波」が発生した場合、志度港でT. P. +2.9mの津波が予測されるなど、県下全域において浸水被害が発生すると想定されている。このことから、津波・高潮からの県民の生命・財産を守るため、平成27年3月に策定された「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」（令和2年3月に見直し）に基づき、整備優先度の高い箇所から計画的に海岸保全施設の整備を行う必要がある。
しかし、施設整備が必要な海岸線が長く、その全てを整備するためには膨大な費用と長い期間がかかる。また、整備を行う対象津波については、「L1津波」を対象としており、ハード面だけで安全を確保することは困難であることから、避難場所や緊急避難場所の指定をはじめ、津波ハザードマップの作成や、避難路の安全対策などハード・ソフトを合わせた総合的な地震・津波対策を行う必要がある。

【地震・津波に強い地域づくり】

- ・ 地震・津波に対する正確な知識や日頃の備えの普及啓発
一人ひとりの防災意識を高めることが地域の防災力を高めることになる。地震・津波に関する正確な知識や日頃の備え（食料や飲料水等の備蓄物資、自宅の耐震補強、家具の固定など）、津波からの早期避難等について、普及啓発する必要がある。また、防災教育を充実し、子どもの頃から防災意識を持つようにしておくことが必要である。
- ・ 自主防災活動の促進・強化
避難誘導、救助、初期消火など災害時における被害の拡大防止のため、地域住民による自主的な防災活動の果たす役割は大きい。自主防災組織の結成促進・活動強化を進める必要がある。

ある。

- ・ 事業所と地域との連携

事業所は、災害時、来客者等の安全を確保するとともに、地域住民の生活を支えるため事業を継続することが必要である。また、地域の構成員としての防災協力活動が期待されている。

- ・ 避難行動要支援者への対応

高齢者、障害者、難病患者等避難の際、支援が必要となる人々、いわゆる避難行動要支援者の避難体制の整備が必要である。

- ・ 複合災害への備え

南海トラフでは、大きな地震が時間差で発生する可能性があり、また、揺れと津波の組合せだけでなく、地震の前後に台風などによる洪水、高潮、土砂災害が発生する場合もある。

4 被害軽減の目標

大規模地震による人的・物的被害をゼロに近づける。

5 減災を実現するための目標と対策

人的・物的被害の軽減につながる具体目標（数値目標又は定性目標）と目標実現のために市の関係部局が実施する対策等については、次のとおりである。

I 強い揺れへの備え

○ 建築物・住宅の耐震化

- ・ 三豊市耐震改修促進計画に基づき、防災拠点施設の計画的な耐震化を促進する。
- ・ 香川県と連携した補助制度の活用やパンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催などの啓発により住宅の耐震診断・改修を促進する。
- ・ 家具の固定化、ブロック塀の安全対策等を促進する。

○ ライフライン、公共施設の耐震化

- ・ 緊急遮断装置の設置を促進する。
- ・ 緊急輸送路の橋りょうの耐震化を推進する。

○ 土砂災害の防止

- ・ ハザードマップ(土砂災害)を整備する。
- ・ 香川県と連携し、森林整備保全計画に基づき、民有林の山地災害危険地区を計画的に整備する。
- ・ 香川県と連携し、砂防事業を実施する。
- ・ 香川県と連携し、地すべり対策事業を実施する。
- ・ 香川県と連携し、急傾斜地崩壊対策事業を実施する。
- ・ 香川県と連携し、老朽ため池の整備を推進する。
- ・ 香川県と連携し、液状化危険予測図を作成及び周知に努める。

II 津波に対する備え

○ 津波避難対策

- ・ 被害想定の見直しを踏まえ、必要に応じて、津波避難計画の見直しを行う。
- ・ 香川県による津波浸水予測図の公表、助言を受け、津波ハザードマップの見直しを行う。
- ・ 津波避難に関する防災知識の普及啓発を促進する。

○ 海岸保全施設の整備

- ・ 香川県と連携し、海岸保全施設等を整備する。

Ⅲ 地震・津波に強い地域づくり

- 地震、津波等に対する正確な知識や日頃の備えの普及啓発
 - ・ 防災啓発パンフレットの作成及び配布を行う。
 - ・ ハザードマップ(津波、高潮、洪水、土砂災害)の作成を促進する。
 - ・ 学校における防災教育を推進する。
 - ・ 出前講座等を通じて、防災対策を説明する。
 - ・ 災害の疑似体験等ができる香川県防災センターや三観広域防災センターの利用促進を啓発する。
- 自主防災活動の促進・強化
 - ・ 自主防災組織による実践的な防災訓練の充実を図るとともに、必要な資機材等の整備促進を図る。
 - ・ 自主防災組織のリーダーを対象とした研修会を開催する。
- 事業所と地域との連携
 - ・ 事業所と地域の連携を深めるよう防災意識の啓発を行う。
- 避難行動要支援者への対応
 - ・ 避難行動要支援者の避難支援体制の充実を図る。
- 複合災害の防止
 - ・ 土砂災害の防止(再掲)
 - ・ 海岸保全設備の整備(再掲)

6 住民及び市の役割分担と連携による地震・津波防災の取組

【住民】

- 地域の危険度を知り、「自助」の備えをしておく。
 - ・ 地震、津波の特徴を知り、それに対する備えと、それに遭遇した場合の行動のとり方を学ぶ
 - ・ 住宅等の耐震対策（耐震補強、家具の転倒防止対策等）
 - ・ 初期消火に必要な用具の準備
 - ・ 情報収集手段（ラジオ等）の準備
 - ・ 最低3日分の食料、飲料水、医薬品等の生活物資の備蓄と非常持出品の準備
 - ・ 家族間での情報の共有と確認（避難場所、連絡方法等）
 - ・ 自主防災組織の結成
 - ・ 防災訓練への参加

【自主防災組織等】

- 自宅周辺や地域の危険度を知り、「共助」の備えをしておく。
 - ・ 地理的状況を把握した上で、災害の態様に応じた災害危険箇所の確認
 - ・ 災害の態様に応じた安全な指定緊急避難場所及び指定避難所・避難路・避難方法等の確認
 - ・ 避難行動要支援者の把握
 - ・ 地域住民の間での情報の共有と確認
 - ・ 防災訓練の実施
 - ・ 市との連携強化

【市】

- 地震・津波防災体制の整備・充実
 - ・ 地域防災計画の修正
 - ・ 南海トラフ地震防災対策推進計画の修正
 - ・ 職員研修、防災訓練の実施
 - ・ 災害応急対策に対応する危機管理体制・組織の充実
- 住民の「自助」「共助」を促すための情報提供と啓発
 - ・ 住民の防災意識の啓発・高揚
 - ・ 学校での防災教育の推進
 - ・ 災害危険情報の提供
 - ・ ハザードマップの作成・普及
 - ・ 自主防災組織の結成促進
- 情報の収集・伝達（主として住民へ）体制の整備
 - ・ 災害状況、住民の安否情報の確認方法等の整備
 - ・ 三豊市防災行政無線システム等の整備充実
- 避難対策の整備
 - ・ 要配慮者（独り暮らし、高齢世帯、障害者等）も含めた住民の確実な避難計画・津波避難計画の作成
 - ・ 避難すべき区域や避難指示等の判断基準の作成
 - ・ 災害の態様及び要配慮者の実情に応じた指定緊急避難場所及び指定避難所・避難路・誘導方法等の確保・整備と周知徹底
 - ・ 住民の迅速・的確な行動に結びつける確実な情報伝達方法の整備・確保
 - ・ 避難行動要支援者の把握と関係部局間、自主防災組織、福祉関係者等との間での情報の共有
- 救助対策の整備
 - ・ 食料、飲料水、生活物資の備蓄と輸送体制の整備
 - ・ 救護病院の指定など医療救護体制の整備
 - ・ 救助用資機材等の整備充実
 - ・ 消防力の充実強化
 - ・ 他市町との連携・協定
- 公共施設の点検・整備
 - ・ 計画的な耐震診断・改修の実施
 - ・ 地震・津波対策のための公共施設の計画的な整備

第6節 防災ビジョン

本市の特性を踏まえ、住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するためには、市、香川県、防災関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ一体となって最善の対策をとる必要がある。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を踏まえ、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、様々な対策を組み合わせることで災害に備えることとする。

そのため、市の防災基本理念として、地域の災害危険性を考慮し、それを解消していくために防災行政を進める上での基本姿勢、住民の防災に対する心構え、防災施策の大綱を定めるものである。

1 基本理念

大規模な地震・津波災害から、住民の生命、身体及び財産を保護するためには、本市の安全性をより高める都市基盤整備や、行政が行うべきことを取り決めた計画を行政等が策定することのみでは足りず、住民の参画と協働という視点が必要である。

また、国の防災白書によると、大規模広域災害時において、行政機関による「公助」だけでは限界があることから、災害被害を軽減するためには、一人ひとりが自ら取り組む「自助」を前提としつつ、地域コミュニティ等による「共助」も含めた総合的な取組が重要であるとされている。

本計画においては、香川県地震・津波被害想定等を踏まえ、次の3点を計画の理念とする。

- (1) 「安全で災害に強い三豊市」を目指したまちづくりを進める。
- (2) 「災害に即応できる人づくり」を活かして、地域防災力を高める。
- (3) 「災害発生時の被害を最小限にとどめるためのハード・ソフト両面にわたる備え」を怠らない。

2 基本目標

上記の基本理念より、この計画で達成すべき基本目標は次の3項目とする。

(1) 災害に強いまちづくり

災害から住民の日常生活や社会・経済活動を守るため、地域防災拠点となる道路・港湾などの公共土木施設、病院・社会福祉施設などの公共施設及びライフライン施設の整備等のハード面における防災対策を推進するとともに、災害時の指定避難所や避難路の選定、緊急輸送拠点や輸送路の体系化などソフト面での整備に努め、災害に強いまちづくりを進める。

(2) 災害に強い人づくり

災害から生命、身体及び財産を守るため、災害応急対策の中心となる市職員をはじめ、住民一人ひとりの防災意識の高揚、並びに災害時における防災活動力の向上を図るため、以下の点について留意する。

① 自助能力の向上

大規模災害においては、人命救助や避難誘導等の行政機関による緊急対策が行き渡らない可能性が高い。現場での適切な災害初期対応が被害の軽減につながることから、住民の災害時の役割は重要である。そのため、市は、地域及び職場等を通じて住民の防災意識の高揚を図り、防災教育や防災訓練等を通じて、災害時における住民一人ひとりの防災活動力の向上を図る。

② 共助能力の向上

近年、都市化の進展やライフスタイルの変化に伴い地域の連帯感が希薄化しつつあり、また避難行動要支援者が増加するなど、地域コミュニティの弱体化が進んでいる。減災には、

自助・共助が不可欠であることから、市は、防災教育や防災訓練等を通じて住民の防災意識の高揚を図るとともに、自治会や小学校区単位での自主防災組織等の育成、支援を推進する。

(3) 災害に強い防災体制づくり

災害時への備えを可能な限りつくし、なお不測の事態に際して被害を最小限にとどめるため、発災直後に素早く的確な対応を図る初動体制、地震直後の情報収集・伝達体制、医療救護・消防・緊急輸送路確保等における関係機関の連携並びに避難体制を整える。

住民、事業者、市職員及び防災関係組織等が、災害応急対策や復旧・復興に向けた取組に向けて、それぞれの力を効果的に結集し、災害時の迅速かつ適切な対応が可能な体制を整える。

第2章 災害予防計画

第1節 都市防災対策

都市における災害防止のため、適正で秩序ある土地利用を図り、防災面に配慮した都市施設の整備や各種都市防災対策を積極的に推進する。

主な実施機関	市（危機管理課、建設港湾課、都市整備課、建築住宅課）、香川県（都市計画課、建築指導課、住宅課）
--------	---

1 都市施設の整備促進

（1）土地区画整理

市は、都市計画区域内において健全な市街地を形成するため、道路、公園、生活排水施設等を整備して、面的に計画的な市街化を図る。

（2）街路の整備

市及び香川県等は、都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時における緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。

（3）公園緑地の整備

市及び香川県等は、市街地の公園緑地の規模と配置の適正な整備を図り、火災の延焼を防止し、災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての機能を確保する。

2 都市防災対策の推進

（1）都市計画における防災対策の位置付け

市及び香川県等は、長期的な視点で安全なまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図りつつ、都市計画区域マスタープランに定める都市防災に関する都市計画の決定方針に基づき、都市計画を定める。

（2）住居系用途地域の指定

市は、河川の洪水や津波、高潮等による浸水リスクを考慮し、できるだけリスクの低い地域に住居系用途を指定する。

（3）防火地域、準防火地域の指定

市は、市街地における火災の危険を防除するため、市街地の中心部で土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な地区を指定し、建築材料、構造等の制限を行う。

（4）地区計画による防災まちづくり

市は、火事、地震等の災害時における地区レベルでの延焼防止及び避難上必要な機能の確保等を図るため、防災街区整備地区計画制度の活用等を図る。

（5）市街地再開発事業

市及び香川県等は、市街地の計画的な再開発を行い、都市における災害の防止、土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新を図る。

（6）災害に強いまちづくり

市は、立地適正化計画によるコンパクトで安全なまちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮した居住誘導区域を設定するとともに、同計画に、居住誘導区域におけるハード・

ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

(7) 住宅地区改良事業

市は、市街地にある不良住宅地の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。

(8) 宅地造成等の規制

香川県等は、宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずるおそれがある区域を宅地造成工事規制区域に指定し、必要な規制を行う。

(9) 津波に強いまちづくり

市及び香川県は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

第2節 建築物等災害予防計画

地震による建築物等の被害を防止し、住民の生命、財産等を保護するため、公共建築物の耐震性を確保するとともに、一般建築物の防災指導等を行い、建築物等の安全確保を図る。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく三豊市耐震改修促進計画による耐震改修等の推進に努めるものとする。

主な実施機関	市（危機管理課、建築住宅課、関係各課）、香川県（財産経営課、営繕課、危機管理課、建築指導課、住宅課、教育委員会）、香川県警察本部
--------	--

1 公共建築物等の災害予防

- （１）市は、震災時において応急対策活動の拠点となる市有施設を防災上重要建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。なお、耐震性の確保に当たっては、数値目標の設定等により、計画的かつ効果的に実施する。

① 防災上重要建築物の指定

- ・ 災害応急対策指揮・実行、情報伝達等施設：市役所、支所、出張所
- ・ 救護施設：病院
- ・ 避難収容施設：市立学校、公民館、その他主要施設
- ・ 要援護者施設：社会福祉施設

② 耐震診断・耐震補強工事の実施

防災上重要建築物について、耐震性の確保を図る。また、耐震診断基準に基づく診断の結果、耐震性が不十分と判定された施設については、計画的に耐震補強工事を行う。また、耐震診断の結果等については、ホームページなどを通じ、情報提供を行うよう努めるものとする。

③ 建築設備の耐震性確保

防災上重要建築物について、地震発生後も継続してその機能が果たせるよう、重要度に応じて設備の整備に努める。

④ 緑化の推進

災害時の避難場所となる施設周辺の緑化を進めるとともに、外周部についても、耐震、防火効果の高い緑化樹木による生垣への転換等を図ることにより、避難場所の安全性を確保する。

- （２）市は、多数の者が利用する市有施設について、震災時に多大な被害の発生するおそれがあることから、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。

- （３）市は、上記（１）及び（２）に掲げた施設以外の市有施設についても、計画的な耐震化に努める。

特に、市立学校等の教育施設については、児童生徒等が１日の大半を過ごす学習・生活の場であり、災害時には児童生徒等の応急教育の確保や地域住民の応急的な避難所となりうることから、優先的に耐震診断、耐震補強工事等の耐震化に努める。

- （４）市は、市有施設の天井材、照明器具、外壁、窓ガラス等の非構造部材及びブロック塀等の耐震性の点検と確保に努める。また、老朽化の兆候が認められる場合には、安全確保対策を進めるものとする。特に、防災上重要建築物については、十分配慮する。

- (5) 市は、市有施設における避難経路の確認を行うとともに、発災後の移動経路の確保を行うため、建物の出入り口や通路の点検を行い、支障となる物品等の移動を確実にを行う。また、書棚やキャビネット等のオフィス家具やOA機器等の転倒・落下防止対策を講じる。
- (6) 香川県警察本部は、災害時において地区の災害警備活動の拠点となる三豊警察署、交番等の施設について、計画的な整備に努め、耐震化の促進など耐震性の確保を図る。
- (7) 市は、香川県が行う耐震化事業に準じて、自らが管理する公共施設について耐震診断、耐震補強工事等を推進するとともに、非構造部材及びブロック塀等の耐震性の点検と確保に努める。なお、老朽化の兆候が認められる場合には、安全確保対策を進めるものとする。また、震災時に避難場所となる公共施設の周辺について、緑化の推進、緑地整備を行い、避難場所の安全性を確保する。
- (8) 市及び香川県は、学校、社会福祉施設、病院、保育所等の公共的施設管理者に対し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。

2 一般建築物等の災害予防

(1) 防災知識の普及

市及び香川県は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等普及活動やラジオ、テレビ、新聞等を通じて広報活動を行う。また、不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対してあらかじめ当該不動産についての、地形、地質、過去の災害記録、予想される被害その他の災害に関する情報を提供するように努めるものとする。

(2) 耐震化の促進

市及び香川県は、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化の促進を図る。

特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物については、災害時における緊急輸送道路の機能維持を図るため、重点的な耐震化の促進に努める。

(3) 特殊建築物の防災指導

香川県は、ホテル・旅館、物品販売店舗等の不特定多数の利用者が利用する特殊建築物について、防災査察等を通じて、耐震性、防火性能、避難施設等に関する防災指導を行う。

(4) 違反建築物の指導

香川県は、法令に違反した建築物が被害を拡大させることを防ぐため、違反建築物を対象とした指導取締りを積極的に行う。

(5) がけ地近接等の危険住宅の移転の促進

市及び香川県は、がけの崩壊による危険の著しい区域等において、建築に関する制限を行うとともに、既存住宅に対しては、補助事業の活用により移転の促進を図る。

(6) 落下物による危害防止

香川県は、建築物の屋根ふき材、外装材、看板及び窓ガラス等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。

建築物の所有者は、当該建築物について必要な耐震診断を行い、その結果に応じて改修等を行うよう努めるとともに、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努めるものとする。

(7) ブロック塀等の倒壊防止

香川県は、ブロック塀等の倒壊防止するために、その所有者等に対して必要な指導及び啓発を行う。

ブロック塀、広告板その他の工作物、給湯施設又は自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努めるものとする。

(8) 地震保険の普及

市及び香川県は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、被災者の住宅再建にとって有効な手段である地震保険の普及促進に努める。

3 家具等の転倒防止対策

市及び香川県は、住宅、事務所等の建築物内の本棚、食器棚等の転倒又は棚の上の物の落下等による被害を防止するため、広報紙やパンフレットなどにより、住民に対して家具の転倒防止法等の普及啓発に努める。

住民は、家具の転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努めるものとする。

4 被災建築物及び被災宅地の危険度判定

香川県は、地震により被災した建築物及び宅地の危険度を判定するため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の育成を図る。

第3節 地盤災害等予防計画

地震による地すべり、がけ崩れ、山崩れ、液状化等の地盤災害を防止するため、これらの危険箇所の現況を把握し、区域の指定、防止施設の整備を行うとともに、危険箇所の周知、警戒避難体制の確立など総合的な対策を推進する。

主な実施機関	市（危機管理課、建設港湾課）、香川県（みどり整備課、技術企画課、河川砂防課、建築指導課）
--------	--

1 土砂災害危険区域の災害予防対策

（１）市は、土砂災害危険区域における防災対策として、次の事業を積極的に推進する。

① 砂防事業

市内に 518 箇所ある土石流危険渓流について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから砂防指定地に指定し、順次砂防工事を行う。

② 急傾斜地崩壊対策事業

市内に 734 箇所ある急傾斜地崩壊危険箇所（自然がけ 606 箇所、人工がけ 128 箇所）について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、順次崩壊防止工事を行う。

③ 地すべり対策事業

市内に 24 箇所ある危険箇所について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから地すべり防止区域に指定し、順次地すべり防止工事を行う。

④ 治山事業

市内の民有林に 287 箇所（崩壊土砂流出危険地区 195 箇所、山腹崩壊危険地区 92 箇所など）ある山地災害危険地について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を行う。

特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダム等の設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

（２）砂防施設等の管理者は、既設構造物について常時点検を行い施設の機能の維持に努めるとともに、老朽化等により機能低下を来している箇所については補修、補強等整備を行い、地震による土砂災害の防止を図る。

（３）市及び香川県は、地震による土石流、急傾斜地崩壊、地すべり及び山地災害の危険性を住民に周知するとともに、危険箇所等に標柱、標識板等を設置するなど適切な方法で、危険区域に居住する住民の被害の防止に努める。

（４）市は、危険区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難経路、避難方法、情報の伝達手段などをあらかじめ定めるなど土砂災害の危険区域に対する警戒避難体制の整備を推進する。

2 液状化等災害の予防対策

（１）香川県は、埋立地や旧河道等の液状化の恐れのある箇所を始めとして、液状化や地盤沈下の恐れのある箇所を把握するため、浅部の地盤データについて収集・整理を図るとともに、地盤の液状化等による災害を防止するため、液状化等のおそれがある場所に施設や構造物を建設する場合には、その施工主等に対して、必要に応じた対策が講じられるよう指導に努める。

- (2) 市及び香川県は、埋立地などに重要な公共施設等を建設する場合には、液状化に伴う地盤災害を事前に防止するため、粒度や地下水などの地盤の状況の把握に努めるとともに、必要に応じた対策を講じる。
- (3) 市は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努める。
- (4) 市及び香川県は、公表した大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップをもとに大規模盛土造成地の適切な点検や管理を行うよう、周知・啓発に努める。

【参考資料】

- 4－6 急傾斜地崩壊危険箇所
- 4－7 土石流危険渓流
- 4－8 地すべり危険箇所
- 4－1 2 山腹崩壊危険地区
- 4－1 3 崩壊土砂流出危険地区

第4節 火災予防計画

地震による同時多発的な火災に対応するため、出火防止、初期消火の指導を徹底するとともに、消防力の増強、消防水利の整備等を図る。

主な実施機関	市（危機管理課）、三観広域消防本部、香川県（危機管理課）、消防団
--------	----------------------------------

1 出火防止、初期消火

（1）一般家庭に対する指導等

- ① 市及び三観広域消防本部は、大地震時には広域にわたって同時多発火災が発生しやすいことから、講演会の開催、ポスター、パンフレット等印刷物の配布、その他火災予防週間における広報車、防災ヘリコプター等による広報などにより、出火防止を重点に、火災予防の周知徹底に努める。
- ② 市及び三観広域消防本部は、住民が参加できる防火教室等を開催し、地震の二次災害としての火災の恐ろしさ、出火防止についての知識、消火器の使用方法を周知徹底させるとともに、火災予防週間等には、重点的に各家庭の巡回指導を行い、出火防止に関する指導に努める。
- ③ 市及び三観広域消防本部は、各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。

（2）事業所に対する指導等

- ① 市及び三観広域消防本部は、予防査察、火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、防火管理者をはじめとする関係者に対して、震災時の応急対応、消防用設備等の点検整備と取扱方法の徹底、避難誘導體制の確立、終業時の火気点検の徹底など防災思想の普及に努める。
- ② 市及び三観広域消防本部は、事業所に対して、自衛消防組織の育成、消防用設備、防火用水の整備充実等に努めるよう指導する。
- ③ 市及び三観広域消防本部は、発火性薬品を所有している施設・事業所に対して、その薬品の漏えい、混合等により出火のおそれがあるので、転倒、落下防止措置を講じるよう指導する。

2 消防力の強化

- （1）市及び三観広域消防本部は、同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、活動要領等を定めるとともに、三観広域行政組合消防職員・消防団員の非常招集方法等を定めておく。
- （2）市及び三観広域消防本部は、消防ポンプ自動車等の消防施設の計画的な整備充実にも努めるとともに、消防団の装備等の整備充実及び消防団の活性化を積極的に進める。
- （3）市及び三観広域消防本部は、消防力の整備指針に沿って、消防力の整備に努めるものとする。

3 消防水利の整備

- （1）市は、震災時には消火栓や水道施設の損壊等により断水又は極度の機能低下が予想されるので、耐震性貯水槽の整備に努める。
- （2）市は、消火栓のみに偏ることなく、耐震性防火水槽及び耐震性貯水槽の整備、ため池、河川

水、海水等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利等の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

【参考資料】

- 7－1 消防本部現勢
- 7－2 消防団現勢
- 7－3 消防水利の現況

第5節 危険物等災害予防計画

危険物（石油類等）、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、指導の強化、自主保安体制の強化等を図る。

主な実施機関	市（危機管理課）、三観広域消防本部、香川県（危機管理課、薬務感染症対策課）、香川労働局、中国四国産業保安監督部四国支部
--------	---

1 施設の安全性の確保

市及び香川県は、施設の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

（1）保安検査等

市及び香川県は、危険物関係施設が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかなど施設の安全確保のため、保安検査、立入検査等を行う。

（2）自主保安体制の整備促進のための指導

市は、事業所における自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置、定期点検・自主点検の実施等自主保安体制の整備の促進を図るため指導を行う。

（3）講習会等の実施

事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対して、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設の保安体制の強化を図る。

2 資機材の整備等

市は、地域の実情に応じて化学消防車等の整備を図り、消防力の強化に努める。また、事業所に対して、化学消火薬剤その他必要な資機材の整備について指導する。

3 防災訓練の実施

市は、香川県、関係機関、関係事業者等と連携して、様々な危険物災害を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

4 防災知識の普及

市は香川県と協力して、住民に対して、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、その危険性を周知するとともに、災害時にとるべき行動、指定緊急避難場所・指定避難所での行動等防災知識の普及啓発を図るものとする。

【参考資料】

- 5－1 危険物施設
- 5－2 高圧ガス関係事業所
- 5－3 火薬類関係営業者
- 5－4 毒物劇物営業者

第6節 公共施設等災害予防計画

地震・津波による公共施設等の被害は、住民の生活に重大な支障を生じさせるばかりでなく、住民の避難、消防活動、医療活動等の応急対策活動に困難をもたらすため、日常から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事を行うとともに、緊急度の高い箇所から順次耐震対策を行うなど地震・津波に強い施設の確保に努める。

主な実施機関	市（関係各課）、香川県（みどり整備課、廃棄物対策課、土地改良課、水産課、道路課、河川砂防課、港湾課）、香川県警察本部、四国地方整備局、高松空港事務所、坂出海上保安署、NHK高松放送局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)
--------	--

1 道路施設

- (1) 道路管理者等は、道路施設について、耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設について、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を行う。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行い、都市防災対策として、電線共同溝事業を推進し、道路機能の確保を図る。そのほか、市及び香川県は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、各道路管理者等の協力を得つつ、避難路、避難階段の整備に努めるものとする。
- (2) 道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、橋梁の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えの実施や、主要な道路について代替路を確保するための道路整備に努める。
- (3) 香川県警察本部は、交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電、電話回線の切断にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。

2 河川管理施設

- (1) 河川管理者は、河川施設について、耐震点検結果に基づき、耐震補強等が必要な箇所を指定し、その重要度及び緊急度等に応じた補強等の対策を行うとともに、新設に当たっては耐震性を配慮して整備する。また、堰、水門、ダム等防災上重要な施設については、震災時に大きな被害がでないように、長寿命化計画の作成、実施等による適切な維持管理に努める。
- (2) 河川管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について定め、訓練の実施に努めるものとする。
また、陸閘の常時閉鎖に努め、市及び香川県はそのための啓発等を行うものとする。
なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。
- (3) 香川県は、主要河川において、災害時の拠点となる水防機能等を備えた河川防災ステーションの整備に努める。

3 港湾及び漁港施設

- (1) 港湾管理者は、震災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、港湾施設について耐震性を補強するとともに、防災上重要な港において耐震強化岸

壁や緊急輸送路に指定されている臨港道路、電源浸水対策施設の整備に努める。また、震災時に大きな被害がでないように、長寿命化計画の作成、実施等による適切な維持管理に努めるとともに、震災時の緊急物資の集積、住民の避難等のための広場、緑地等についても整備に努める。

- (2) 漁港管理者は、緊急物資の受入拠点、被災地の復興支援拠点等として機能を確保するため、漁港施設について、漁港の技術指針により設計施工を行い、安全性を確保するとともに、既設の重要な構造物についても耐震性の調査・検討を行い、必要に応じて補強等の対策を行う。
- (3) 港湾及び漁港の管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について定め、訓練の実施に努めるものとする。
また、陸閘の常時閉鎖に努め、市及び香川県はそのための啓発等を行うものとする。
なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。
- (4) 高松海上保安部は、航路標識の整備・老朽化対策を行うとともに、発災時に航路標識の機能を維持するため、海水侵入防止対策及び予備電源設備の整備を推進するものとする。

4 海岸保全施設

- (1) 海岸管理者は、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、整備優先度の高い箇所から耐震点検や補強等の対策を行うよう努める。また、整備にあたっては「流域治水プロジェクト」との連携を図る。
- (2) 海岸管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について定め、訓練の実施に努めるものとする。
また、陸閘の常時閉鎖に努め、市及び香川県はそのための啓発等を行うものとする。
なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。

5 ため池等農地防災施設

- (1) 市、香川県、土地改良区等は、地震に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、老朽化したため池の整備を行う。
- (2) 市及び香川県は、防災上重要な中小規模ため池について、計画的に耐震診断を実施のうえ、国の防災対策を踏まえ、必要な耐震化整備を行う。
- (3) 市は香川県の支援を受け、防災重点農業用ため池について、決壊した場合の影響度や地域の実情を踏まえ、指定緊急避難場所・指定避難所、避難経路を示すハザードマップを作成し、また、作成した浸水想定区域図やため池ハザードマップの普及啓発を図るものとする。

6 鉄道施設

鉄道事業者は、地震による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑化を図るため、次の対策を講じる。

- ・ 鉄道施設について、橋りょう、土構造物等の施設を主体に、必要により補強対策等を推進し、耐震性の向上を図る。
- ・ 地震検知装置について、列車運転の安全を確保するため、設備の新設や増設、改良等に努める。
- ・ 各種情報を迅速かつ的確に伝達するため、通信施設の整備充実を図る。

- ・ 地震発生後の早期の復旧を期するため、復旧要員の動員、復旧用資機材等の配置及び整備、関係機関との応援協力体制の確立など応急復旧体制の整備に努める。

7 廃棄物処理施設

市は、地震による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の選定等を行う。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。

8 放送施設

放送事業者は、震災時における情報通信、放送の送出及び受信を確保するため、施設等の耐震性の強化、放送機材等の落下・転倒防止、非常電源設備の充実、応急復旧体制の整備など防災対策を推進する。

9 都市下水路施設

市は、ポンプ場及び水路等の重要施設については、通常の維持管理等と併せて耐震性についても調査・検討を行い、必要に応じ補強等の対策を実施し、施設の機能保持に努めていく。

第7節 ライフライン等災害予防計画

地震による電気、電話、水道、生活排水処理施設等のライフライン関連施設の被害を未然に防止するため、施設ごとに安全性を確保できるような技術基準等を設定するとともに、被害を最小限にとどめるため系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を実施する。

主な実施機関	市（危機管理課、環境衛生課）、香川県（下水道課）、香川県広域水道企業団、四国総合通信局、四国地方整備局、中国四国産業保安監督部四国支部、四国電力(株)、四国電力送配電(株)、N T T 西日本(株)香川支店、(株)N T T ドコモ四国支社、三豊ケーブルテレビ放送(株)
--------	---

1 電気施設

電気事業者は、震災時においても電力供給を確保するため、設備ごとに耐震化対策を十分行うとともに、重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備を図る。

また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図るとともに、各電力会社との電力融通や相互応援体制の整備等を図る。

2 電気通信施設

電気通信事業者は、震災時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制の整備を図る。

また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るとともに、全国からの要員の応援体制、資材等の調達体制の確立を図る。

3 水道施設

水道事業者は、地形、地盤及び重要度を考慮し耐震構造の施設整備を行い、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるとともに、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全性の強化、送水ルートของループ化、配水管網のブロック化、長時間の停電に備えた電源の確保、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化、施設の現況が分かる図書の整備等を図る。

4 生活排水処理施設

市は、生活排水処理施設の耐震診断を実施し、集落排水施設の重要度、改築更新時期等を考慮して、計画的に耐震対策工事等を実施するとともに、バックアップ及び応急復旧体制の整備、施設の現況が分かる図書の整備等を図る。

5 C A T V 施設

市は、震災時における配線を確保するため、設備を強固にし、信頼性の高い設備の設計・設置と、重要な配線の2回線化などバックアップ体制の整備を依頼する。また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を指示する。

第8節 防災施設等整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、消防、通信などの施設・設備等の整備を図る。

主な実施機関	市（危機管理課）、三観広域消防本部、香川県（危機管理課、道路課、河川砂防課）
--------	--

1 消防施設等

- （１） 市及び三観広域消防本部は、消防ポンプ自動車等の消防用車両、消火栓、耐震性防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施するとともに、特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。
- （２） 市及び三観広域消防本部は、救助・救急活動のため、救助工作車、救急自動車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- （３） 市及び三観広域消防本部は、デジタル化した消防救急無線を活用し、多様なデータ通信の実施等により、消防救急活動の高度化を図る。

2 通信施設等

- （１） 市、香川県及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。
 - ① 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、三豊市防災行政無線や香川県防災情報システムなどを活用し、地域、市、香川県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を推進する。
 - ② 情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。
 - ③ 商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、無停電電源設備等の整備を図る。なお、発電設備の無給油による運転可能時間は 72 時間以上を目安とする。また、非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。
 - ④ 非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線無線通信システムの一体的運用等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。
 - ⑤ 災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、消防庁、市、香川県、三観広域消防本部等を通じた一体的な整備を図る。
 - ⑥ 平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け防災関係機関等との連携による通信訓練を行う。
 - ⑦ 災害時に有効な、携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。
 - ⑧ 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）など、地域衛星通信ネットワークと三豊市防災行政無線を接続すること等により、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステム

の維持管理に努める。

⑨ 衛星携帯電話の整備の推進に努める。

- (2) 市は、地震発生時において迅速に被害の状況を把握するとともに、住民に対しても地震情報や津波警報等の情報を速やかに伝達するため、防災行政無線システムのより一層の充実を図るものとする。

3 その他施設等

- (1) 市及び三観広域消防本部は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災緊急事業五箇年計画等を積極的に作成し、それに基づく事業の推進を図るものとする。
- (2) 市及び香川県は、災害応急対策に必要な各種資機材について、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄する。
- (3) 道路管理者等、河川管理者等は、被災した道路、河川等の施設の応急復旧等を行うため、必要な資機材を備蓄する。

【参考資料】

- 7－1 消防本部現勢
- 7－2 消防団現勢
- 7－3 消防水利の現況
- 7－4 消防無線通信施設・火災通報施設の現況
- 7－5 水防倉庫等一覧
- 8－1 香川県防災情報システム
- 8－2 香川県防災行政無線システム回線構成図
- 8－3 三豊市防災行政無線通信施設
- 8－4 三豊市防災行政無線（デジタル同報系）システム系統図
- 8－5 三豊市防災行政無線（デジタル移動系）システム系統図
- 8－6 香川県警察無線局（防災相互通信用無線）
- 8－7 香川県水道無線局
- 8－8 香川県非常通信協議会所属無線局
- 8－9 災害対策用無線機無償貸与制度
- 8－10 災害対策用衛星携帯電話緊急貸与

第9節 防災業務体制整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、職員の非常参集体制の整備、防災関係機関相互及び民間事業者との連携体制の強化、防災中枢機能等の確保、充実等を図る。

主な実施機関	市（総務課、危機管理課）、香川県（情報システム課、情報政策課、危機管理課）、防災関係機関
--------	--

1 職員の体制

- (1) 市、香川県及び防災関係機関は、それぞれの実情に応じて、専門的知見を有する防災担当職員の確保・育成に努めるとともに、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、迅速な安否確認等について検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。

特に、初動期の体制強化を図るため、初動期の災害応急対策に必要な不可欠な職員については、待機宿舍の確保、居住地の考慮など参集を容易にするための措置を検討する。また、必要に応じて、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練・研修を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他機関等との連携について徹底を図る。

- (2) 市は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。

2 防災関係機関等相互の連携体制

- (1) 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時から連携を強化しておくものとする。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努めるとともに、消防防災ヘリ、警察ヘリなど災害時のヘリコプターの利用について、あらかじめ協議しておくものとする。

- (2) 市は、香川県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ香川県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。

- (3) 市及び香川県は、市長と香川知事とのホットラインによる緊急連絡体制を構築する。また、市は、香川県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ香川県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。

- (4) 市は、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるように、あらかじめ香川県内全市町が参加する応援協定を締結するなど連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備するものとする。

- (5) 市及び香川県は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体や関係機関等に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定や広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど迅速に被災地域への支援や避難がで

きる体制を整備するものとする。

- (6) 市、香川県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。
- (7) 市は、近隣市町及び香川県内市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。
- (8) 市は、大規模な被災により災害対応能力を喪失とした場合、迅速かつ適切な措置のもと香川県に支援を要請する。

3 民間事業者との連携

市及び香川県は、災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。なお、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努めるものとする。

4 防災中枢機能等の確保、充実

市、香川県及び防災関係機関は、それぞれの防災中枢機能を果たす施設・設備の充実、災害に対する安全性の確保及び非常用電源や非常用通信手段の整備、点検に努めるものとする。

また、停電や燃料不足により災害対応に支障を来すことがないように、非常用電源の運転や公用車両等に必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て、調達の確保を図るものとする。

5 基幹情報システムの機能確保

- (1) 市は、情報システム基盤（各種情報システムが稼働する基盤となるサーバ、ネットワーク機器、通信回線等）について、転倒防止、行政データのバックアップなどの安全対策を実施する。

また、情報システム基盤が被害を受けた場合においても、できるだけ早急に復旧させるため、職員の動員体制を整備するとともに、あらかじめ具体的な行動計画等を定めておくものとする。

- (2) 市は、自らが管理する情報システムの安全対策を実施することとし、これに対して、香川県は助言を行うものとする。

6 広域防災活動体制の整備

- (1) 市及び香川県は、大規模災害時における消防、香川県警察本部及び自衛隊の応援部隊の活動に必要となる活動拠点について、関係機関との調整のうえ、あらかじめ活動拠点候補地としてリスト化し、発災時の被害状況に応じた、迅速な活動拠点の決定に備えることとする。
- (2) 市及び香川県は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点を位置付け、その機能強化に努めるものとする。

7 複合災害への対応

- (1) 市、香川県及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。
- (2) 市、香川県及び防災関係機関は、複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して、災害対応に当たる要員、資機材等の望ましい配分ができない可能性に留意した上で、外部からの支援を要請することも含め、要員・資機材の投入判断を行うことを対応計画にあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (3) 市、香川県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

【参考資料】

- 2 協定一覧
- 16-1 大規模災害時における広域航空消防応援実施要綱
- 16-2 香川県防災ヘリコプター運航管理要綱
- 16-3 香川県防災ヘリコプター緊急運航要領
- 16-4 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等
- 16-5 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場

第10節 医療救護体制整備計画

災害時において迅速な医療活動を行い人命の安全を確保するため、西讃地域災害医療対策会議（以下「災害医療対策会議」という。）と連携し、救護所の設置、医療救護班の編成、後方医療機関の選定、医薬品等の確保など医療救護体制の整備を図る。

主な実施機関	市（健康課、永康病院・財田診療所）、香川県（健康福祉総務課、医務国保課、薬務感染症対策課）、（独）国立病院機構、日本赤十字社香川県支部
--------	---

1 初期医療体制の整備

- （１） 市は、救護所の設置、救護班の編成、出動等に関する体制を整備するとともに、自主防災組織による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援などの自主救護体制を確立させるものとする。
- （２） 関係機関は、市の医療救護を応援、補完するため、災害医療対策会議と連携し、災害派遣医療チーム（DMAT）や広域医療救護班の編成、派遣等の体制を整備するとともに、災害医療コーディネーターも参加する実践的な訓練等を通じて対応能力の向上に努める。

2 後方医療体制等の整備

- （１） 市は、香川県及び災害医療対策会議と連携し、救護所における救護班で対応できない負傷者等を収容するため、後方医療機関として救護病院や広域救護病院の確保を図る。

【三豊地区の広域救護病院・DMAT指定病院・災害拠点病院】

No.	施設名	病床数	班数	所在地	電話番号
1	永康病院	199	1	三豊市詫間町詫間 1298-2	0875-83-3001
2	三豊総合病院 ★☆	482	3	観音寺市豊浜町姫浜 708	0875-52-3366
3	松井病院	253	1	観音寺市村黒町 739	0875-23-2111
4	岩崎病院	108	1	三豊市詫間町松崎 2780-426	0875-83-6011
5	橋本病院	156	1	三豊市山本町財田西 902-1	0875-63-3311
6	香川井下病院	243	1	観音寺市大野原町花稲 818-1	0875-52-2215

- （注） 1 広域医療救護班の班数は、原則として医師1名、看護師3名、補助者2名の6名編成
 2 ★はDMAT指定病院、☆は災害拠点病院

3 医薬品等の確保

市は、災害医療対策会議と協力して、救護班及び後方医療機関の行う医療活動のため必要な医薬品、医療資機材、血液等を確保するため、備蓄、調達、供給、連絡等の体制の整備を図る。

4 ライフラインの確保

医療救護活動に必要な上水道、電力等のライフラインの停止による医療機能の大幅な低下に備え、対策を講じるよう努める。

5 広域的医療体制の整備

市は、被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、他市町又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入れ、患者の搬送、連絡体制等について検討する。

【参考資料】

- 2-60 災害時における医療救護活動に関する協定書（一般社団法人三豊・観音寺市医師会）
- 2-61 災害時における医療救護活動に関する協定書（三豊歯科医師会）
- 2-62 災害時における医療救護活動に関する協定書（観音寺・三豊薬剤師会）
- 9-1 香川県医療救護計画
- 9-3 (広域)救護病院における災害時医療救護計画策定マニュアル
- 9-5 香川県震災時用備蓄医薬品等リスト（1単位あたり）
- 9-6 災害時用備蓄医薬品等の確保系統図
- 9-7 災害時の血液の確保系統図
- 9-8 在宅医療用資機材の取扱業者及び品目一覧
- 9-9 西讃地域災害医療対策会議活動マニュアル

第11節 緊急輸送体制整備計画

人命の救助や生活物資、資機材の輸送等の災害応急対策活動に必要な輸送路の確保のため、緊急輸送路の指定・整備、道路管理体制の整備等を推進する。

主な実施機関	市（危機管理課、管財課、建設港湾課）、香川県（危機管理課、道路課、港湾課）、香川県警察本部、四国地方整備局、西日本高速道路㈱
--------	--

1 緊急輸送路の指定等

香川県は、関係機関と協議し、災害時の緊急輸送活動のために、事前に緊急輸送路（道路、港湾、空港等）を指定するものとする。また、市は、香川県が指定した緊急輸送路の周知に努めるとともに、市が管理する施設について、災害に対する安全性確保のため必要な整備を行う。さらに、応急復旧用資機材等を確保し、施設を適切に管理するものとする。

（1）道路

ア 香川県指定輸送確保路線

- ① 第1次輸送確保路線：広域的な輸送に必要な主要幹線道路
- ② 第2次輸送確保路線：市役所等の主要な防災拠点と接続する幹線道路
- ③ 第3次輸送確保路線：第1次・第2次輸送確保路線を補完する道路

イ 市指定輸送確保路線

香川県指定輸送確保路線を補完する形で指定している。

種別	路線名（区間）
第1次輸送確保路線	四国横断自動車道
	国道11号
	国道32号
	県道丸亀詫間豊浜線（詫間町詫間）
	県道詫間琴平線（詫間町詫間～高瀬町新名）
	県道大見吉津仁尾線（三野町下高瀬～大見）
	県道詫間仁尾線（詫間町詫間）
第2次輸送確保路線	国道377号
	県道観音寺池田線（観音寺市境～財田町財田上）
	県道丸亀詫間豊浜線（多度津町境～詫間町、仁尾町～観音寺市境）
	県道豊中三野線（豊中町笠田笠岡～豊中町比地大）
	県道財田まんのう線（財田町財田上～まんのう町境）
	県道宮尾高瀬線（高瀬町）
	県道詫間仁尾線（詫間町～仁尾町仁尾）
	県道豊中仁尾線（豊中町比地大～仁尾町仁尾）
	市道加茂長池線

種別	路線名（区間）
第3次輸送確保路線	県道詫間琴平線（高瀬町新名～まんのう町境）
	県道善通寺大野原線 （善通寺市境～高瀬町下麻、高瀬町佐股～観音寺市境）
市指定輸送確保路線	県道岡本高瀬線
	県道財田上高瀬線
	県道込野観音寺線
	県道大見吉津仁尾線
	県道本山停車場線
	県道帰来本山停車場線
	県道羽方豊中線
	県道財田西豊中線
	県道観音寺善通寺線
	県道豊中三野線
	県道善通寺詫間線
	県道紫雲出山線
	県道大浜仁尾線
	県道春日讃岐財田停車場線
	市道比地長谷線
	市道大麻山幹線
	市道田井本谷線
	市道本谷西ノ脇線
	市道田井徳満線
	県道神田高瀬線

（2）港湾

- ① 防災機能強化港（救助、輸送活動等を行う港湾）
 - ② 連絡道路（防災機能強化港と輸送確保路線を結ぶ道路）
- 香川県が指定した防災機能強化港は、次のとおりである。

【市内の防災機能強化港】

港湾名	種別	管理者	地区名	輸送確保路線への連絡経路
詫間港	地方港湾	香川県	経面地区	→臨港道路経面4号臨港線 →臨港道路経面3号臨港線 →県道詫間仁尾線

2 物資輸送体制の整備

- （1）香川県は、一次（広域）物資拠点から二次（地域）物資拠点までの物資の輸送体制を整備する。

- (2) 市は、二次（地域）物資拠点から各指定避難所までの物資の輸送体制を整備する。

3 道路交通管理体制の整備

- (1) 道路管理者等及び香川県警察本部は、災害時における広域的な交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐久性等の確保と倒壊、破損等に備えた応急復旧体制の確立を図る。
- (2) 道路管理者は、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。
- (3) 香川県警察本部は、交通規制が実施された場合の車両の運転手の義務等について周知を図るとともに、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等を締結しておく。

4 民間事業者との連携

- (1) 市及び香川県は、物資の輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努め、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備を図る。
- (2) 市及び香川県は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

5 緊急通行車両等の事前届出制度の運用

- (1) 香川県警察本部は、災害時における確認事務の省力化、効率化を図り、緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両等の事前届出制度を適切に運用する。
- (2) 市は、災害時における確認手続の効率化を図り、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、市有車両については緊急通行車両の事前届出を行う。
- (3) 市及び香川県は、あらかじめ協定等を締結している民間事業者等に対して当該制度の周知を行う。

6 臨時ヘリポート予定地

香川県防災ヘリコプター用飛行場外離着陸場は、次のとおりである。

【香川県防災ヘリコプター用飛行場外離着陸場】

場外名	場 所	所在地	管理者	連絡先	座 標	備考
山本町	財田川河川敷	三豊市山本町 西光寺	三豊市 教育委員会	0873-73-3138	N 34° 07' 43" E 133° 42' 59"	*1
財田町B & G	財田町総合運動公園芝生広場	三豊市財田町 財田上 2361-1	三豊市 教育委員会	0875-73-3138	N 34° 06' 54" E 133° 46' 15"	*2
和光中学校	三豊市立和光中学校運動場	三豊市財田町 財田上 2790	三豊市 教育委員会	0875-73-3130	N 34° 07' 24" E 133° 46' 39"	
比地小学校	三豊市立比地小学校運動場	三豊市高瀬町 比地 93	三豊市 教育委員会	0875-73-3130	N 34° 10' 42" E 133° 41' 41"	
高瀬町緑ヶ丘	緑ヶ丘運動公園グラウンド	三豊市高瀬町 上高瀬	三豊市 教育委員会	0877-62-2138	N 34° 11' 44" E 133° 43' 41"	*1
豊中町	財田川河川敷	三豊市豊中町 本山	三豊市 教育委員会	0875-73-3138	N 34° 08' 18" E 133° 41' 32"	
仁尾町	仁尾公園野球場	三豊市仁尾町 仁尾幸 44-1	三豊市 教育委員会	0875-73-3138	N 34° 11' 55" E 133° 38' 27"	*2
詫間中学校	三豊市立詫間中学校運動場	三豊市詫間町 詫間 5796-1	三豊市 教育委員会	0875-73-3130	N 34° 13' 58" E 133° 39' 32"	
栗島	ル・ポール栗島多目的広場	三豊市詫間町 栗島 1418-2	三豊市	0875-73-3012	N 34° 16' 08" E 133° 37' 51"	*2
詫間町	詫間町市民運動場	三豊市詫間町 詫間 6811	三豊市 教育委員会	0875-73-3138	N 34° 13' 38" E 133° 40' 02"	*2
吉津小学校	三豊市立吉津小学校運動場	三豊市三野町 吉津乙 1485-1	三豊市 教育委員会	0875-73-3130	N 34° 12' 03" E 133° 40' 57"	*2
山本町ふれあい	山本町ふれあい公園内野球場	三豊市山本町 財田西 154	三豊市 教育委員会	0875-73-3138	N 34° 07' 11" E 133° 43' 56"	
高瀬PA	高瀬パーキングエリア内ヘリポート	三豊市高瀬町 上勝間平池 2164-1	西日本高速 道路(株) 四国支社	087-823-2111	N 34° 10' 56" E 133° 44' 02"	*3
宝山湖公園	三豊市宝山湖公園芝生広場	三豊市山本町 神田乙 500-1	三豊市 教育委員会	0875-73-3138	N 34° 07' 40" E 133° 46' 13"	*1

*1 全国航空消防防災協議会届出の多数機離着陸可能な場外

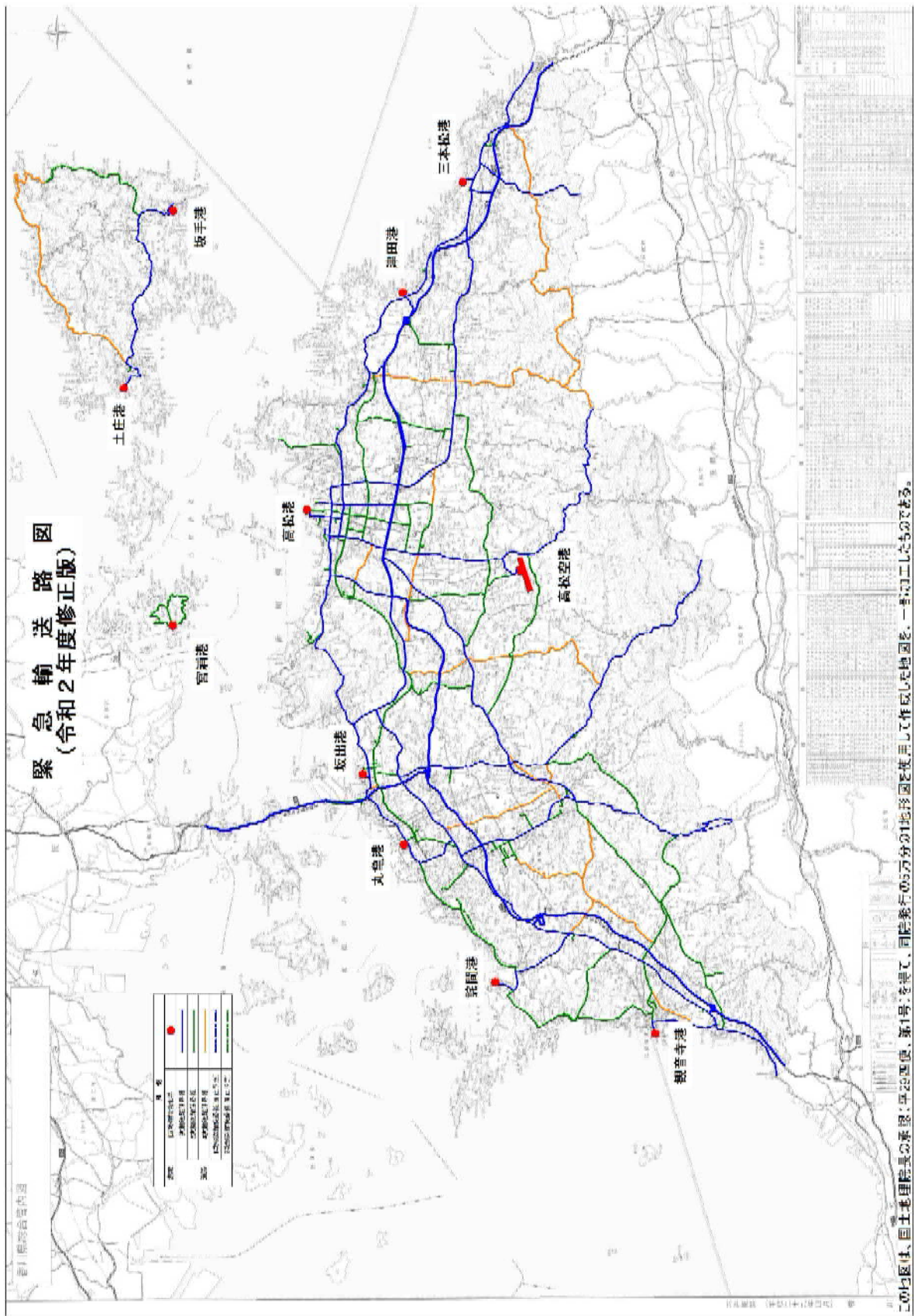
*2 防災対応

*3 救急搬送用

【参考資料】

- 2-25 災害時における物資等の輸送に関する協定書（社団法人香川県トラック協会三豊支部）
- 2-31 災害時における物資の輸送業務に関する協力協定書（赤帽香川県軽自動車輸送協同組合）
- 13-1 緊急通行車両の標章及び確認証明書
- 13-2 防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図等
- 13-5 緊急通行車両事前届出申請要領

【緊急輸送路線図】



第12節 避難体制整備計画

地震による家屋の倒壊、焼失やライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大やがけ崩れ等の危険の迫った地域の住民等の迅速かつ安全な避難を実施するため、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の確保、並びに避難指示発令基準等の策定を行い、住民に対して周知徹底を図る。

主な実施機関	市（危機管理課、教育委員会）、三観広域消防本部、香川県（危機管理課、健康福祉総務課、薬務感染症対策課、教育委員会）、消防団
--------	---

1 指定緊急避難場所の指定、整備

- (1) 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、学校等の公共施設等を対象に、災害の危険が切迫した緊急時における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を、管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定するとともに、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等、管理体制を構築しておくものとする。

市は、指定緊急避難場所を指定するに当たり、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害時に迅速な避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。また、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とするよう努める。

なお、市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に指定するものとする。

香川県は、県有施設の指定緊急避難場所の指定について協力するものとする。

市及び香川県は、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自治会、町内会などの地域コミュニティで担う等、円滑な避難活動を促進する。

- (2) 市は、津波避難対象地区において、周囲に高台等がない場合は、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等の指定整備に努める。なお、津波避難ビル等に指定する場合には、津波浸水が予測される水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮した水位以上の場所に避難場所が配置され、安全な構造である建築物とするとともに、あらかじめ管理者と協定を締結するなど、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

香川県は、県有施設の津波避難ビル等への指定について協力するものとする。

2 指定避難所の指定、整備

- (1) 市は、避難者を収容するため、地域の人口、地形、耐震性等の災害に対する安全性及び地震の緒元に応じ、あらかじめ公民館、学校等公共的施設等について、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るための指定避難所として指定するものとし、既存の避難用の建物等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

また、市は、指定避難所を選定するに当たり、避難者を滞在させるために、必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

また、市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定避難所を近隣市町に指定するものとする。

なお、指定避難所を指定する際に、併せて、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

市は、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。指定緊急避難場所を兼ねる指定避難所については、特定の災害では当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知することに努めるものとする。

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等と調整を行うものとする。

市は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定避難所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災機能の充実に努める。

- (2) 指定避難所においては、あらかじめ、必要な機能を整理し、次の資機材等の整備や防災行政無線（個別受信機を含む。）等を活用した情報収集・伝達手段の確保を図るよう努める。

- ・ 貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド
- ・ 非常用電源
- ・ テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器
- ・ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備

また、指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、体温計、消毒薬剤、炊出用具、毛布、生理用品等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

- (3) 市は、香川県と連携し、屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等を図る。また、県有施設管理者は、当該施設が指定避難所又は応急救護所となった場合、その開設に必要な資機材の搬入、配備について協力するものとする。

- (4) 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、指定避難所の収容人数を考慮し、過密抑制のため、可能な限り多くの避難所の確保に努め、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて検討するよう努めるものとし、県はこれを支援する。

3 避難路の選定等

市は、住民が徒歩で確実に避難できるよう、避難路等を指定・整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

また、耐震性、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、避難路を複数ルート選定するものとし、既存の避難用の道路等について必要に応じて補

強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

4 指定緊急避難場所等の明示

市は、指定緊急避難場所等を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所等であることを明示するよう努めるものとする。

市及び香川県は、災害種別一般図記号を使った指定緊急避難場所等の標識の見方に関する周知に努めるものとする。

5 避難方法・避難誘導

- (1) 地震・津波発生時には家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、市及び香川県は、自動車の運転者等に対する継続的な啓発を行う等、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、警察と調整を図りながら、自動車避難に伴う危険性の軽減に努めるとともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう地域で合意形成を図るなど、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。

- (2) 市は、消防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、情報伝達手段や装備の充実を図るとともに、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援についての行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するよう努める。また、訓練の実施により、問題点を検証し、必要に応じて行動ルール等の見直しに努める。

6 避難指示の発令基準等の策定

- (1) 市は、地震発生時に適切な避難が行えるよう、避難指示を発令する基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法、指定避難所の管理運営方法等を策定しておくものとする。特に、避難指示を発令する基準や伝達内容・方法については、国により示されたガイドラインを参考に、必要に応じて見直し等を行うものとする。

また、市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

- (2) 市は、避難指示を発令する際、国又は香川県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

7 避難に関する広報

- (1) 市は、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路、避難方法、避難指示の意味合い等について、指定緊急避難場所等の表示板や誘導用の標識板、今後予想される津波による浸水域・浸水高等の案内板等の設置、広報紙や防災マップ等の配布、防災訓練等の実施等を通じて、住民に周知徹底を図るものとする。
- (2) 市は、指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、避難に関する情報の伝達方法については、ホームページや防災アプリ等の多様な手段を検討し整備に努めるものとする。

る。なお、避難指示等については、香川県防災情報システムの防災アプリ及び防災情報メールを伝達手段の一つとすることとし、住民に対しては事前に防災アプリのダウンロード及びメール配信希望の登録をするよう積極的に呼びかけるものとする。

- (3) 市は、指定避難所において負傷者等の情報を収集し、家族等からの問合せに対する回答が行える体制の整備に努めるものとする。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化に努めるものとする。

- (4) 市は指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、これを周知するものとする。
- (5) 市及び香川県は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震等に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の伝達体制を整備するよう努めるものとする。

8 避難計画の策定

- (1) 市は、あらかじめ、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成するとし、当該避難計画には、市が行う避難情報の発表等の基準、指定緊急避難場所・指定避難所その他避難のために必要な事項を定める。

- (2) 市は、津波浸水予測図を基本として、津波避難対象地区を指定するとともに、当該地区については、重点的に自主防災組織の結成及び活動促進に努めるものとする。

指定された避難対象地区内の住民や学校、社会福祉施設、病院、保育所等の管理者等は、指定緊急避難場所・指定避難所、避難経路、家族との連絡方法等を平常時から確認しておくなど、津波が来襲した場合の備えに努めるものとする。

- (3) 市は、津波浸水予測図をもとに、津波ハザードマップを作成する。作成にあたっては、住民等の避難に有効に活用されるよう内容の検討を十分に行うものとする。

- (4) 市は、津波避難対象地区について、香川県の作成した基本的な基準に基づき、住民、自主防災組織、三観広域消防本部、消防団、警察、学校等の多様な主体と連携しながら、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、具体的かつ実践的な津波避難計画を作成し、住民にあらかじめ十分周知するものとする。なお、津波避難計画には、津波による浸水想定区域、避難対象地域、指定緊急避難場所・指定避難所、避難経路、避難指示等を行う基準や伝達方法等、指定避難所の設備、物資、救護措置等、避難に関する注意事項、避難訓練の内容等を定めるものとする。

- (5) 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における指定避難所の運営について、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成するものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における3密の回避や生活環境の確保、開設時の感染症対策、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底等を推進し、香川県はこれを支援する。

市は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記避難計画及び行動基準を住民に周知する。

保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（管内の市町の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、

市町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

9 避難所運営マニュアルの作成

市は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア及び避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に避難所運営に関与する体制へ早期に移行することを基本とする、全体的な考え方としての避難所運営マニュアルの作成に努めるものとする。

また、全体的な考え方としての避難所運営マニュアル等を参考に、市、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織等は、連携を図り、指定避難所ごとの運営マニュアルの作成に努めるものとする。

なお、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への知識等の普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営することが望ましいことについて啓発に努めるものとする。

10 防災上重要な施設の避難計画

(1) 学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者は、それぞれの施設、地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期すものとする。

(2) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定められた津波浸水区域内の特定事業者は、南海トラフ地震防災対策計画を策定し、円滑な避難等ができるよう備えるものとする。

なお、香川県は、特定事業者の同計画の策定促進を図るものとする。

(3) 鉄道事業者、航路事業者又は施設管理者等は、船舶、列車等の乗客や駅、港湾ターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を作成するものとする。

11 要配慮者への対応

市は、高齢者、障害者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者の個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努める。

12 帰宅困難者への対応

市及び香川県は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

13 児童生徒等への対応

市及び香川県は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市との間、及び施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

1 4 孤立地域への対応

市は、孤立の恐れがある集落の実態把握に努め、通信手段の確保、救助救援体制の整備、備蓄等の対策を推進する。

1 5 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練

市及び香川県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

1 6 消防機関等の活動

(1) 市は、消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- ① 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ② 津波からの避難誘導
- ③ 土嚢等による応急浸水対策
- ④ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- ⑤ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- ⑥ 救助・救急等
- ⑦ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

(2) 水防管理団体等は、津波からの円滑な避難の確保等のために次のような措置を講じるものとする。

- ① 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- ② 水門、閘門及び膨脹扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- ③ 水防資機材の点検、整備、配備

1 7 市が自ら管理又は運営する施設に関する避難対策

(1) 市の庁舎、港湾施設、会館、社会教育施設、地域コミュニティセンター、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理者は、おおむね次の事項を考慮し、民間事業者等が定める対策計画に準じて津波避難に関する対策を定めるものとする。

なお、地震発生時の津波来襲に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制を定める場合には、従業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

- ① 各施設に共通する事項
 - 避難情報等の入場者等への伝達

【留意事項】

- ・ 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るような適切な伝達方法を検討すること。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。
- 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- 出火防止措置
- 水、食料等の備蓄
- 消防用設備の点検、整備

- 非常用発電装置の整備、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

② 個別事項

- 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- 学校等にあつては、当該学校等が、市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
- 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

- (2) 市災害対策本部又はその支所がおかれる庁舎等の管理者は、上記(1)に掲げる措置を講じるほか、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 自家発電装置、過搬式発電機等による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (3) 工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波の襲来に備えて、安全確保上実施すべき措置についての方針を定めるものとする。

この場合において、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

18 香川県による連絡調整等

香川県は、市が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うものとする。

【参考資料】

- 2-37 災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書（社会福祉法人三豊広域福祉会）
- 2-38 災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書（社会福祉法人鵜足津福祉会）
- 2-39 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（医療法人社団十仁会）
- 2-40 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（医療法人社団純心会）
- 2-41 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人慶生会）
- 2-42 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人詫間福祉会）
- 2-43 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人愛幸会）
- 2-44 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人鵜足津福祉会）
- 2-45 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人豊中福祉会）
- 2-46 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人三野福祉会）
- 2-47 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人尽誠福祉会）
- 4-14 浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設一覧
- 4-15 土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設一覧
- 14-1 指定緊急避難場所・指定避難所一覧
- 14-2 避難指示等の基準

第13節 食料、飲料水及び生活物資確保計画

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、ライフラインや流通機能の一時的な停止等が起こった場合、被災者への生活救援物資の迅速な供給を行うため、物資等の備蓄や調達体制の整備を図る。

主な実施機関	市（危機管理課、管財課、農林水産課）、香川県（危機管理課、健康福祉総務課、経営支援課、農業生産流通課、水産課）、香川県広域水道企業団、 (公社)日本水道協会香川県支部
--------	--

1 食料等の確保

- (1) 市及び香川県は、食料について、乳アレルギー等の食物アレルギーへの対応や特別な配慮を要する避難者向けの物資も含め、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- (2) 香川県は、米穀について、農林水産省の災害救助用米穀の供給制度を活用し、調達の確保を図る。
- (3) 市及び香川県は、地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

2 飲料水の確保

- (1) 水道事業者は、給水関連施設の耐震性の確保を推進するとともに、災害時の応急給水に必要な要員の確保や給水タンク、給水車、浄水器等の給水資機材の整備を図る。
- (2) 市及び香川県は、飲料水について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- (3) 市及び香川県は、地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、飲料水の確保目標を設定し、あらかじめ各支所・出張所又は防災センター等に備蓄倉庫を確保して備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

3 生活物資の確保

市及び香川県は、津波被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、生活物資等の確保目標を設定し、あらかじめ各支所・出張所又は防災センター等に備蓄倉庫を確保して毛布、日用品等の備蓄及び物資調達・輸送調整等支援シ

システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

また、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

なお、生活物資の備蓄について、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。

4 住民による備蓄

住民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分、できれば1週間分程度の食料や飲料水（1人1日3リットルを基準とする。）等を災害時に備え備蓄するように努めるものとする。

また、避難するときに持ち出す最低限の食料及び飲料水、生活用品についても併せて準備しておくよう努める。

5 物資の集積拠点の指定

- (1) 香川県は、他県等からの緊急物資等（医薬品等を含む。）の受入れ、一時保管、仕分け及び二次（地域）物資拠点への物資輸送等を行うため、一次（広域）物資拠点等をあらかじめ指定し、その情報を物資調達・輸送調整等支援システムに登録しておくものとする。なお、一次（広域）物資拠点が利用できない場合等に備え、一次（広域）物資拠点支援施設をあらかじめ指定しておくものとする。
- (2) 市は、一次（広域）物資拠点等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、仕分け及び各指定避難所への物資輸送等を行うため、公共施設、広場等を二次（地域）物資拠点としてあらかじめ指定し、その情報を物資調達・輸送調整等支援システムに登録しておくものとする。

【一次（広域）物資拠点】

番号	事業者名	施設名	施設の種別	所在地
1	香川県	香川県産業交流センター（サンメッセ香川）	総合コンベンション施設	香川県高松市林町 2217-1

【一次（広域）物資拠点支援施設】

番号	事業者（設置者）名	施設名	施設の種別	所在地
1	日本通運(株)	高松ターミナル	トラック	高松市朝日町 6-8-3
2	日本通運(株)	郷東町第3号倉庫	倉庫	高松市郷東町 792-79
3	四国西濃運輸(株)	三豊支店	トラック	観音寺市大野原町大野原 3980
4	四国福山通運(株)	大野原営業所	トラック	観音寺市大野原町大野原 3977-1
5	ヤマト運輸(株)	四国支社	トラック	綾歌郡宇多津町吉田 4001-39
6	四国名鉄運送(株)	中讃営業所	倉庫	丸亀市飯山町西坂元 472-1

番号	事業者（設置者）名	施設名	施設の種別	所在地
7	(株)フードレック	本社物流センター	倉庫	観音寺市柞田町丙 2066-1
8	高松臨港倉庫(株)	宇多津センター	倉庫	綾歌郡宇多津町浜 3 番丁 32
9	関西陸運(株)	高松物流センター	倉庫	さぬき市昭和 121-20
10	(株)朝日通商	仕上加工工場倉庫	その他	高松市国分寺町新名 1785-2
11	(株)朝日通商	本社新倉庫	倉庫	高松市国分寺町新名 1580
12	綾川町	道の駅「滝宮」	道の駅	綾歌郡綾川町滝宮字川西 1578
13	三豊市	道の駅「たからだの里 さいた」	道の駅	三豊市財田町財田上 180-6

【参考資料】

- 2-14 災害時における救援物資提供に関する協定書（有限会社マトリックス）
- 2-15 災害時における救援物資提供に関する協定書（四国コカ・コーラボトリング株式会社）
- 2-16 災害時における救援物資提供に関する協定書（香川西部ヤクルト販売株式会社）
- 2-17 災害時における救援物資提供に関する協定書（香川ペプシコーラ販売株式会社）
- 2-18 災害時における物資供給に関する協定書（NPO 法人コメリ災害対策センター）
- 2-19 三豊市消防団員応援自動販売機の設置に係る協定書
（四国コカ・コーラボトリング株式会社）
- 2-20 災害時における物資の供給に関する協定書（株式会社マルヨシセンター）
- 2-21 防災・防犯活動等への協力に関する協定書（株式会社イズミ）
- 2-22 災害時における救援物資提供に関する協定書（株式会社アペックス西日本）
- 2-23 自動販売機設置協定書（四国コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社香川支店）
- 2-24 自動販売機設置協定書（四国コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社香川支店）
- 11-1 災害用備蓄品整備計画
- 11-2 災害用備蓄品の保有状況
- 11-3 生活必需物資等の調達方法
- 11-4 緊急物資の備蓄マニュアル（香川県 平成27年5月）
- 12-1 水道の整備状況一覧
- 13-6 三豊市物流拠点予定施設（二次物資拠点予定施設）
- 13-7 香川県民間物流拠点一覧

第14節 文教災害予防計画

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の児童生徒等、教職員等の生命、身体の安全を図り、学校等の土地、建物その他工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から守るため、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設・設備の点検、整備等を行うとともに、文化財の保護対策を推進する。

主な実施機関	市（教育委員会）、香川県（文化振興課、総務学事課、教育委員会）、学校長
--------	-------------------------------------

1 学校等における防災対策

校長等は、災害に備えて、市又は香川県の指導により、次の措置を講じる。

（1）防災体制の整備

災害時において、迅速かつ適切に対応するため、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの作成に努め、災害に備えた教職員の役割分担の明確化や連携体制の整備を推進する。また、地震・津波に関する防災体制の整備状況を定期的に確認する。さらに、指定避難所に指定されている学校については、市の防災担当部局と連携し、指定避難所開設時の協力体制の確立に努める。

（2）防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、外部の専門家の協力のもと、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災教育の充実に努める。

（3）津波に対する避難経路の確保

津波による浸水が想定される地域においては、近隣の高台や裏山、校舎の上層階など安全な場所へ速やかに避難できるよう避難経路を選定しておく。

（4）防災上必要な訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

（5）登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努め、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法等危険回避の方法と併せて、児童生徒等、保護者、関係機関等に周知徹底を図る。

（6）学校以外の教育機関の防災対策

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図るとともに、職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

2 文教施設・設備の点検、整備

市及び香川県は、文教施設・設備を災害から守るため、定期的に点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、被災したときに備えて、施設・設備の補修、補強等に必要な資機材の整備に努める。

3 文化財の保護

市及び香川県は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するとともに、浸水によって被災する可能性のある文化財をあらかじめ十分に把握し、保管場所の移動や適切な保管が可能な設備の整備による浸水対策を促進する。

第15節 ボランティア活動環境整備計画

災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から関係団体と連携し、ボランティアの登録、支援体制の整備など活動環境の整備を図る。

主な実施機関	市（福祉課、支所）、香川県（男女参画・県民活動課、危機管理課、健康福祉総務課）、三豊市社会福祉協議会、香川県社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部
--------	---

1 協力体制の確立

市及び香川県は、香川県社会福祉協議会、三豊市社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等と連携し、平常時から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう連携体制の確立に努める。

2 ボランティア活動の啓発等

市は、香川県及び関係団体と連携し、ボランティア活動への住民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努める。

また、三豊市社会福祉協議会、香川県社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等との連携により、災害時のボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

そのほか、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するように努め、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

3 防災ボランティアの登録等

日本赤十字社香川県支部において、災害救援のボランティア活動に参加協力する個人及び団体を赤十字防災ボランティアとして事前登録するとともに、必要な研修、訓練を行う。

第16節 要配慮者対策計画

高齢者、障害者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対して、災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、年齢、性別、障害の有無といった要配慮者の状態に配慮した体制を整備する。

主な実施機関	市（危機管理課、秘書課、健康課、介護保険課、福祉課、子育て支援課）、香川県（国際課、危機管理課、健康福祉総務課、長寿社会対策課、子ども政策推進局、障害福祉課、観光振興課）、社会福祉施設等の所有者又は管理者
--------	--

1 社会福祉施設等利用者の対策

- （１） 市は香川県と協力し、被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう、社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等を活用した体制の整備に努める。
- （２） 社会福祉施設等の所有者又は管理者は、関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施するものとする。また、災害対策に関する具体的な計画の概要の掲示や、災害時の連携協力体制の整備のほか、次の措置を講じるよう努めるものとする。
 - ・ 災害の予防や災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ災害支援に関する具体的な計画を作成するとともに、自衛防災組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導体制等の整備に努める。また、災害時に協力が得られるよう、平常時から近隣施設、地域住民、ボランティア団体と連携を図っておく。
 - ・ 利用者及び従事者等に対して、避難経路及び指定緊急避難場所・指定避難所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。
 - ・ 定期的に施設、設備等を点検し必要な修繕等を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努める。また、災害時に利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。
 - ・ 災害時の入所者等の安全の確保を図るため、施設の倒壊等による入所者等の他施設への移送、収容などについての施設相互間の応援協力体制や、市、香川県、関係機関、地域住民等の連携協力体制の整備に努める。

2 在宅の避難行動要支援者の対策

- （１） 市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、特に支援を要する避難行動要支援者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、平常時より避難行動要支援者の把握に努める。把握に当たっては、市関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するものとする。また、市が把握していない難病患者、その他情報の取得が必要な場合には、香川県、その他関係機関と連携を図り、情報の取得に努める。
- （２） 市は、避難行動要支援者の災害時の避難支援、安否確認等のため、避難行動要支援者名簿を作成する。また、個々の避難行動要支援者毎に、支援主体や支援方法等について、個別避難計画の作成に努める。

- (3) 市が作成する避難行動要支援者名簿に掲載する者は、次の要件に該当する者とする。
 - ・ 介護保険法における要介護認定を受けており、要介護3～5の者
 - ・ 身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が1級又は2級の者
 - ・ 療育手帳の交付を受けており、障害の程度がA又は㊤の者
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害の程度が1級の者
 - ・ 75歳以上の独居世帯又は75歳以上の高齢者のみの世帯の者
 - ・ 前各号に準ずる状態にあり、災害時の支援が必要と認められる者
- (4) 避難行動要支援者名簿には、次の事項を記載し、又は記録する。
 - ・ 氏名
 - ・ 生年月日
 - ・ 性別
 - ・ 住所又は居所
 - ・ 電話番号その他の連絡先
 - ・ 避難支援等を必要とする事由
 - ・ その他避難支援等の実施に関し市長が特に必要と認める事項
- (5) 避難行動要支援者名簿は、毎年1回以上更新を行い、市は、名簿登録者の状況の変化の把握に努めるものとする。
- (6) 避難行動要支援者名簿は、庁舎の被災等の事態に備え、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも保管するものとし、名簿情報の適正な管理に努めるものとする。
- (7) 避難行動要支援者名簿は、災害時の円滑かつ迅速な支援のため、避難支援等の実施に関して必要な範囲で、平常時から避難行動要支援者の避難を支援する避難支援等関係者に提供するものとする。

ただし、平常時の情報提供については、情報を提供することについて避難行動要支援者からの同意があった場合のみであるが、災害時については、本人の同意の有無に関わらず、情報提供するものとする。
- (8) 避難支援等関係者となる者は、次に掲げる個人及び団体等とする。
 - ・ 民生委員児童委員
 - ・ 自治会の代表者
 - ・ 自主防災組織の代表者
 - ・ 三観広域消防本部
 - ・ 三豊警察署
 - ・ 三豊市社会福祉協議会
 - ・ その他避難支援のために情報提供が必要であると認められる者
- (9) 避難行動要支援者名簿情報の提供を受けた者は、災害対策基本法の規定により、避難支援等関係者本人に守秘義務が課せられていることを十分に理解し、避難行動要支援者名簿を施錠可能な場所に保管し、厳重に管理しなければならない。また、必要以上の複製をしてはならない。
- (10) 市は、地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連パンフレット等を設置する。また、高齢者の避難行動の理解促進に向けて、平常時から地域包括支援センター・ケアマネージャーと連携を図る。
- (11) 避難行動要支援者は、市及び避難支援等関係者に、あらかじめ避難支援や安否確認のために必要な自らの情報を提供するように努めるものとする。
- (12) 市は、難病患者への対応のため、香川県との連携を図る。また、市及び香川県は、情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病患者に対する支援計画を作成するなど支

援体制の整備に努める。

3 福祉避難所の指定等

- (1) 市は、指定避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるよう、福祉エリアを設けるほか、必要に応じて、社会福祉施設等の管理者との協議により、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定及び福祉避難所の設置・運営マニュアルの作成に努める。
- (2) 市は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる指定避難所、大きな字で見やすい標識板等、要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。

4 外国人の対策

- (1) 市は、外国人に対して、災害時に円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握に努めるとともに、指定避難所等の標示板等に外国語を併記するよう努める。
- (2) 市は、香川県と協力して、外国語による防災に関するパンフレット等の作成・配布や防災訓練の実施等により、防災知識の普及啓発に努める。
- (3) 市は、災害時にも外国人が円滑にコミュニケーションを図れるよう、通訳ボランティア等の確保に関する香川県、関係機関の連絡先を把握しておく。

【参考資料】

- 2-37 災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書（社会福祉法人三豊広域福祉会）
- 2-38 災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書（社会福祉法人鵜足津福祉会）
- 2-39 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（医療法人社団十仁会）
- 2-40 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（医療法人社団純心会）
- 2-41 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人慶生会）
- 2-42 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人詫間福祉会）
- 2-43 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人愛幸会）
- 2-44 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人鵜足津福祉会）
- 2-45 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人豊中福祉会）
- 2-46 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人三野福祉会）
- 2-47 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人尽誠福祉会）
- 4-14 浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設一覧
- 4-15 土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設一覧

第17節 防災訓練実施計画

災害対策活動の習熟、防災関係機関の連携強化、住民の防災意識の高揚等を図るため、震災時の状況を想定した具体的かつ効果的な各種訓練を定期的、継続的に実施するとともに、訓練後には、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

主な実施機関	市（危機管理課、各課）、三観広域消防本部、香川県（危機管理課、河川砂防課）、消防団、自主防災組織、防災関係機関
--------	---

1 防災訓練の実施

- (1) 市、香川県及び防災関係機関は、南海トラフ地震を想定して防災訓練を、年1回以上実施するものとする。

また、防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を含めたものとする。

なお、訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震、津波及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的なものとなるよう工夫することとし、毎年その訓練内容を充実するよう努めるものとする。

- (2) 市は、自主防災組織等の参加を得て行う訓練等に対して、香川県から必要な助言と指導を要請する。

2 総合訓練

市は、大規模な震災を想定して、香川県、防災関係機関、ライフライン事業者、住民、自主防災組織その他関係団体等多様な主体の協力を得て、その緊密な連携のもとに、次に掲げる個別訓練等を組み合わせた総合的な訓練を行う。

- ・ 情報の収集・伝達、災害広報、偵察、警戒区域の設定
- ・ 水防、消防、救出・救助、避難誘導、指定避難所・救護所設置運営、応急医療、炊き出し
- ・ ライフライン応急復旧、道路啓開、警備、交通規制、救援物資及び緊急物資輸送
- ・ 緊急地震速報への対応

3 災害対策本部設置運営訓練

市は、震災時において災害対策本部の運営を適切に行うため、本部の設置、職員の動員配備、情報収集、本部会議の開催等の訓練を行う。なお、災害時において、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に防災関係機関の出席を求めることも想定し、防災関係機関と連携した訓練の実施に努める。

4 図上訓練

市は、災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達決定等の対応を実施する図上訓練を行う。

5 避難救助訓練

訓練実施に当たっては、要配慮者への支援体制を考慮するものとする。

- (1) 市は、震災時において避難活動や救助活動等を円滑に実施するため、水防、消防等の訓練と併せて、避難誘導、指定避難所開設、人命救助、救護所開設等の訓練を行う。
- (2) 学校、病院、映画館、複合ビル等多人数を収容する特殊建築物の管理者は、収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を行うものとする。

6 非常通信連絡訓練

市、香川県及び防災関係機関は、震災時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、感度交換、模擬非常通報等の訓練を行う。

7 非常招集訓練

市、香川県及び防災関係機関は、地震発生時において短時間に非常配備体制が確立できるよう、勤務時間外における職員等の参集訓練を行う。

8 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟、防災関係機関等との連携を図るため、市及び消防機関の指導のもとに、地域の事業所とも協調して、初期消火、応急救護、避難、避難行動要支援者の安全確認・避難誘導、指定避難所運営等の訓練を行うものとする。

なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めるとともに、迅速かつ想定にとらわれずその場でできる最善を尽くすという内容とする。

9 広域的な防災訓練

市は、緊急消防援助隊の充実強化を推進するため、香川県と連携し、連絡体制の強化に努めるとともに、広域的・実践的な訓練に積極的に参加する。

第18節 防災知識等普及計画

災害時における被害の拡大の防止、災害応急対策の効果的な実施等を図るため、防災関係職員に対して計画的かつ継続的な防災研修を行う。また、住民に対する防災知識等の普及に当たっては、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体を意識した防災に関する教育の普及推進を図る。

主な実施機関	市（危機管理課、各課）、香川県（総務学事課、危機管理課、経営支援課、河川砂防課、教育委員会）、香川県警察本部、防災関係機関
--------	---

1 防災思想の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料、飲料水等の備蓄など平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の避難行動要支援者を助けること、指定緊急避難場所・指定避難所で自ら活動すること、あるいは市、香川県等が行っている防災活動に協力することなどが求められる。

このため、市及び香川県は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する冊子等の配布や周知、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進するなど、自主防災思想の普及、徹底を図る。

2 職員に対する防災研修

市、香川県及び防災関係機関は、災害時における適正な判断力等を養成し、災害応急対策の円滑な実施を図るため、また職場内における防災体制を確立するため、防災訓練の実施、防災講演会・講習会の開催、見学・現地調査の実施、防災活動手引書の配布等あらゆる機会を活用して、職員に対して必要な防災研修を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- ・ 災害に関する基礎知識、地域防災計画等の概要
- ・ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ・ 地震・津波に関する一般的な知識
- ・ 地震が発生した時に、職員がとるべき具体的行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体制、任務分担等）
- ・ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ・ 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- ・ その他災害対策上必要な事項

3 住民に対する普及啓発

- （1）市及び香川県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。
- （2）市及び香川県は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、浸水予測図、津波ハザードマップ等を作成し、住民等に対して周知を図る。また、津波による人的被害を軽減するためには、住民等の避難が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内

容を広く啓発し、津波を想定した防災訓練を行うなど、適切な避難活動につなげられるよう努める。

- (3) 市及び香川県は、住民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、広報紙、パンフレット等の配布、防災無線、市のホームページ、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用等の方法により、地震発生時において住民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図るほか、平常時から各種ハザードマップを活用した地域における災害リスクの確認を促進するよう周知に努める。さらに、体験学習を通して防災意識の普及啓発を図るため、体験型啓発施設等を積極的に活用する。

なお、普及啓発に当たっては、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとし、県民防災週間（7月15日から7月21日）、防災週間、火災予防週間等の防災関連行事実施時期を中心に行う。

- ・ 地域防災計画等の概要、自主防災組織の意義
- ・ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ・ 地震・津波に関する一般的な知識
- ・ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ・ 正確な情報入手の方法
- ・ 津波注意報・警報の意味や内容、発表時にとるべき行動
- ・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ・ 各地域における津波危険予測地域、がけ地崩壊危険地域等に関する知識
- ・ 避難指示の意味や内容、発令時にとるべき行動
- ・ 各地域における指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路に関する知識
- ・ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な避難行動をとること
- ・ 避難生活に関する知識
- ・ 平素住民が実施しうる応急手当、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- ・ 最低3日分、できれば1週間分程度の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ・ 家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策
- ・ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼育についての準備
- ・ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害時にとるべき行動
- ・ 災害時における家族内の連絡体制の確保、災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の活用
- ・ 緊急地震速報を受けた際の適切な対応行動
- ・ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修（特に旧耐震基準で建てられた住宅）
- ・ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

【避難行動に関すること】

- ・ 強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺

れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで堅固な建物の3階以上や高台等の安全な場所に避難すること

- ・ 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
- ・ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
- ・ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること
- ・ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除になるまで高台等の安全な場所に留まり、沿岸部には近づかないこと

【津波の特性に関すること】

- ・ 津波の第一波は引き波だけではなく、押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること
- ・ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震があること

【津波に関する想定・予測の不確実性】

- ・ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
- ・ 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
- ・ 浸水想定区域外でも浸水する可能性があること
- ・ 指定緊急避難場所の孤立や指定緊急避難場所自体の被災もありうること

4 学校における防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

各教科、道徳や総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保するとともに、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるように、学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引き等を用い、災害の基本的な知識や地震発生時の適切な行動等について教育を行う。また、地域の自主防災組織が実施する訓練等への参加に努めるなど、地域と一体となった取組を推進する。

特に、地震や津波に対する避難や災害時における危険の回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒等の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教育が大切である。

(2) 教職員に対する防災教育

学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引き等を用い、災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

5 自動車運転手等に対する啓発

香川県警察本部は、運転免許更新時の講習、自動車教習所における教習等の機会を通じ、災害時に自動車運転手がとるべき行動等に関する知識の啓発に努める。

6 防災上重要な施設の管理者等に対する啓発

市は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

7 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市、国及び香川県が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

中小企業・小規模事業者は、上記の取組みが困難な場合、防災・減災対策の第一歩として、自然災害等による自社の災害リスクを認識し、事業活動の継続に向けた事前対策を盛り込む事業継続力強化計画を作成し、事業活動への影響を軽減するよう努めるものとする。

市及び香川県、各業界の民間団体は、広報紙、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用、防災に関する講演会等の方法により、災害時等において企業が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図り、来客者、従業員等の安全の確保、業務を継続するための取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図る。

また、市及び香川県は、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進が図られるよう施策を検討するものとする。

8 災害情報の提供等

市及び香川県は、災害状況を記録し、及び公表する。

市は、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報を住民に提供するものとする。また、災害予測を示した地図を作成し、及び住民に周知するものとする。

9 災害教訓の伝承

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

市及び香川県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大災害に関する調査分析結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努め、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

【参考資料】

- 3－2 過去における主な地震一覧
- 6－7 気象庁震度階級関連解説表

第19節 自主防災組織育成計画

災害時における被害の拡大の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動が極めて重要となることから、地域住民、事業所等による自主防災組織の育成や活動の活性化、消防団の活性化などに努めるとともに、事業所においては、自衛消防組織の充実強化等に取り組む。また、一定の地区内の住民及び事業者は、必要に応じて、地区防災計画を作成するなどにより、地区の防災活動を推進する。これらを通じて、地域の防災体制の充実を図る。

主な実施機関	市（危機管理課）、三観広域消防本部、香川県（危機管理課）、消防団、自主防災組織
--------	---

1 地域住民の自主防災組織

- （１） 災害時においては行政や防災関係機関のみならず、地域住民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。

住民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、及びその活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

市は、地域住民に対して積極的に指導・助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進、自主防災組織のリーダーの研修や地区防災計画の作成の支援等に努めるものとし、香川県はこれを支援する。

また、消防団と自主防災組織の連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

市は、自主防災組織の活動に必要な資機材等の整備に必要な助成を行うものとする。

- （２） 自主防災組織の編成は、次により行うものとする。

- ・ 地理的状況、生活環境からみて、住民の日常生活上の範囲として一体性を有する規模を念頭に、地域の実情に応じ、既存の町内会、自治会や小学校区などを活用して編成する。
- ・ 防災に関する多様な視点からの意見取入等のため、女性や多様な世代の参加を求める。また、看護師など地域内の専門家や経験者の参加も求める。
- ・ 津波浸水想定のある区域内にある地区や土砂災害危険地域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。

- （３） 自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりである。自主防災組織は、防災対策に取り組むに当たっては、市、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努めるものとする。

① 平常時の活動

ア 平常時の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及

- ・ 災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度の確認
- ・ 災害発生現象の態様に応じた指定緊急避難場所・指定避難所、避難の経路及び方法等の確認
- ・ 避難情報の発令等の基準、災害対応における市との役割分担等についての市との協議
- ・ 災害予測地図（ハザードマップ）等の作成及び地図の内容の住民への周知
- ・ 地域の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等の体制を整備
- ・ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、指定緊急避難場所・指定避難所等における行動基準の作成及び周知

- ・ 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るための研修等の実施
- イ 初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の防災訓練の実施
- ウ 初期消火用資機材等の防災資機材及び応急手当用医薬品の整備点検
- エ 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
- オ 地域における高齢者、障害者等の避難行動要支援者の把握
- ② 災害時の活動
 - ア 出火防止、初期消火の実施、正確な情報の収集・伝達
 - イ 集団避難の実施、高齢者や障害者等の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等
 - ウ 救出・救護、炊き出し等の実施、救援物資の分配、指定避難所の運営に対する協力等

2 事業所の自衛消防組織等

- (1) 事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するため、消防設備や防災設備等を整備充実するとともに、自衛消防組織等を充実強化するものとする。
- (2) 事業所等は、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、あらかじめ、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員が取るべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努めるものとする。
- (3) 事業所等は、市及び香川県が実施する防災対策の推進に協力するとともに、所有し、又は管理する施設を避難場所等として使用することその他の防災対策について、地域住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努めるものとする。
災害時には、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全確保に努めるものとする。

3 消防団の活性化

消防団は、消火活動のみならず多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導など防災活動に大きな役割が期待されていることから、市は、装備の充実、女性の入団促進を含めた団員の確保対策、知識技術の向上対策などを推進し、消防団の活性化を図る。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第20節 被災動物の救護体制整備計画

災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等の確（スムーズ）に実施できるよう、平常時から香川県等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護体制を整備する。

主な実施機関	市（環境衛生課、農林水産課）、香川県（生活衛生課、保健所、畜産課）、中国四国地方環境事務所、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等
--------	---

1 被災動物避難対策（飼い主の役割）

動物の飼い主は、日頃からスムーズなペットとの同行避難の実施や、他の人の迷惑とならないように避難所でペットとともに生活するために、次の準備をしておくよう努める。

- （1）所有者の明示
迷子札、犬の鑑札・狂犬病予防注射済票、マイクロチップなど
- （2）基本的なしつけ
ケージやキャリーバッグでの生活に日頃から慣れさせておく
- （3）ペットの健康管理
狂犬病予防注射や感染症予防のワクチン接種、不妊去勢手術の実施など
- （4）ペットの避難道具の安全確認
小屋やケージ、鎖やリードの強度をあらかじめ確認しておく
- （5）ペットに必要な物資の備蓄
エサ、水、ペット用薬、ケージやリード、トイレ用品、タオルなど

2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から、災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるよう努める。

香川県は、特定動物の飼い主に対して、災害発生時の対応を含めた危害防止対策について、必要に応じて監視・指導を実施し、災害時には特定動物に関する情報の収集や発信ができるよう、関係機関等と連携体制の構築を図る。

3 指定避難所における動物の適正飼養対策

（1）行政の役割

市は、指定避難所での混乱を避けるため、あらかじめ動物との同行避難者を受け入れられる施設を選定、住民への周知、指定避難所設置主体と選定した指定避難所での受入れや飼養管理方法等の体制整備に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。

香川県は、飼い主とともに避難してきた動物（以下「被災動物」という。）の飼養について、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養できるルールを定めるよう、動物の飼い主や、指定避難所設置主体に対して支援を行う

（2）飼い主等の役割

動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するように努める。

また、地域や家庭は、円滑な避難所運営のため、指定避難所で飼養動物が飼育されることに對しての相互理解を深めるよう努める。

4 被災動物救護活動対策

市は、香川県、(公社)香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。

また、市は、平常時から香川県と連携して、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供体制を整備する。

第21節 帰宅困難者対策計画

通勤・通学、出張、買物、旅行等で移動している者が、大規模地震発生時等に、公共交通機関の運行停止や道路の交通規制により帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となることが予測される。帰宅困難者の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進を図る。

主な実施機関	市（危機管理課、産業政策課）、香川県（危機管理課、観光振興課）
--------	---------------------------------

1 住民への啓発

市及び香川県は、住民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

2 事業所等への啓発

市及び香川県は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料、飲料水、毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るものとする。

3 指定避難所等の提供

市は、指定避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくなど、指定避難所の運営体制の整備に努める。特に主要駅・港湾のターミナル等の周辺地域においては、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

なお、滞在できる施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮するものとする。

4 情報提供体制の整備

市及び香川県は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、指定避難所・防災拠点施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

5 安否確認の支援

市及び香川県は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及啓発を図るものとする。

6 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

市及び香川県は、コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する。

7 帰宅困難となる観光客等への対策

- (1) 市及び香川県は、現地の地理に不案内な観光客等（訪日外国人旅行者を含む）に対して、パンフレットやチラシ、避難誘導標識などにより、避難対象地域、指定避難所等についての広報を行うよう努めるものとする。
- (2) 市は、特に観光地では、地理に不案内な帰宅困難者が発生することが見込まれるため、観光客等の安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する手段などをあらかじめ定め、災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう体制整備を図るものとする。また、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。
- (3) 市及び香川県は、ホテル・旅館等の宿泊施設管理者に対して、宿泊客等の把握方法、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供するための取組を促進する。

第22節 業務継続計画（BCP）策定計画

大規模地震発生時等においても、必要な業務を継続して実施できるよう、業務継続計画（BCP）の策定を図る。特に、市及び香川県においては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

主な実施機関	市（危機管理課）、香川県（危機管理課、経営支援課、技術企画課、病院局県立病院課）
--------	--

1 市の業務継続計画

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、災害応急対策業務や住民生活に密着した業務を継続して実施する必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保に努めるものとする。また、計画の実行性を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、適宜評価を行い、継続的な見直し等を行うものとする。

2 事業者の事業継続計画

災害等による企業の事業中断は、企業の存立や地域経済に大きな影響を及ぼすものとして、企業の事業継続計画策定の必要性が指摘されている。

こうしたことから、市及び香川県は、事業継続計画作成のための情報提供を行うなど、事業者や事業者団体に対し、計画の策定及び実効性の確保を推進するよう働きかけるものとする。

3 地域継続計画の推奨

市は、香川大学、国、香川県、民間企業及びその他団体等と連携し、大規模かつ広域的な災害発生時においても、地域機能を継続するための地域継続計画（DCP）の策定・検討及びその普及について、積極的に推進するよう努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市及び防災関係機関は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、それぞれ災害対策本部等を設置し、災害情報を一元的に把握し、共有することができるように、活動体制を整備する。なお、災害応急対策の実施に当たり、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図れるよう十分配慮するものとする。

主な実施機関	市（各班）、三観広域消防本部、香川県（全部局）、消防団、防災関係機関
--------	------------------------------------

1 市の活動組織

（1）迅速な活動体制の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、的確かつ迅速な避難、救助、医療等の応急対策が講じられるよう必要な応急体制を速やかに確立するものとする。

（2）防災会議

市の地域に係る防災に関し、市の業務を中心に、市内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき市の附属機関として設置されており、地域防災計画の作成及び実施の推進、防災に関する重要事項の審議を図る。

（3）災害対策本部

災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成とその実施、関係機関の連絡調整等を図る。

なお、複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

① 災害対策本部の設置

市長は、市の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、市長が必要と認めた場合は、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、次の基準に該当する場合に災害対策本部を設置し、災害応急対策を行う。

【設置基準】

- 1 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。
- 2 市内で震度5弱以上の地震が発生し、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- 3 香川県に大津波警報又は津波警報が発表されたとき。

② 災害対策本部室の設置場所

災害対策本部室は、本庁舎東側、危機管理センター内に設置する。危機管理センター内に設置できない場合には、豊中庁舎3階に設置する。

③ 災害対策本部の組織

ア 本部長

本部長（市長）は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

なお、本部長に事故あるときの代行順位は、次のとおりとする。

- ・ 第1順位（副市長）
- ・ 第2順位（総務部長）
- ・ 第3順位以降は本部員の中より選出する。

イ 副本部長

副本部長（副市長）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

ウ 本部員

- a 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
- b 本部員は、教育長、各部長、議会事務局長、会計管理者、永康病院事務長及び消防団長をもって充てる。
- c 本部員に総括本部員（総務部長）と副総括本部員（政策部長）を置く。

エ 本部会議

- a 本部長は、災害対策に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図るため、必要に応じ本部会議を招集する。
- b 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- c 本部会議には、必要に応じて、自衛隊その他関係機関の出席を求めることができる。
- d 本部会議の主な協議事項は次のとおりとする。
 - ・ 本部の動員配備体制に関すること。
 - ・ 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
 - ・ 災害救助法の適用に関すること。
 - ・ 各部各班に対する災害対策の指示等に関すること。
 - ・ 香川県、他市町及び防災関係機関への応援要請に関すること。
 - ・ その他重要な災害対策に関すること。

オ 本部事務局

災害対策本部の事務を処理するため、本部に事務局を置き、事務局は総務部総務班とする。

カ 部

- a 災害応急対策の全庁的な推進を図るため、災害対策本部に部を置き、部には班を置く。
- b 各部各班の組織及び分掌事務は別表のとおりとする。
- c 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 なお、部長に事故あるときは、当該部の次長等（ただし、次長を置かない部にあつては、部長の指名する課長等）の職にある者がその職務を代理する。

キ 支所災害対策本部

災害対策本部が設置されたときは、各支所に支所災害対策本部を設置する。

ク 現地災害対策本部

本部長は、激甚な被害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

④ 災害対策本部の設置及び解散の通知等

災害対策本部を設置又は解散したときは、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、香川県、防災関係機関、近隣市町等にその旨を通知するものとする。

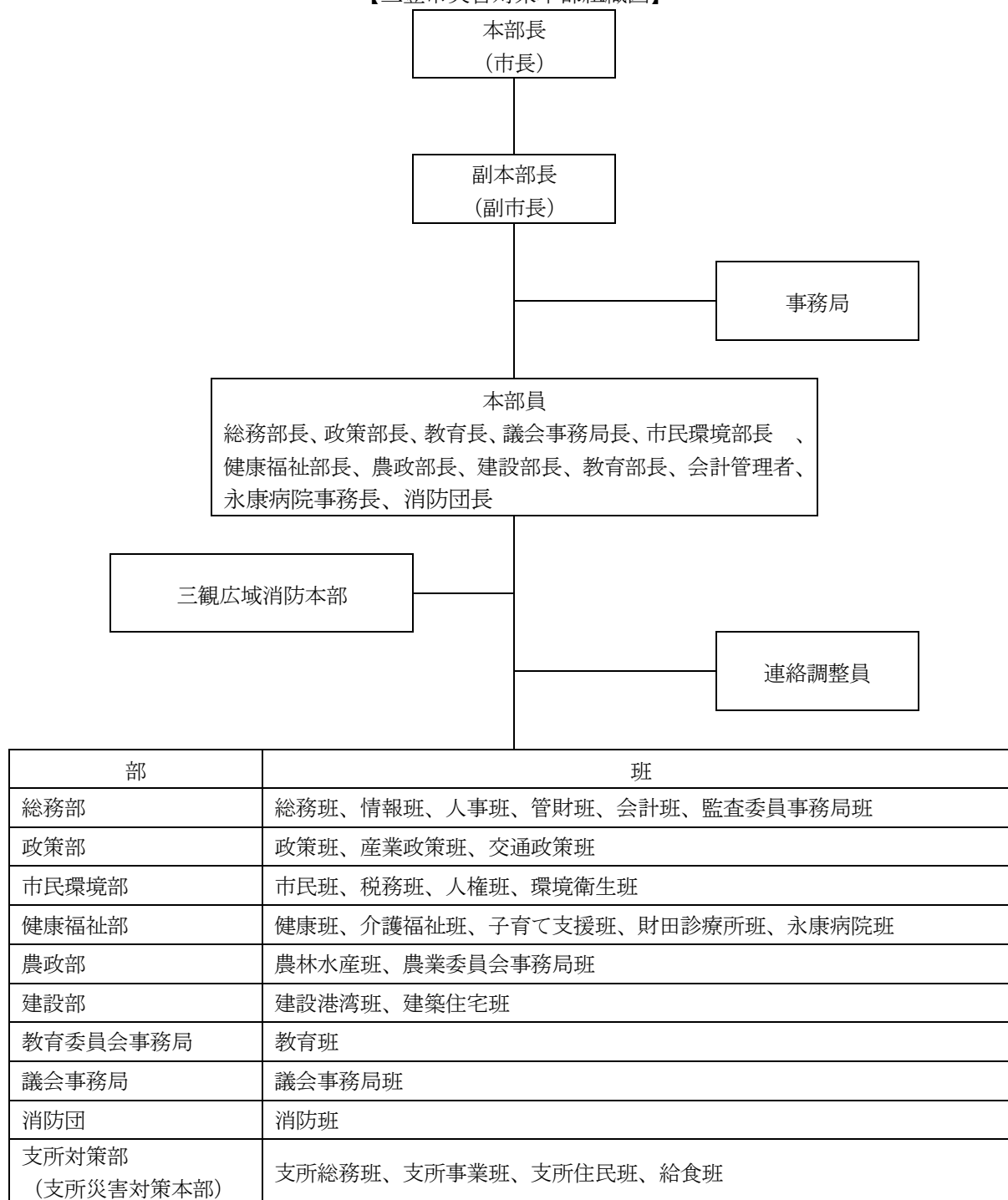
⑤ 香川県との連携

大規模災害の発生等により、香川県の現地災害対策本部が設置された場合、災害対策を円滑かつ的確に推進するため、香川県の現地災害対策本部と緊密な連絡調整を図る。

⑥ 災害対策本部の解散

本部長は、市の地域内において、災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。

【三豊市災害対策本部組織図】



【別表三豊市災害対策本部各部各班の分掌事務】

部 名	班 名	班 員	事 務 分 掌
総務部	総務班	総務課 (文書館) 危機管理課 秘書課	1 本部の設置及び解散に関すること 2 本部会議及び関係本部会議に関すること 3 本部長の命令及び指示の伝達に関すること 4 避難指示等に関すること 5 本部の庶務に関すること 6 各部との連絡調整に関すること 7 防災行政無線による広報に関すること 8 気象情報等の収集・伝達に関すること 9 被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめ、記録等に関すること 10 市長、副市長の秘書に関すること 11 文書館の被害調査に関すること 12 文書館の応急対策に関すること 13 香川県災害対策本部、三豊警察署、三観広域消防本部との連絡に関すること 14 消防団に関すること 15 自衛隊との連絡調整に関すること 16 他班の応援に関すること 17 その他、他部に属さないこと
	情報班	総務課 秘書課	1 陳情者及び陳情団の応接に関すること 2 災害時の広聴及び相談に関すること 3 災害時の広報及び記録に関すること 4 本部として行う報道機関への情報提供、放送等の広報活動及び報道機関との連絡調整に関すること 5 災害に関する写真等による記録に関すること 6 被災した外国人の支援に関すること 7 情報ネットワークの応急対策に関すること 8 他班の応援に関すること
	人事班	人事課	1 職員の動員・配備に関すること 2 地方公共団体からの災害復旧活動に対する応援の調整に関すること 3 他班の応援に関すること
	管財班	管財課	1 災害応急工事の契約に関すること 2 公用車の配備に関すること 3 物資車両等の調達・確保に関すること 4 所管する施設の被害調査に関すること 5 所管する施設の応急対策に関すること 6 救助物資の調達・配給に関すること 7 他班の応援に関すること
	会計班	会計課	1 義援金の受入れに関すること 2 他班の応援に関すること
	監査委員事務局班	監査委員事務局	1 総務部局の事務に関すること 2 他班の応援に関すること

部 名	班 名	班 員	事 務 分 掌
政策部	政策班	地域戦略課 財政経営課	1 災害予算に関すること 2 地方公共団体その他諸団体等からの災害復旧活動に対する応援の調整に関すること 3 他班の応援に関すること
	産業政策班	産業政策課	1 工業団地の被害調査に関すること 2 工業団地の応急対策に関すること 3 商工業関係の被害調査に関すること 4 中小企業の災害復旧資金の融資に関すること 5 他班の応援に関すること
	交通政策班	交通政策課	1 コミュニティバスの被害調査に関すること 2 コミュニティバスの応急対策に関すること 3 離島航路関連施設の被害調査に関すること 4 離島航路関連施設の応急対策に関すること 5 その他公共交通機関の被害状況及び復旧情報の収集に関すること 6 他班の応援に関すること
市民環境部	市民班	市民課	1 市民からの被害状況の取りまとめに関すること 2 他班の応援に関すること
	税務班	税務課	1 家屋被害状況の調査に関すること 2 罹災証明等の災害に関する諸証明に関すること 3 他班の応援に関すること
	人権班	人権課	1 所管する施設の被害調査に関すること 2 所管する施設の応急対策に関すること 3 他班の応援に関すること
	環境衛生班	環境衛生課	1 一般廃棄物の収集、運搬、処分に関すること 2 災害廃棄物の処理に関すること 3 道路、溝、河川等の環境整備に関すること 4 環境保全対策に関すること 5 遺体の処置、埋火葬に関すること 6 被災動物の保護に関すること 7 死亡獣畜（犬・猫）の収集、処理に関すること 8 所管する施設の被害調査に関すること 9 所管する施設の応急対策に関すること 10 水質汚濁その他公害に係る調査に関すること 11 香川県広域水道企業団との連絡調整に関すること 12 他班の応援に関すること

部 名	班 名	班 員	事 務 分 掌
健康福祉部	健康班	健康課	1 災害救助法に基づく医療助産に関すること 2 医師、看護師等の確保に関すること 3 救護班の編成、応急救護所の設置・運営その他医療助産の調整に関すること 4 医薬品及び救護資機材の確保に関すること 5 保健衛生対策に関すること 6 医療救護の活動支援に関すること 7 被災地の防疫活動の実施に関すること 8 被災地の食品衛生対策に関すること 9 死亡の確認及び死体の検案に関すること 10 他班の応援に関すること
	介護福祉班	介護保険課 福祉課	1 災害救助法の適用に関すること 2 災害救助に関すること 3 福祉避難所に関すること 4 避難行動要支援者等の対策に関すること 5 所管する施設の被害調査に関すること 6 所管する施設の応急対策に関すること 7 障害者福祉に関すること 8 精神保健福祉に関すること 9 罹災による身元不明者の死者の収容に関すること 10 災害ボランティアに関すること（他部に関するものを除く） 11 義援金の配分に関すること 12 義援物資の受入れに関すること 13 日本赤十字社との連絡調整に関すること 14 社会福祉協議会との調整に関すること 15 その他災害救助に関し、他の所管に属さないこと 16 他班の応援に関すること
	子育て支援班	保育幼稚園課 子育て支援課	1 入所児童の保護及び応急保育に関すること 2 所管する施設の被害調査に関すること 3 所管する施設の応急対策に関すること 4 避難行動要支援者（妊産婦・乳幼児）に関すること 5 他班の応援に関すること
	財田診療所班	財田診療所	1 財田診療所による医療班の編成に関すること 2 財田診療所の応急対策に関すること
	永康病院班	永康病院	1 永康病院による医療班の編成に関すること 2 永康病院の応急対策に関すること

部 名	班 名	班 員	事 務 分 掌
農政部	農林水産班	農林水産課 土地改良課	1 被災者等への食料の確保、供給に関すること 2 所管する施設、市管理農道、農地、ため池等の被害調査に関すること 3 所管する施設、市管理農道、農地、ため池等の応急対策に関すること 4 農産物、家畜等の被害調査に関すること 5 農産物、家畜等の応急対策に関すること 6 農林水産業の災害復旧資金の融資に関すること 7 農業・漁業関係団体との連絡調整に関すること 8 他班の応援に関すること
	農業委員会事務局班	農業委員会事務局	1 農政部局の事務に関すること 2 他班の応援に関すること
建設部	建設港湾班	建設港湾課 都市整備課	1 道路・橋りょう、河川、急傾斜地、港湾施設、都市公園等の被害調査に関すること 2 道路・橋りょう、河川、急傾斜地、港湾施設、都市公園等の応急対策に関すること 3 緊急輸送路の確保に関すること 4 海上輸送の確保に関すること 5 建設資材の調達に関すること 6 障害物の除去に関すること 7 陸こう・水門の閉鎖及び作動状況の現地確認、その他港湾・漁港に関すること 8 他班の応援に関すること
	建築住宅班	建築住宅課	1 市営住宅の入居者の安全確保に関すること 2 所管する施設の被害調査に関すること 3 所管する施設の応急対策に関すること 4 市営住宅への一時入居に関すること 5 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定に関すること 6 被災住宅の応急修理に要する資材等の確保及び配分に関すること 7 応急仮設住宅の用地確保・建設工事に関すること 8 応急仮設住宅・借上げ住宅の入居及び管理に関すること 9 公共施設の応急対策に関すること 10 他班の応援に関すること
教育委員会事務局	教育班	教育総務課 学校教育課 学校給食課 生涯学習課 スポーツ振興課 少年育成センター	1 児童、生徒等の保護及び応急教育に関すること 2 所管する施設の被害調査に関すること 3 所管する施設の応急対策に関すること 4 災害救助法に基づく学用品の支給に関すること 5 文化財の被害調査に関すること 6 文化財の応急対策に関すること 7 指定避難所の開設及び運営に関すること 8 応急給食に関すること 9 他班の応援に関すること

部 名	班 名	班 員	事 務 分 掌
議会事務局	議会事務局班	議会事務局	1 災害に対する議会活動に関すること 2 他班の応援に関すること
消防団	消防班	消防団	1 被災者の救出・救助・救急に関すること 2 消防活動及び水防活動に関すること
支所対策部 (支所災害 対策本部)	支所総務班	支所 本庁からの応援職員	1 支所災害対策本部の運営に関すること 2 本部長の命令及び指示の伝達に関すること 3 支所職員の非常招集及び動員に関すること 4 支所庁舎の総合調整に関すること 5 災害情報等の受領及び伝達に関すること 6 市民に対する広報・情報の伝達及び人心の安定に関すること 7 市民からの被害状況の取りまとめに関すること 8 被害調査、応急対策実施状況等に関する情報の取りまとめ及び災害対策本部への報告に関すること 9 救急救助に関すること 10 応急救護所の設置に関すること 11 罹災証明等の災害に関する諸証明に関すること 12 関係機関への連絡調整に関すること 13 消防団との連絡調整に関すること 14 他班との連絡・調整・応援に関すること
	支所事業班	支所 本庁からの応援職員	1 災害現地の状況調査に関すること 2 道路・橋りょう、河川、急傾斜地、港湾施設、公園等の被害調査に関すること 3 道路・橋りょう、河川、急傾斜地、港湾施設、公園等の応急対策に関すること 4 生活排水処理施設、農林水産施設、市営住宅の被害調査に関すること 5 商工業関係の被害調査に関すること 6 農作物、家畜等の被害調査に関すること 7 建設資材の調達に関すること 8 障害物の除去に関すること 9 災害に関する広報広聴に関すること 10 陸こう・水門の閉鎖及び作動状況の現地確認、その他港湾・漁港に関すること（詫間支所・仁尾支所） 11 他班の応援に関すること
	支所住民班	支所 本庁からの応援職員	1 避難行動要支援者等の対策に関すること 2 指定避難所の管理保全に関すること 3 応急食料の供給に関すること 4 救助物資の配給に関すること 5 災害相談に関すること 6 罹災による身元不明の死者の収容に関すること 7 水質汚濁その他公害に係る調査に関すること 8 消毒剤の配布、その他防疫に関すること 9 他班の応援に関すること

部 名	班 名	班 員	事 務 分 掌
支所対策部 (支所災害 対策本部)	給食班	必要に応じ調整	1 炊き出しに関すること 2 他班の応援に関すること

2 動員配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、市長は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、必要に応じ職員の動員配備を行う。

(1) 配備基準

職員の配備基準は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、次のとおりとする。

【地震の場合】

区分	配備基準	配備内容
第1次 配 備	1. 三豊市域で震度4の地震が発生したとき 2. 西讃地域に津波注意報が発表されたとき	1. 職員のうち、あらかじめ定められた者は、あらかじめ定められた場所へ速やかに登庁する。 2. 各支所長及び各課の職員のうち、あらかじめ定められた職員はそれぞれの支所へ登庁する。
第2次 配 備	1. 三豊市域で震度5弱又は5強の地震が発生したとき 2. 西讃地域に津波警報が発表されたとき (災害対策本部で対応)	1. 職員のうち、あらかじめ定められた者は、あらかじめ定められた場所へ速やかに登庁する。 ※ ただし、あらかじめ定められた場所へ登庁することが困難な場合は最寄りの支所又は本庁へ速やかに登庁する。その場合、職員は各自の所属長に登庁場所を連絡し、当該場所の所属長の指示に従い災害応急対策に従事する。
第3次 配 備	1. 三豊市域で震度6弱以上の地震が発生したとき 2. 西讃地域に大津波警報が発表されたとき (災害対策本部で対応)	1. 全職員は、あらかじめ定められた場所へ速やかに登庁する。 ※ ただし、あらかじめ定められた場所へ登庁することが困難な場合は最寄りの支所又は本庁へ速やかに登庁する。その場合、職員は各自の所属長に登庁場所を連絡し、当該場所の所属長の指示に従い災害応急対策に従事する。

(2) 動員体制の確立

- ① 災害対策本部の部長に充てられる者は、配備基準に従って、それぞれの部の動員計画（所管する出先機関を含む。）を作成し、職員に周知する。
- ② 各所属長は、災害対策本部設置前の災害対策の活動に従事する職員をあらかじめ指定する。
- ③ 各所属長は、夜間、休日等時間外の災害発生に備えて、連絡体制を整備する。

(3) 参集等の方法

① 勤務時間内における動員

危機管理課長は、地震が発生したとき又は津波注意報・警報が発表されたとき、職員一斉メール、庁内放送等により、当該情報の内容を伝達する。メール配信や放送設備が使用できない場合は、電話により、主管課等を通じて関係所属長に伝達する。

関係所属長は、危機管理課からの情報又は報道機関等の情報に基づき、あらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害応急対策に従事させる。

② 勤務時間外における動員

ア 職員は、地震の発生を知ったときは、テレビ、ラジオ等報道機関により香川県内の震度

や津波に関する情報を確認するとともに、災害対策本部から職員の携帯電話に配信される職員一斉メール又は各所属長からの安否確認調査に回答し、配備基準に従い、自主的に参集するものとする。

また、職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

イ 電話連絡等が可能な場合は、当直職員から危機管理課長へ当該情報が伝達される。危機管理課長は、関係所属長へ電話等で当該情報の内容を伝達する。

ウ 関係所属長は、危機管理課長からの情報又は報道機関等からの情報に基づき、事前に指定した職員を配備し、応急対策に従事させる。

エ 参集する場所は、原則として各自の配備場所とする。

被害の状況等により配備場所に参集できない職員は、最寄りの支所等に参集する。この場合、職員は、各自の所属長に参集場所を連絡し、当該場所の所属長等の指示に従い災害応急対策に従事する。

③ 災害対策本部設置時における動員

ア 災害対策本部各部の動員は、本部員から連絡調整員を通じて行うものとし、連絡調整員から各班へ、各班から指定職員へ連絡する。

イ 動員を行った場合、各班長は、職員の動員状況を速やかに把握し、本部事務局長に報告する。

3 防災関係機関の活動体制

各防災関係機関は、関係地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、それぞれの責務を遂行するため、あらかじめ定めた設置基準、組織、動員配備体制等により災害対策本部等の防災組織を設置し、災害応急対策を行うものとする。

また、市や香川県から資料や情報の提供、意見の表明、災害対策本部会議への出席等を求められた場合、協力する。

【参考資料】

- 1-1 三豊市災害対策本部条例
- 1-2 三豊市災害対策本部条例施行規則
- 1-3 三豊市防災会議条例
- 17-12 三豊市災害対策本部組織図
- 17-13 三豊市災害対策本部各部各班の分掌事務
- 17-15 三豊市災害対策本部動員体制（地震・津波）

第2節 広域的応援計画

災害時において、市だけでの災害応急活動の実施が困難な場合は、香川県外も含めた防災関係機関等が相互に応援協力し、防災活動に万全を期すものとする。

主な実施機関	市（人事班、政策班）、三観広域消防本部、香川県（危機管理課）、防災関係機関
--------	---------------------------------------

1 市の応援要請等

香川県、他市町等に応援を要請する必要があるときは、本部長は、直ちに本部会議を招集し、協議のうえ、本部長が決定するが、そのいとまがない場合は、本部長が単独で決定する。

(1) 他市町に対する応援要請

市は、市内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他市町に対して応援（職員派遣を含む）を要請する。

応援を求められた市町は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

(2) 香川県に対する応援要請等

① 市は、市内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、香川県に対して応援（職員派遣を含む。）を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

② 市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、香川県に対して、他市町又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

③ 市は、香川県内全市町間の応援協定に基づき、個別の市町に応援を要請するいとまがないときは、香川県に対して、他市町への応援の要請を依頼することができる。

(3) 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請

市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。

(4) 民間団体等に対する協力要請

市は、市内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、民間団体等に対して協力を要請する。

2 消防機関の応援要請

三観広域消防本部は、自らの消防力では十分な対応が困難な場合には、消防相互応援協定に基づき協定締結市町等に応援を要請する。

3 緊急消防援助隊の応援要請

緊急消防援助隊の応援要請は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条に基づき行う。

(1) 香川県に対する応援要請

市は、災害規模及び災害を考慮して、本市を管轄する三観広域消防本部の消防力及び香川県内の消防応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、香川県に対して応援要請を行うものとする。

なお、香川県に連絡をとることができない場合は、消防庁に対して直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を香川県に対して報告するものとする。

(2) 消防庁に対する応援要請

① 香川県は、被災市町からの応援要請連絡を受けた場合は、災害規模、被害状況及び香川県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の出動が必要と判断したときは、消防庁に対して応援要請を行うものとする。

- ② 香川県は、被災市町からの応援要請がない場合であっても、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、消防庁に対して応援要請を行うものとする。
- ③ 香川県は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）及び被災市町に対して通知するものとする。
- ④ 香川県は、消防庁から応援決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）及び被災市町に対して通知するものとする。
- (3) 被害状況等の報告
- 市は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに、次に掲げる事項について、香川県に対して報告するものとし、報告を受けた香川県は、速やかに、その旨を消防庁に対して報告するものとする。
- ① 被害状況
 - ② 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
 - ③ 緊急消防援助隊の任務
 - ④ その他必要な情報

【消防庁連絡先】

広域応援室		宿直室（夜間休日）	
TEL 03-5253-7527	FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777	FAX 03-5253-7553

4 応援受入体制の確保

応援等を要請した市及び三観広域消防本部は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備するものとする。特に、ヘリコプターの応援を要請した場合は、臨時離着陸場を準備するとともに、「広域航空応援受援マニュアル」に基づき、受入体制を整備する。

5 他都道府県等への応援

市及び香川県等は、災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備するものとする。また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要すると認められるときは、相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行うものとする。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選考に努めるものとする。

6 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の要請

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市は四国地方整備局河川国道事務所等が派遣するリエゾンや各事務所長・首長のホットライン等を通じて、緊急災害対策派遣隊の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (2) 被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (3) 被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するために必要な事務。

【参考資料】

- 2-1 香川県消防相互応援協定
- 2-2 香川県防災ヘリコプター応援協定

- 2-5 災害時における情報交換及び支援に関する協定書（国土交通省四国地方整備局）
- 2-54 災害時の相互応援に関する協定書（香川県・県下市町）
- 2-55 災害時における相互応援協定書（徳島県三好市）
- 2-56 災害時における相互応援協定書（徳島県美波町）
- 2-57 瀬戸内・海的路ネットワーク災害時相互応援に関する協定
（瀬戸内・海の道ネットワーク推進協議会 瀬戸内地域66市町村）
- 2-58 災害時における相互応援協定書（北海道洞爺湖町）
- 2-59 総社市・三豊市災害時相互応援協定書（岡山県総社市）
- 16-1 大規模災害時における広域航空消防応援実施要綱
- 16-2 香川県防災ヘリコプター運航管理要綱
- 16-3 香川県防災ヘリコプター緊急運航要領
- 16-4 防災ヘリコプター運航体制、運航基準、要請方法等
- 16-5 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場
- 17-10 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時において、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合は、自衛隊法の規定に基づき、災害派遣要請を行う。

主な実施機関	市（総務班）、香川県（危機管理課）、自衛隊
--------	-----------------------

1 災害派遣要請の手続等

自衛隊に対する災害派遣要請は、「災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書」に基づき実施される。

- (1) 災害派遣要請の必要が生じる可能性がある判断される場合は、市は香川県に対して、香川県は第14旅団に対して、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供する。また、災害派遣要請の可能性が高いときは、必要に応じて、第14旅団に連絡員の派遣を求める。
- (2) 市は、災害派遣を必要とする場合には、次の事項を記載した文書を香川県に提出し、災害派遣要請を行うよう求める。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。
 - ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - ② 派遣を希望する期間
 - ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - ④ その他参考となるべき事項

なお、通信の途絶等により香川県への要求ができない場合には、直接第14旅団に通知することができるものとし、この場合、市は速やかにその旨を香川県に通知する。

【陸上自衛隊第14旅団連絡先】

第3部（NTT）		第3部（防災行政無線）	
TEL 0877-62-2311	FAX 0877-62-2311（内線切替）	TEL 466-502	FAX 466-581

2 自衛隊の自主派遣

- (1) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、香川県等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。
 - ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
 - ② 災害に際し、香川県等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合に、市、警察等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
 - ③ 海難事故、航空機の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合
 - ④ その他災害に際し、上記①から③に準じ、特に緊急を要し、香川県等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

上記の場合においても、できる限り早急に香川県等に連絡し密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣の後に、香川県等からの要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

- (2) 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自衛隊は部隊を派遣することができる。

3 派遣部隊の業務

派遣部隊は、主として人命及び財産の保護のため、市、香川県及び防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる業務を行う。

【自衛隊の派遣部隊の業務】

業務	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対して、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	大規模火災に対して、利用可能な消火資機材等をもって、消防機関に協力して消火活動を行う。（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。（ただし、放置すれば、人命、財産にかかわると考えられる場合）
応急医療、救護及び防疫	被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
通信支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合に、通信の支援を行う。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。
炊飯及び給水	被災者に対して、炊飯及び給水を行う。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対して、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他自衛隊の能力で対処可能なものについては要請によって所要の措置を行う。

4 派遣部隊の受入れ

市は、派遣部隊を受け入れる場合、次に掲げる事項に留意し、派遣部隊の活動が十分に達成できるよう努めなければならない。

- (1) 派遣部隊との連絡員を指名する。
- (2) 到着後、派遣部隊の作業が速やかに開始できるよう必要な資機材を準備する。
- (3) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- (4) 集結地（宿泊施設、駐車場等を含む。）、臨時離着陸場等必要な施設を確保するとともに、災害対策本部又はその近傍に自衛隊の連絡調整所（室）を確保する。

5 撤収要請

市は、香川県、派遣部隊等と協議し、派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、香川県に対して、派遣部隊の撤収を要請する。

6 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

なお、疑義が生じたとき又はその他必要経費が生じたときは、その都度協議する。

- (1) 救援活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上料、運搬費、修理費等
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話等通信費等
- (4) 救援活動の実施に際し生じた損害の補償
- (5) 香川県等が管理する有料道路の通行料

【参考資料】

- 17-9 災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定
- 17-10 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧

第4節 地震・津波情報等伝達計画

気象庁が発表する地震に関する情報並びに大津波警報、津波警報、津波注意報及び津波に関する情報を一刻も早く住民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、伝達等の方法等について定める。

主な実施機関	市（総務班）、香川県（危機管理課）、香川県警察本部、高松地方気象台
--------	-----------------------------------

1 地震に関する情報

（1）緊急地震速報

緊急地震速報（警報）は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、気象庁本庁が発表する警報であり、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想されたとき、緊急地震速報（予報）を発表する。

気象庁から発表された緊急地震速報は、日本放送協会（NHK）に伝達され、またテレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市町の防災無線等を通して住民に伝達される。

高松地方気象台は、県や市町その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

市は、住民への緊急地震速報等の伝達にあたっては、市防災行政無線（個別受信機を含む。）を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまでは、わずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、あわてず、まず自分の身を守る行動をとる必要がある。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震に強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。

入手場所	とるべき行動の具体例
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(2) 地震に関する情報

高松地方気象台は、気象庁が発表する地震に関する情報を関係機関に通知する。

【地震情報の種類と内容】

情報の種類		情報の内容
地震情報	震度速報	地震発生後約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を発表する。
	震源に関する情報	震度3以上を観測し、津波による災害のおそれがないと予想される場合、「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震度）やその規模（マグニチュード）を発表する。
	震源・震度に関する情報	震度3以上を観測した場合、或いは震度2以下でも大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合は、地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表する。
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表する。 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」に含めて発表する。
	推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合、観測した各地の震度データをもとに1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。
	長周期地震動に関する観測情報	震度3以上を観測した場合、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表する。（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）
	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上あるいは都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。
	その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等、顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

【地震情報で用いる香川県の地域名】

地域名	対象市郡名
香川県東部（カブワノトウバ）	高松市、さぬき市、東かがわ市、小豆郡、木田郡、香川郡
香川県西部（カブワノセイバ）	丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市、綾歌郡、仲多度郡

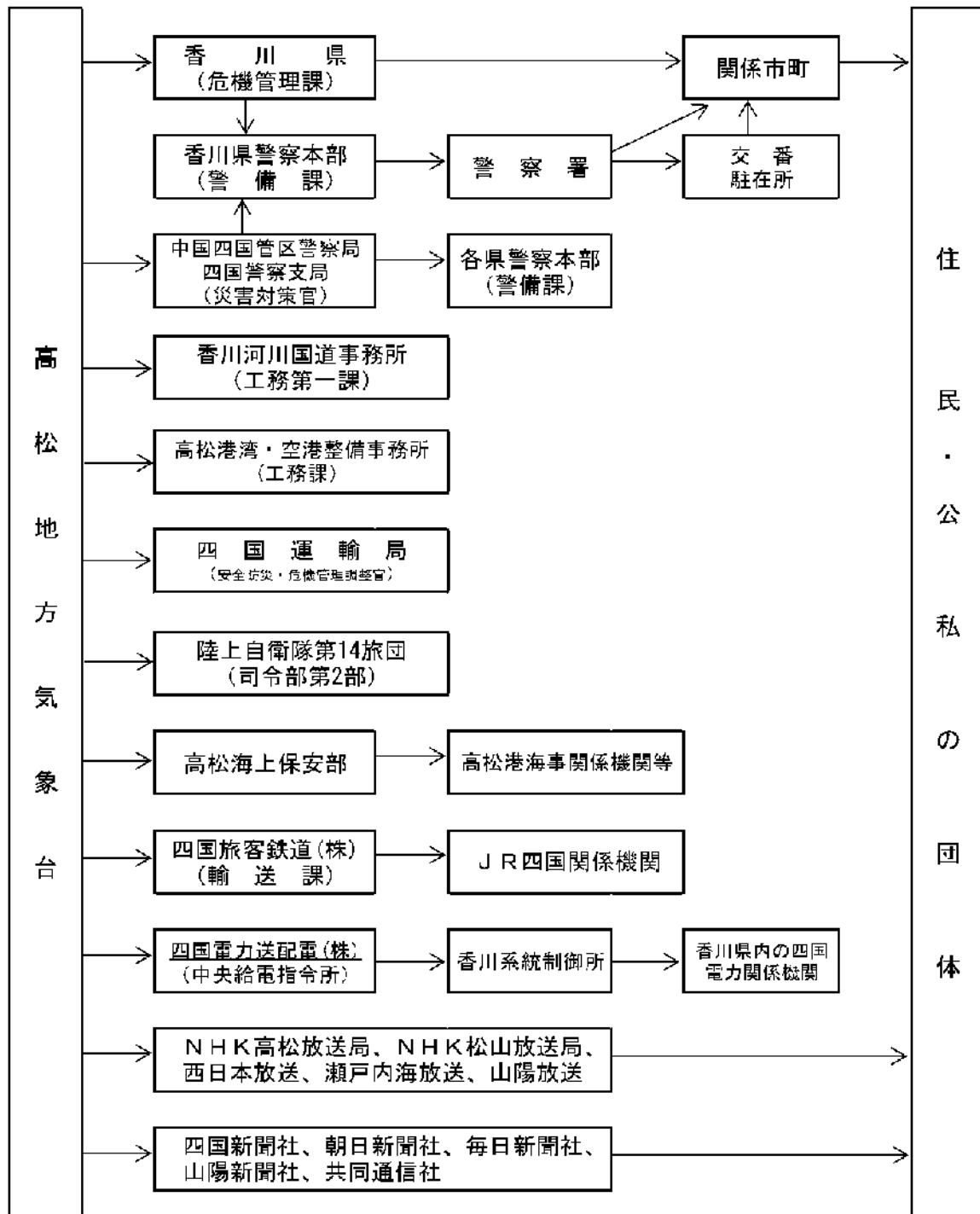
【地震情報で用いる市内の震度観測点】

(令和3年10月28日現在)

地域名称	市町村名称	震度観測点名称	震度観測点所在地
香川県西部	三豊市	*三豊市高瀬町	三豊市高瀬町下勝間 2373-1（三豊市役所）
香川県西部	三豊市	*三豊市山本町	三豊市山本町辻 333-1（三豊市山本支所）
香川県西部	三豊市	*三豊市三野町	三豊市三野町下高瀬 1978-1（市民センター三野）
香川県西部	三豊市	*三豊市豊中町	三豊市豊中町本山甲 201-1（三豊市豊中支所）
香川県西部	三豊市	*三豊市詫間町	三豊市詫間町詫間 1338-13（旧三豊市詫間支所）
香川県西部	三豊市	*三豊市仁尾町	三豊市仁尾町仁尾辛 34-2（市民センター仁尾）
香川県西部	三豊市	*三豊市財田町	三豊市財田町財田上 2171（三豊市財田支所）

(注) 震度観測点名称に*印のついている観測点は地方公共団体の震度観測点である。

【地震及び津波に関する情報の伝達系統図】



(3) 地震解説資料

高松地方気象台は、香川県内で震度4以上が観測されたとき、社会的に影響の大きい地震が発生したとき又は関係者の依頼があり特に必要と認められるときは、地震解説資料を作成し防災関係機関に提供する。

2 大津波警報、津波警報、津波注意報及び津波に関する情報

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

① 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

高松地方気象台は、津波による災害の発生が予想される場合に、気象庁が発表する大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を関係機関に通知する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等の発表は、地震が発生した場合に地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求めることにより、地震が発生してから約3分を目標に、全国の沿岸を66に区分した津波予報区毎に行われる。なお、香川県沿岸は、全域が1つの予報区に設定され、予報区名称は「香川県」となっている。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、制度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

【津波警報等の種類と発表される津波の高さ等】

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
			数値での 発表	巨大地震の 発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
			数値での 発表	巨大地震の 発表	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	$0.2\text{m} \leq \text{高さ} \leq 1\text{m}$	1m	(表記なし)	海の中では、人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

② 津波警報等発表・解除時の留意事項等

- ・ 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・ 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに更新する場合もある。
- ・ 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

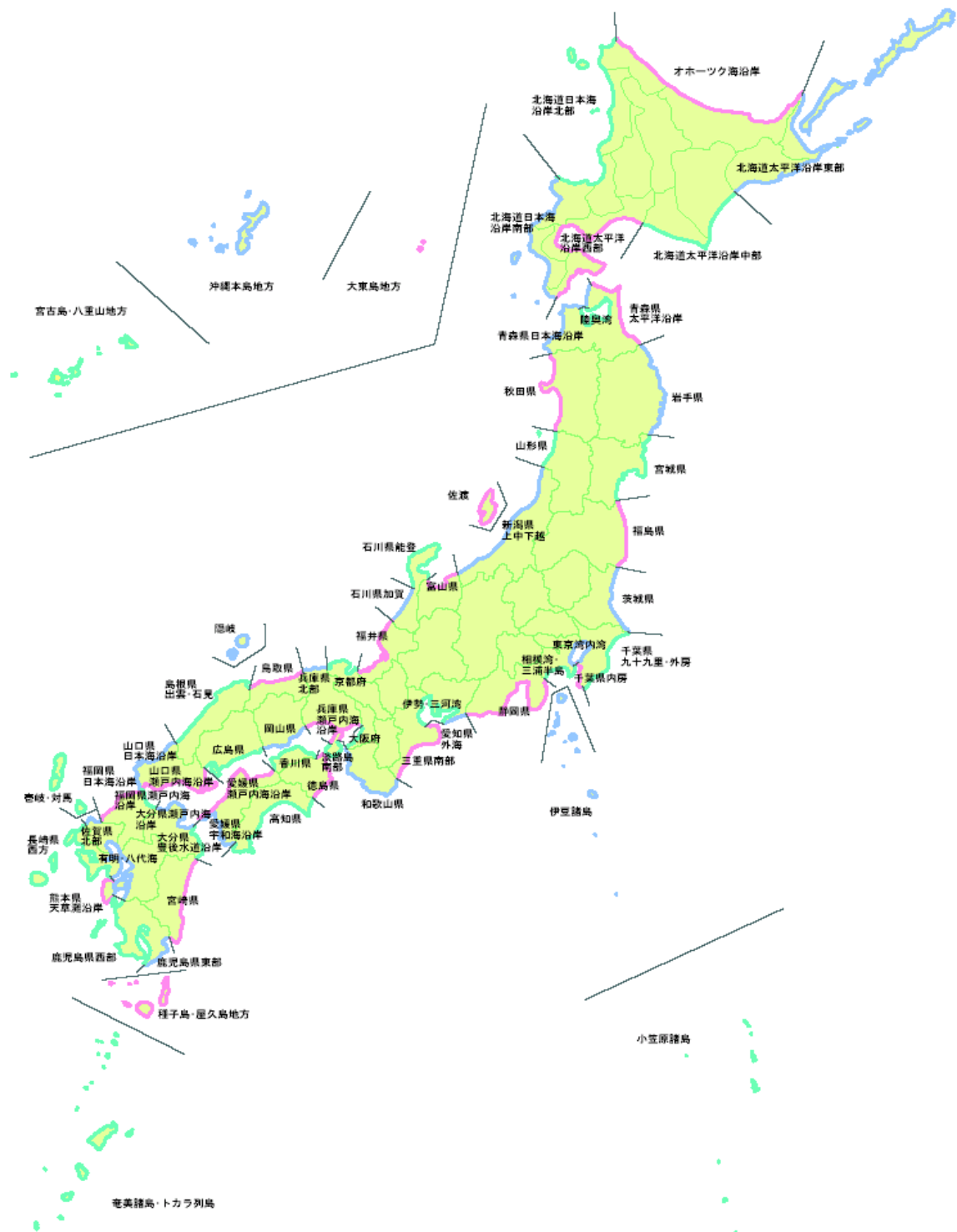
(2) 津波予報

高松地方気象台は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、気象庁が発表する津波予報を関係機関に通知する。

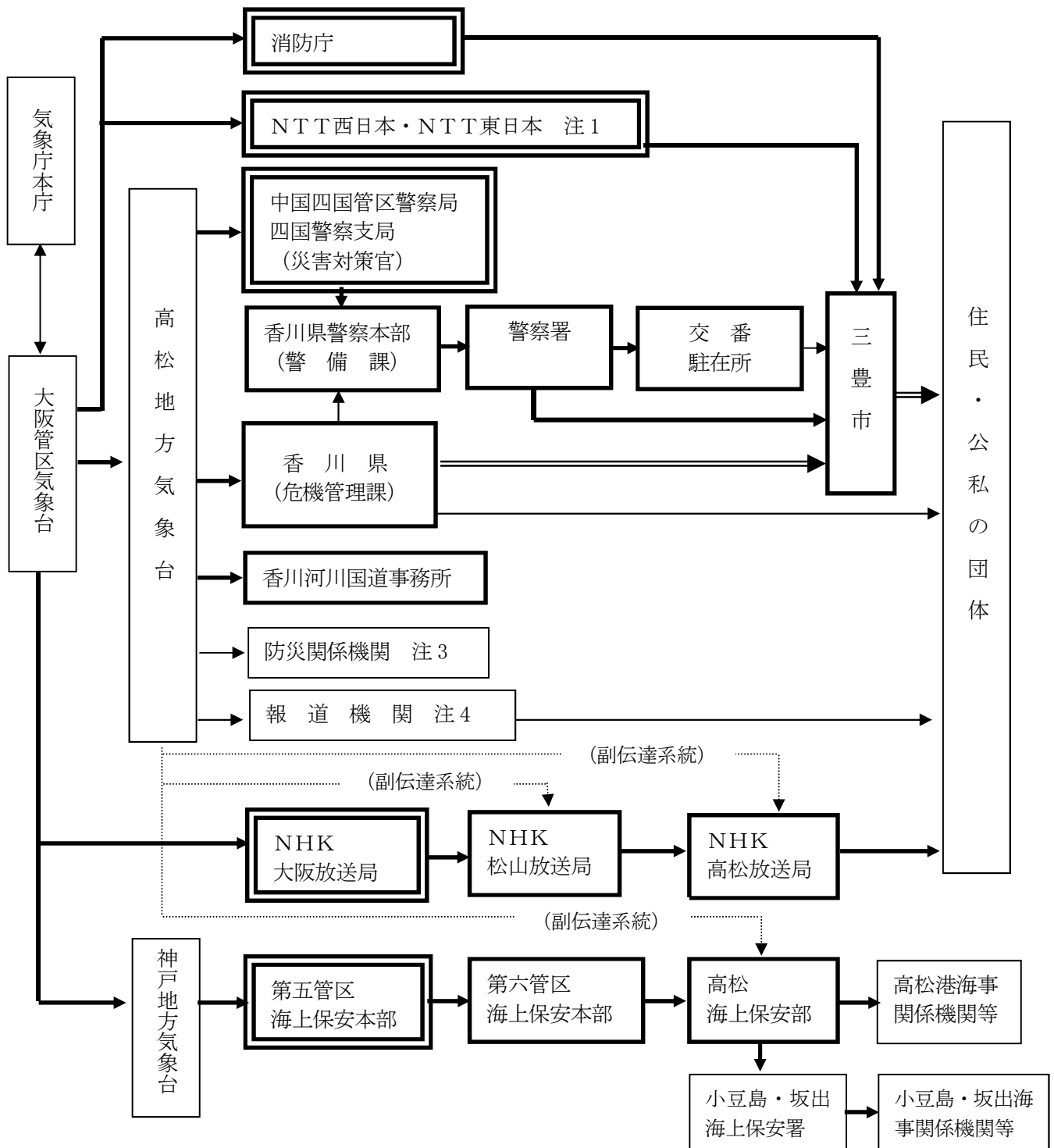
【津波予報の発表基準と発表内容】

発表基準		発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

【津波予報区】



【津波警報等の伝達系統図】



(注) 1 太線は、法令（気象業務法等）に規定される伝達経路を示す。二重の太線は、特別警報に該当する大津波警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路を示す。

2 NTT西日本・NTT東日本へは、警報の発表及び解除だけを通知する。

3 防災関係機関とは、高松港湾・空港整備事務所、四国運輸局、陸上自衛隊第14旅団、四国旅客鉄道(株)、四国電力送配電(株)である。

4 報道機関とは、西日本放送、瀬戸内海放送、山陽放送、四国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、山陽新聞社、共同通信社である。

5 は、伝達中枢である。

(3) 津波に関する情報

高松地方気象台は、気象庁が発表する津波に関する情報を関係機関に通知する。

【津波情報の種類と発表内容】

情報の種類		発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	香川県に最も早く到達すると予想される津波の到達予想時刻及び予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または巨大地震の場合は、「巨大」「高い」の言葉で発表する。震源要素も併せて発表する。 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報」（VTSE41）に含まれる。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	高松検潮所、与島検潮所及び多度津検潮所における満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表する他、香川県に最も早く到達すると予想される津波の到達予想時刻も発表する。震源要素も併せて発表する。
	津波観測に関する情報	高松検潮所、与島検潮所及び多度津検潮所で観測した津波の到達時刻や高さ等を発表する。（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表する。

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を 発表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を 発表中	0.2m超	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を 発表中	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予想区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された最大波（観測値及び沿岸での推定値（※））の発表内容

警報・注意報の 発表状況	沿岸で観測される津波の高さ	内 容
大津波警報を 発表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値 とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸 での推定値は「推定中」と発表
津波警報を 発表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値 とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸 での推定値は「推定中」と発表
津波注意報を 発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値と とも数値で発表

(※) 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予想区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測地については数値でなく「観測中」の言葉で発表して、つなみが到達中であることを伝える。

【津波情報の留意事項等】

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区の中なかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
 - ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・ 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

【津波情報で用いる津波観測点】

津波情報発表地点名称 (検潮所名)	所 在 地	所 属
高松(高松検潮所)	高松市北浜町 103-1 地先	気象庁
坂出市与島港(与島検潮所)	坂出市与島町	港湾局
多度津港(多度津検潮所)	仲多度郡多度津町	港湾局

(4) 地震解説資料

高松地方気象台は、香川県に津波警報・注意報が発表されたとき、又は関係者の依頼があり特に必要と認められるときは、地震解説資料を作成し防災関係機関に提供する。

3 香川県の情報収集伝達体制等

- (1) 香川県は、震度情報ネットワークシステムにより、香川県内全市町の震度情報を迅速に把握し、消防庁に報告するとともに、高松地方気象台へも送信する。
- (2) 香川県は、高松地方気象台から送られてきた地震に関する情報並びに津波警報等及び津波に関する情報等を、香川県防災情報システムで登録者の携帯電話端末等にメール配信するとともに、直ちに香川県防災行政無線により各市町、各消防本部へ一斉同報する。

4 関係機関の伝達

- (1) 香川県警察本部は、地震に関する情報並びに津波警報等及び津波に関する情報の通報を受けたときは、直ちに所管の通信網により警察署を通じて、関係市町等に連絡する。
- (2) 高松海上保安部は、津波警報等及び津波に関する情報の通報を受けたときは、第六管区海上保安本部、備讃瀬戸海上交通センター等を通じ、直ちに無線電話及び他の情報提供手段により航行船舶等に周知し注意を喚起するとともに、巡視船艇により港内在泊船、操業漁船、海上作業関係者、釣り人等に周知し、沿岸付近からの避難を喚起する。

5 住民等への伝達等

- (1) 香川県は、津波警報等の通知があれば、住民等に対して、携帯電話の一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール等）などを活用し、周知する。
- (2) 市は、津波警報等の通知があれば、住民等に対して、市防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、CATV、広報車等を活用し、周知するとともに、津波警報等が発表されたときには、直ちに、住民、漁協、港湾関係者、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、あらゆる手段をもって、緊急に避難の指示等必要な対応を行う。

6 異常現象発見者の通報義務等

海面の昇降等災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市又は香川県警察本部若しくは海上保安部等に通報しなければならない。通報を受けた香川県警察本部又は海上保安部等は、その旨を速やかに市に通報する。

この通報を受けた市は、その旨を速やかに香川県（危機管理課）、高松地方気象台及びその他の関係機関に通報するとともに、住民、団体等に周知するものとする。

【参考資料】

- 6-4 震度観測点
- 6-5 防災行政無線による気象情報等伝達系統
- 8-1 香川県防災情報システム
- 8-2 香川県防災行政無線システム回線構成図
- 8-3 三豊市防災行政無線通信施設
- 8-4 三豊市防災行政無線施設（デジタル同報系）システム系統図

第5節 災害情報収集伝達計画

災害応急対策を実施する上で不可欠な被害情報、応急措置情報等を、防災関係機関の緊密な連携のもと迅速かつ的確に収集、伝達し、情報の共有化を図る。

主な実施機関	市（総務班、情報班、各班）、三観広域消防本部、香川県（危機管理課）、消防団、防災関係機関
--------	--

1 情報の収集伝達

（1）被害規模の早期把握のための活動

- ① 市は、地震発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。
- ② 市は、消防団等の巡視活動を通じ被害状況を把握するとともに、119番通報の殺到状況等の情報を収集する。
- ③ 各部・各班において収集した情報は、本部事務局に集約する。情報の伝達及び広報は、関係各班との連携を図り、本部事務局、総務班、情報班が行う。

（2）災害発生直後の被害の第1次情報等の収集伝達

- ① 市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況、火災、土砂災害の発生状況、ため池の被害状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに香川県へ報告する。なお、香川県に報告できない場合は、直接消防庁へ被害情報を報告し、事後速やかにその旨を香川県に報告する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録等の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、香川県警察本部等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、三観広域消防本部は119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び香川県に報告する。

なお、震度4以上を記録した場合は、被害の有無を問わず、香川県に報告する。

- ② 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、香川県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、香川県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は香川県に連絡するものとする。

当該情報が得られた際は、香川県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、香川県は、人的被害の数について広報を行う際には、市等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

- ③ 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、香川県、市町は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、香川県及び孤立集落が属する市町に連絡するものとする。また、香川県及び孤立集落が属する市町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

- ④ これら被害等の第一報は、原則として、災害等を覚知してから30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

（3）一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達

市及び防災関係機関は、各種情報の収集伝達を行うとともに、情報の共有化を図る。

① 市は、被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を香川県に連絡する。なお、市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、香川県は、調査のための職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努めるものとする。また、市は香川県の実施する応急対策活動状況等の連絡を受ける。

② 市は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて香川県及び防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。

(4) 被害状況等情報収集の分担

市内の被害状況等の調査に当たっては、各班が実施すべき情報収集の担当表を定め、香川県、関係団体等の協力を得て実施する。

【各班の情報収集担当表】

班 名	主な協力団体	情報収集の事項
総務班	—	1 気象情報、地震情報等 2 消防、水防活動の状況 3 各班からの情報収集と被害情報のとりまとめ 4 指定避難所の開設と避難者の状況
情報班	—	1 コンピュータ及び通信設備の被害状況 2 住民からの各種情報
人事班	—	1 職員及び家族の被災状況、参集状況
管財班	—	1 所管する施設の被害状況 2 災害対策用物資の需要量に関すること
政策班	—	1 予算状況 2 国、香川県、防災関係機関等からの情報収集
産業政策班	商工会 観光協会	1 所管する施設の被害状況 2 商工業施設の被害状況 3 観光客の被災状況
交通政策班	公共交通機関	1 公共交通機関の被災状況及び復旧状況
市民班	—	1 住民、外国人等の人的被害状況
税務班	—	1 住宅等の被害状況
人権班	—	1 所管する施設の被害状況
環境衛生班	香川県広域水道企業団	1 所管する施設の被害状況 2 廃棄物等の発生状況 3 上水道施設の被害状況 4 断水等の状況
健康班	医療施設管理者 医師会、歯科医師会、薬剤師会	1 医療施設の被害状況と開設状況 2 応急救護所の開設状況
介護福祉班	社会福祉施設管理者 社会福祉協議会	1 所管する施設の被害状況 2 避難行動要支援者等被災状況
子育て支援班	児童福祉施設管理者	1 所管する施設の被害状況 2 避難行動要支援者の被災状況

班 名	主な協力団体	情報収集の事項
財田診療所班	—	1 所管する施設の被害状況 2 利用者の被災状況 3 医師・職員の被災状況及び参集状況 4 被災者の受診状況
永康病院班	—	1 所管する施設の被害状況 2 利用者の被災状況 3 医師・職員の被災状況及び参集状況 4 被災者の受診状況
農林水産班	農業協同組合 農業改良普及センター 香川県土地改良事務所 森林組合	1 所管する施設の被害状況 2 農地、ため池、農林業施設等の被害状況 3 農作物、家畜等の被害状況 4 山林の被害状況
建設港湾班	香川県土木事務所	1 所管する施設の被害状況 2 道路、河川等公共土木施設の被害状況 3 交通規制に関する情報
建築住宅班	—	1 所管する施設の被害状況
教育班	学校教育施設等管理者 社会教育施設等管理者	1 所管する施設の被害状況 2 指定避難所の開設と避難者の状況 3 児童生徒等、利用者等の被災状況 4 文化財の被害状況
支所総務班	—	1 所管する施設の被害状況 2 住宅等の被害状況
支所事業班	—	1 所管する施設の被害状況 2 道路、河川等の公共施設の被害状況 3 通行規制等の情報
支所住民班	—	1 所管する施設の被害状況 2 住民等の人的被害状況 3 住民からの各種情報

(5) 災害記録の作成

市は、被害状況が確定した段階で、各班が調査した被害情報や記録写真等を災害記録として取りまとめておく。

(6) 被災者台帳の作成

市は、被災者の支援を総合的かつ効率的に実施するため必要と認める場合、被災者台帳を作成する。

① 登載する情報

登載する主な情報は、次のとおりとする。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 住家の被害その他被害状況

カ 支援の実施状況

キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

ク 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

② 個人情報の厳格な管理

被災者台帳には、被災者についての個人情報が記載されており、管理及び作成に当たっては、管理する者や利用目的の限定を図る等、個人情報保護条例等の法令を遵守した管理方法を講じ、被災者のプライバシー保護に十分留意する。

③ 被災者台帳の利用及び情報の提供

市は、次の事項に該当する場合、被災者台帳の情報を提供する。

ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下同じ）の同意があるとき、又は本人に提供するとき

イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき

ウ 香川県及び他市町等が被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

2 直接即報基準に該当した場合の報告

火災・災害等の報告は、市は香川県に行うことが原則であるが、即報基準に該当する火災・災害等のうち一定規模（直接即報基準）以上のものを覚知した場合は、第一報を香川県だけではなく直接消防庁にも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

（1）火災等即報のうち直接即報基準に該当するもの

① 航空機火災、大型タンカー火災、トンネル内車両火災、列車火災などの火災

② 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

③ 危険物等に係る事故・原子力災害 等

（2）救急・救助事故即報のうち直接即報基準に該当するもの

死者及び負傷者が15人以上発生し又は発生するおそれがある列車の衝突、転覆、バスの転落、ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 等

（3）武力攻撃災害即報に該当するもの

（4）災害即報のうち直接即報基準に該当するもの

① 地震が発生し、市内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

② 津波、風水害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの 等

【消防庁連絡先】

区分 回線別	応急対策室 (平日 9:30～18:15)		宿直室（左記以外）	
	電話	F A X	電話	F A X
N T T回線	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク ※	048-500-90-49013	048-500-90-49101	048-500-90-49033	048-500-90-49036
メール	fdma-sokuhou@ml.soumu.go.jp			

※：全ての県防災行政無線電話よりかけられます。

3 被害の認定

市は、罹災証明書発行、災害救助法の適用、被災者生活再建支援法の運用等の根拠となる住宅の被害認定に際しては、災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣

府通知)で示された「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」や「災害に係る住家の被害認定業務実施体制の手引き」等に基づき、迅速かつ適切に実施するものとする。

【参考資料】

- 2-5 災害時における情報交換及び支援に関する協定書(国土交通省四国地方整備局)
- 2-6 大規模災害時等における三豊市と三豊警察署との施設の使用に関する協定書
(香川県三豊警察署)
- 2-11 災害時における協力に関する協定書(株式会社空撮技研)
- 8-1 香川県防災情報システム
- 8-2 香川県防災行政無線システム回線構成図
- 8-3 三豊市防災行政無線通信施設
- 8-4 三豊市防災行政無線施設(デジタル同報系)システム系統図
- 8-5 三豊市防災行政無線施設(デジタル移動系)システム系統図
- 8-11 香川県地方通信ルート(三豊市)
- 17-1 火災・災害等即報要領
- 17-2 災害報告取扱要領
- 17-3 被害報告詳細系統図
- 17-4 被害状況等情報収集伝達系統図(香川県)
- 17-5 防災関係機関連絡先一覧

第6節 通信運用計画

災害時における通信連絡は迅速かつ円滑に行う必要があるため、防災関係機関は無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被害の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

主な実施機関	市（総務班、情報班）、香川県（危機管理課）、防災関係機関
--------	------------------------------

1 災害時の通信連絡

市、香川県及び防災関係機関相互の連絡は、加入電話のほか、香川県防災行政無線、衛星携帯電話等を利用して行う。

（1）発災直後の調査点検等

市は、通信施設の調査点検を行い、障害が発生し通信不能になった施設については、直ちに復旧の措置をとる。また、商用電源が停止したときは、非常用電源装置からの電力供給に切り替えるとともに、燃料確保の措置をとる。

（2）三豊市防災行政無線の運用

市は、三豊市防災行政無線（同報系）等を活用した住民等への情報提供を行うに当たり、災害時の状況を的確に判断し、CATVと効率的な連携を図る。

（3）香川県防災行政無線の運用

市は、香川県防災行政無線を用いて防災機関との情報交換に当たる場合、他の通信手段と比較して有意義となる交信を優先するよう努める。

（4）香川県防災情報システムの運用

市、香川県及び防災関係機関は、このシステムを利用することにより、気象情報、水防情報、避難情報、被害情報などの災害関連情報の共有化を図る。

（5）電気通信事業者の設備の利用

① 災害時優先電話の利用

災害時には、一般の加入電話は輻輳するので、あらかじめNTT西日本(株)香川支店に申請を行い、承諾を得た特定の電話番号の災害時優先電話を活用する。

② 孤立防止用衛星電話装置の利用

市及び香川県は、災害時において開設された指定避難所等の通信が孤立した場合、NTT西日本(株)香川支店に対し小型ポータブル衛星装置の出動を要請し、通信の確保を図るものとする。

（6）他の機関の専用電話の利用

災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を利用し、通信の確保を図るものとする。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、航空保安電話、海上保安電話、鉄軌道電話、電気事業電話がある。

（7）非常通信の利用

通信が途絶し、通信回線を利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他の機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図るものとする。

なお、香川県との通信が途絶したときは、香川県地方通信ルートにより、通信手段を確保するものとする。

（8）災害対策用移動通信機器の利用

市、香川県及び復旧関係者は、災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なとき

は、総務省（四国総合通信局を含む。）の災害対策用移動通信機器（衛星携帯電話、MCA、簡易無線）の無償貸与制度を活用し、通信の確保を図るものとする。

(9) 災害対策用移動電源車の利用

市、香川県及び復旧関係者は、災害時において、通信機器等に必要な電源が確保できないとき又は困難なときは、総務省の災害対策用移動電源車の無償貸与制度を活用し、通信機器等の電源の確保を図るものとする。

(10) アマチュア無線の活用

市は、被災地、指定避難所等との連絡手段等として、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。

(11) CATVの利用

市は、CATVを利用して、住民等へ災害情報を積極的に提供するとともに、緊急告知放送の媒体としても利用する。

(12) 放送の要請

市は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に対して、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を要請し、住民等へ必要な情報を提供する。

2 通信施設の応急復旧

市は、三豊市防災行政無線の円滑な運用を図るため、通信施設が被災した場合は、応急復旧要員、応急復旧用資機材の確保に努め、通信施設の早期復旧を行う。

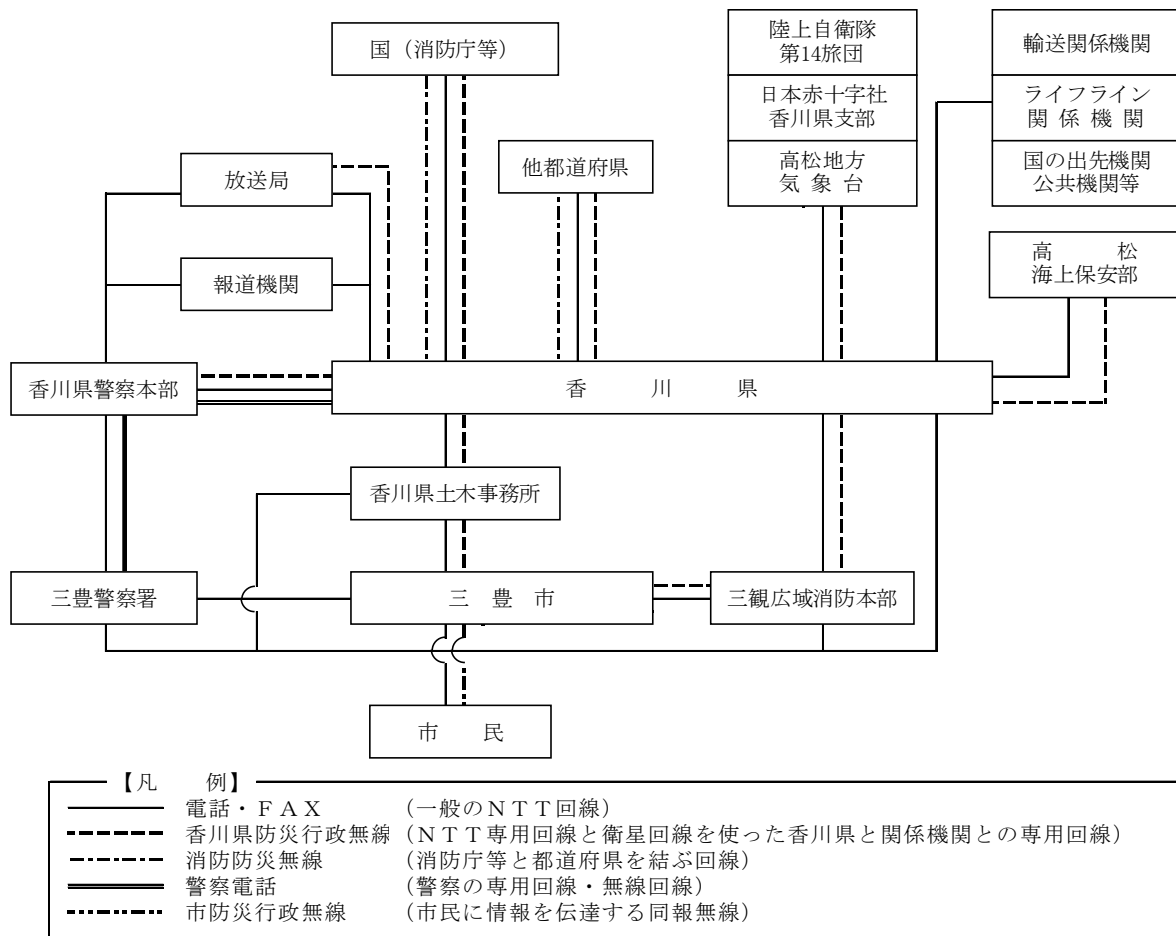
3 最新の情報通信関連技術の導入

市及び香川県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動商法等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

【参考資料】

- 8-1 香川県防災情報システム
- 8-2 香川県防災行政無線システム回線構成図
- 8-3 三豊市防災行政無線通信施設
- 8-4 三豊市防災行政無線施設(デジタル同報系)システム系統図
- 8-6 香川県警察無線局(防災相互通信用無線)
- 8-7 香川県水道無線局
- 8-8 香川県非常通信協議会所属無線局
- 8-9 災害対策用無線機無償貸与制度
- 8-10 災害対策用衛星携帯電話緊急貸与
- 8-11 香川県地方通信ルート(三豊市)

【災害時通信連絡系統図】



第7節 広報活動計画

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるために、市、香川県、防災関係機関等は相互に協力して、被害の状況や応急対策等に関して正確な情報の適時かつ適切な広報活動を実施する。

住民及び自主防災組織、事業者は、市、香川県、防災関係機関等の広報活動等による情報を収集するとともに、家族、自主防災組織構成員、従業員、来客者等に適切に情報提供を行うものとする。

主な実施機関	市（総務班、情報班）、香川県（広聴広報課、危機管理課）、防災関係機関
--------	------------------------------------

1 被災者等への広報活動

（1）市の広報活動

① 広報事項

災害の規模、態様に応じて、住民に関係のある次の事項について広報を行う。

- ・ 災害対策本部の設置状況及び応急対策の実施状況
- ・ 被害状況の概況（人的被害、住家被害、道路・河川等公共施設被害等）
- ・ 二次災害の危険性に関する情報
- ・ 安否情報
- ・ 道路交通、交通機関に関する事項
- ・ 避難指示及び高齢者等避難、避難路・指定緊急避難場所・指定避難所の指示、指定避難所開設状況等
- ・ 応急救護所開設状況
- ・ 給食、給水等実施状況
- ・ 電気、ガス、水道等の供給状況
- ・ 一般的な住民生活に関する情報
- ・ 民心の安定に関する事項
- ・ 防災関係機関の防災体制及び応急対策の実施状況
- ・ 被災者生活支援に関する情報
- ・ その他必要な事項

② 広報手段

それぞれの情報の出所を明確にして、次の手段により広報を行う。その際、多様なメディアを使い、また、手話通訳、外国語通訳等を活用するなど、高齢者、障害者、在日外国人、訪日外国人等の要配慮者や在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者について十分配慮する。

- ・ 報道機関による広報
ラジオ、テレビ、新聞等報道機関に情報及び資料を提供し、協力を要請する。
- ・ 防災行政無線（同報系）、CATV等による広報
- ・ インターネット（市ホームページ、ソーシャルメディアなど）の活用による広報
- ・ 香川県防災情報システムによるメール配信
- ・ 広報紙、ポスター等の配布及び掲示
- ・ 広報車等による広報
- ・ 緊急指定避難場所・指定避難所への広報担当者の派遣

- ・ 自治会、自主防災組織等を通じた連絡
- ・ Lアラート（災害情報共有システム）による情報配信
- ・ 防災アプリ
- ・ その他

日本道路交通情報センター、CATV等に対して、住民等への情報提供を依頼する。

（２）防災関係機関の広報活動

① 広報事項

所管する施設等の被害状況や応急対策の実施状況など住民が必要とする情報について、積極的に広報を行う。

② 広報手段

報道機関を通じての広報だけでなく、広報車による広報、チラシやパンフレット等による広報など多様な広報媒体を利用して広報を行う。

2 広聴活動

市、香川県及び防災関係機関は、地震発生後速やかに、被災地住民の要望事項を把握するとともに、住民等からの各種問合せに対応するため、災害の規模に応じて、市庁舎、支所等のうち、被災地に近い施設に総合的な窓口を開設する。

なお、市及び香川県は、被災者の安否についての照会に対しては、被災者等の権利利益を不当に侵害しないように配慮し、応急措置に支障を及ぼさない範囲で回答するよう努める。

【参考資料】

- 8-1 香川県防災情報システム
- 8-2 香川県防災行政無線システム回線構成図
- 8-3 三豊市防災行政無線通信施設
- 8-4 三豊市防災行政無線施設（デジタル同報系）システム系統図

第8節 災害救助法適用計画

災害救助法が適用される災害が発生した場合、法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、応急的な救助を行う。

主な実施機関	市（介護福祉班）、香川県（健康福祉総務課）
--------	-----------------------

1 適用基準

三豊市では、災害救助法による救助の適用基準は、市の被害が次の基準に該当する場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態であるときに実施される。

なお、市の人口は61,857人（令和2年国勢調査）を基準に算定する。

- （1）住家の滅失した世帯が80世帯以上であること。

なお、全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯にあっては滅失世帯の1/2世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあっては滅失世帯の1/3世帯とみなして換算する。以下同じ。

- （2）香川県下の滅失世帯が1,000世帯以上であって、市の住家の滅失した世帯の数が40世帯以上であること。
- （3）香川県下の滅失世帯数が5,000世帯以上であって、市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。
- （4）災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失したものであるとき。
- （5）多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

2 適用手続

- （1）市は、市の被害が前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに次の事項を香川県に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。
- ① 災害発生の日時及び場所
 - ② 災害の原因
 - ③ 災害発生時の被害状況
 - ④ 既にとった措置
 - ⑤ 今後の措置等
- （2）市の報告又は要請に基づき、災害救助法による救助を実施する必要があると認めたときは、香川県は直ちに救助を実施する。また、香川県において迅速かつ適切な救助が実施できないと認められる場合は、救助に関する事務を、市において実施するよう通知する。
- （3）市は、災害救助法の適用にかかる災害報告（災害発生の時間的経過に伴い、発生報告、中間報告、決定報告の3種類の報告）を香川県へ行う。

3 救助の種類等

- （1）救助の種類

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与

- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

(2) 救助の程度、方法及び期間

① 一般基準

災害救助法を適用した場合の救助の程度、方法及び期間は、『香川県災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度』による。

② 特別基準

一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、市は、災害等の実情に即した救助の実施を、香川県に要請する。香川県は、市の要請に基づき、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定める。

【参考資料】

17-6 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第9節 救急救助計画

災害時において、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を早急に救出し、必要な保護を図る。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助に必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

主な実施機関	市（総務班、介護福祉班）、三観広域消防本部、香川県（危機管理課）、香川県警察本部、坂出海上保安署、自衛隊、消防団、自主防災組織
--------	---

1 市及び三観広域消防本部の活動

- (1) 被災者の救出は、災害救助法が適用された場合も、香川県知事の通知を受けて市が実施する。
- (2) 市及び三観広域消防本部は、救急救助を必要とする状況を把握し、警察等関係機関と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携し救急活動を実施する。
- (3) 市及び三観広域消防本部は、単独では十分に救急救助活動ができない場合は、香川県、他市町などに救助の実施、これに要する要員及び資機材等について応援を要請する。

2 香川県警察本部の活動

- (1) 災害現場を管轄する警察署は、救出救助を要する者を発見したとき、同様な通報等を受けたときは、救助関係機関等と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を行う。
- (2) 香川県警察本部は、被害状況に基づき、迅速に機動隊等を災害現場を管轄する警察署に出動させ、救出救助活動等にあたらせる。

3 坂出海上保安署の活動

- (1) 坂出海上保安署は、津波によって海上に流された者や生死不明の者について、関係機関と協力して、巡視船艇、航空機等によりその捜索救助を行う。
- (2) 市又は関係機関の要請に基づき、海上における海難救助活動等に支障を来さない範囲において、陸上における救急救助活動等について支援する。

4 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容、手段、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

5 住民及び自主防災組織、事業者の活動

- (1) 被災地の地域住民等災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、自らに危険が及ばない範囲で救助活動に当たるものとする。
- (2) 災害の現場で警察、消防等救急救助活動を行う機関から協力を求められた者は、可能な限りこれに応じなければならない。

6 惨事ストレス対策

- (1) 救急救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- (2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

【参考資料】

- 7－1 消防本部現勢
- 7－2 消防団現勢
- 17－6 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第10節 医療救護計画

災害により医療機関が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、関係機関と連携して必要な医療救護活動を行う。

主な実施機関	市（健康班、財田診療所班、永康病院班）、香川県（医務国保課、薬務感染症対策課、病院局県立病院課）、（独）国立病院機構、日本赤十字社香川県支部、医療機関、自衛隊
--------	---

1 現地医療体制

（1）医療救護班の編成・派遣

- ① 医療及び助産は、災害救助法が適用された場合も、香川県知事の通知を受けて市が実施する。
- ② 市は、医療救護が必要と認めたときは、市立病院・診療所において、あらかじめ定めている医療救護班を編成する。市立病院・診療所による医療救護班では十分に医療救護活動ができない場合は、三豊・観音寺市医師会に医療救護活動の協力を要請し、要請を受けた三豊・観音寺市医師会は医療救護班を編成し派遣するものとする。
- ③ ②の救護活動によってもなお十分に医療救護活動ができない場合は、香川県、他市町などに災害派遣医療チーム（DMAT）や広域医療救護班の派遣等について応援を要請する。
- ④ 応援等の要請を受けた各機関は、積極的に協力するものとする。

（2）応急救護所の設置

- ① 市は、医療救護を行うため、適当な場所に応急救護所を設置する。
- ② 医療救護班は、応急救護所において次の活動を行う。
 - ア トリアージ
 - イ 重症患者及び中等症患者に対する応急措置と軽症者の処置
 - ウ 救護病院等への患者搬送の支援
 - エ 助産活動
 - オ 死亡の確認及び死体の検案
 - カ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告
 - キ その他必要な事項

2 後方医療体制

（1）救護病院の医療救護

- ① 市は、あらかじめ定めた救護病院に対して、医療救護の実施を要請する。
- ② 救護病院は、次の活動を行う。
 - ア トリアージ
 - イ 重症患者の応急処置
 - ウ 中等症患者の受入れ及び処置、軽症者の処置
 - エ 広域救護病院等への患者搬送
 - オ 助産活動
 - カ 死体の検案
 - キ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告

（2）広域救護病院の医療救護

広域救護病院は、次の活動を行う。

- ア トリアージ
- イ 重症患者の受入れ及び処置
- ウ 救護病院を設置することが困難な市町における中等症患者の受入れ及び処置
- エ 広域医療救護班の派遣
- オ 香川県内医療搬送の支援
- カ 死体の検案
- キ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部及び香川県災害対策本部への措置状況等の報告

3 傷病者の搬送

重症患者の後方医療機関（必要に応じ、香川県外の医療機関）への搬送は、原則として消防機関が救急車で行うものとするが、救急車が確保できない場合又は緊急を要する場合等は、次により搬送するものとする。

- (1) 市又は医療救護班が確保した車両により搬送する。
- (2) 香川県に対して、防災ヘリコプターによる搬送を要請する。
- (3) 自衛隊に対して、ヘリコプター等による搬送を要請する。
- (4) 坂出海上保安署に対して、巡視船艇、ヘリコプター等による搬送を要請する。
- (5) 船舶等を借り上げ、海上搬送する。

4 医薬品及び救護資機材の確保

- (1) 市は、救護所等から医薬品等の供給要請があったときは、災害時用備蓄医薬品等を活用するとともに、あらかじめ定めている計画に基づき調達する。
- (2) 医薬品等の不足が生じたときは、市は、香川県に調達又は斡旋を要請するものとする。

5 輸血用血液の確保

- (1) 香川県赤十字血液センターは、災害時の医療救護に必要な血液について、医療機関から供給要請を受けたときは、備蓄血液等を供給する。
また、災害時に必要な血液を確保するため、被害の軽微な地域等に採血車を出動させるとともに、それでも必要な血液が確保できない場合は、中四国ブロック血液センターに応援を要請するものとする。
- (2) 採血車が出動した場合には、住民の献血が促進されるように、市は、住民に対して献血活動の広報を行う。
- (3) 医療機関への血液の輸送は、原則として、香川県赤十字血液センターの車両等によるものとする。

6 医療機関等の非常用通信手段の確保

市、香川県及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

【参考資料】

- 2-2 香川県防災ヘリコプター応援協定
- 9-1 香川県医療救護計画

- 9－5 香川県震災時用備蓄医薬品等リスト（1単位あたり）
- 9－6 災害時用備蓄医薬品等の確保系統図
- 9－7 災害時の血液の確保系統図
- 9－8 在宅医療用資機材の取扱業者及び品目一覧
- 9－9 西讃地域災害医療対策会議活動マニュアル
- 16－1 大規模災害時における広域航空消防応援実施要綱
- 16－2 香川県防災ヘリコプター運航管理要綱
- 16－3 香川県防災ヘリコプター緊急運航要領
- 16－4 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等
- 16－5 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場

第11節 消防活動計画

地震発生時において、同時多発的に発生する火災から、住民の生命、身体及び財産を守るために、出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に行う。

主な実施機関	市（総務班）、三観広域消防本部、香川県（危機管理課）、坂出海上保安署、消防団
--------	--

1 市及び三観広域消防本部の活動

- （１） 市及び三観広域消防本部は、延焼火災の状況、消防ポンプ自動車等通行可能道路の状況、消防水利に関する情報等を収集するとともに、防災関係機関と密接な連絡をとりながら、次の事項に留意し消防活動を行う。
 - ・ 延焼火災が多発し、かつ拡大した場合は、避難場所及び避難路の確保をする消防活動を優先する。
 - ・ 重要かつ危険度の高い地域を優先して、消防活動を行う。
 - ・ 多数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。
 - ・ 危険物貯蔵施設等から出火した場合は、市街地への延焼を防止する消防活動を行う。
 - ・ 消防活動に際しては、三観広域消防職員及び消防団員の安全確保に十分配慮する。
- （２） 市及び三観広域消防本部は、自らの消防力では対処できない場合は、消防相互応援協定に基づき、他市町に応援を要請する。さらに、これらの消防力をもってしても対処できない場合は、香川県に応援を要請する。

2 港内、海上での活動

- （１） 港内等で船舶等の火災が発生したときは、市は、坂出海上保安署及び消防機関と連携して消火活動を行う。
- （２） 海上で船舶火災又は流出油等の火災が発生したときは、坂出海上保安署が消火活動を行う。

3 住民等の活動

- （１） 住民、事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、使用中のガス器具、石油ストーブ等の火気を直ちに遮断するなど出火防止に努める。
- （２） 住民、自主防災組織及び自衛消防組織等は、出火したときは協力して初期消火を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。
- （３） 市は、災害時の出火防止、初期消火等に努めるよう、平常時から広報等を行い、住民等へ周知する。

4 惨事ストレス対策

- （１） 救急救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- （２） 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

【参考資料】

- 2－2 香川県消防相互応援協定

第12節 緊急輸送計画

災害時において、救助、救急、医療活動を迅速に行うために、また、被害の拡大の防止、さらには避難者に緊急物資を供給するためにも、緊急輸送路を確保し、緊急輸送活動を行う。

なお、国又は県が市に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等に係る供給については、市からの要請に基づく「プル型」を原則とするが、発災直後は、三豊市からの要請を待たずに、物資を緊急輸送する「プッシュ型」による供給を行うものとする。

主な実施機関	市（総務班、管財班、建設港湾班）、香川県（危機管理課、道路課、港湾課）、香川県警察本部、自衛隊、四国地方整備局、四国運輸局、高松空港事務所、坂出海上保安署、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、高松空港(株)
--------	--

1 輸送の対象

輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施等に配慮し、次のものを輸送対象として実施する。

（1）第1段階

- ① 救急救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害防止のための人員、物資
- ③ 後方医療機関等へ搬送する負傷者等
- ④ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に必要な要員、物資等
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

（2）第2段階

- ① 上記（1）の続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 被災地外に搬送する傷病者及び被災者

（3）第3段階

- ① 上記（2）の続行
- ② 災害復旧に必要な人員、物資
- ③ 生活必需品

2 輸送車両等の確保

- （1）市及び防災関係機関は、自ら保有し、又は直接調達できる車両、船舶、航空機等を利用し、緊急輸送を実施する。
- （2）市は、自ら利用する車両等が不足する等で緊急輸送に支障が生じる場合、香川県に応援を要請する。

3 緊急輸送路の確保

- （1）市は、香川県及び防災関係機関と協力して、主要な道路、港湾等の被害状況、復旧見込みなど必要な情報を把握する。
- （2）緊急輸送路は、道路被害状況等の調査結果に基づいて、あらかじめ指定している輸送確保路線のうちから、香川県、香川県警察本部及び道路管理者と協議して選定される。

- (3) 道路管理者は、選定された緊急輸送路の交通確保に努めるとともに、輸送確保路線について、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去や交通安全施設の応急復旧を行う。
- (4) 住民は、災害時にはできるだけ車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両等の円滑な通行の確保等に協力するよう努めるものとする。

4 緊急輸送拠点等の確保

市は、緊急物資、救援物資等の輸送を円滑に行うため、二次（地域）物資拠点を開設するとともに、その周知徹底を図る。

また、ヘリコプターによる緊急輸送のため、臨時ヘリポートを確保する。

さらに、防災機能強化港周辺部においては、迅速で効率的な荷役・配送等を行うため、十分な広さを有する荷捌き地等の確保に努める。

【参考資料】

- 1 3 - 1 緊急通行車両の標章及び確認証明書
- 1 3 - 2 防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図等
- 1 3 - 5 緊急通行車両事前届出申請要領
- 1 3 - 6 三豊市物流拠点予定施設（二次物資拠点予定施設）
- 1 6 - 1 大規模災害時における広域航空消防応援実施要綱
- 1 6 - 2 香川県防災ヘリコプター運航管理要綱
- 1 6 - 3 香川県防災ヘリコプター緊急運航要領
- 1 6 - 4 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等
- 1 6 - 5 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場

第13節 交通確保計画

災害時の交通の確保のため、交通規制、緊急通行車両の通行確保等を行うとともに、海上交通、航空交通についても必要な措置を行う。

主な実施機関	市（建設港湾班）、香川県（交通政策課、危機管理課、道路課、港湾課）、香川県警察本部、四国地方整備局、四国運輸局、高松空港事務所、坂出海上保安署、西日本高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱、高松空港㈱
--------	--

1 陸上交通の確保

（１） 情報収集

香川県警察本部は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、警察ヘリコプター、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

（２） 道路交通規制等

香川県警察本部は、災害が発生した場合、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を実施する。

なお、香川県公安委員会は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について、交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しながら、あらかじめ計画し周知するものとする。また、必要に応じ隣接する県の公安委員会との連絡調整を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保するものとする。

また、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）等は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

① 交通規制の基本方針

- ア 被災地域での一般車両の走行は原則として禁止する。
- イ 被災地域への一般車両の流入は原則として禁止する。
- ウ 被災地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- エ 避難路及び緊急輸送路については、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。
- オ 高速道路については、被災地域を中心に広域的に通行禁止とし、緊急輸送路としての活用を図るため、一般車両の流入を禁止又は制限する。

② 交通規制のための措置

- ア 香川県警察本部は、効果的な交通規制を行うため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。
- イ 香川県警察本部は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。
- ウ 香川県警察本部は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対して車両の移動等の措置命令を行う。
- エ 香川県警察本部は、交通規制に当たっては、道路管理者等、自治体の防災担当部局等と相互に密接な連携を図る。また、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

オ 香川県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

③ 交通規制の周知

交通規制が実施された場合は、危険箇所の表示、迂回路の指示、交通情報の提供、車両の使用自粛の広報等により、危険防止及び混雑緩和のための措置を講ずる。

④ 交通マネジメント

四国地方整備局香川河川国道事務所は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、香川県渋滞対策協議会を開催する。

香川県は、市町の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、四国地方整備局香川河川国道事務所に香川県渋滞対策協議会の開催を要請することができる。

※ 交通需要マネジメント：

自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組み

※ 交通システムマネジメント：

道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組み

(3) 道路啓開等

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省又は農林水産省等に報告するほか、道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）を行い、道路機能の確保に努める。

- ① 路上の障害物の除去（雪害における除雪を含む。）について、道路管理者等、警察、消防及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。
- ② 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。
- ③ 香川県は、道路管理者等である市町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。
- ④ 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(4) 車両の運転者のとるべき措置

- ① 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を当該道路の区間以外の場所に移動し、区域に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を道路外の場所に移動する。
- ② 速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車する。
- ③ 通行禁止区域等において、警察官等から車両の移動等の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動し、又は駐車する。

(5) 緊急通行車両の確認

- ① 香川県公安委員会が、災害対策基本法第76条の規定に基づき、一定の区域又は道路区間を

緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した場合、市は、災害応急対策用に使用する車両について香川県又は香川県公安委員会に申出、緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受ける。

- ② 緊急通行車両の事前届出制度により、事前届出済証の交付を受けた車両は、交通規制実施時に確認申請があった場合、他に優先し当該車両の使用者に対して緊急通行車両の標章及び証明書を交付される。このため市は市有車両等については、事前に緊急通行車両としての届出を行い、事前届出済証の交付を受けておく。
- ③ 市有車両等では不足するために、市が調達した車両についても、緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受ける。

2 海上交通の確保

(1) 情報収集

市は、香川県、坂出海上保安署等防災関係機関の協力を得て、港湾等の被害情報、航路等の異常の有無など海上交通の確保に必要な情報の収集を行う。

(2) 海上の障害物除去等

- ① 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、香川県に報告するとともに、その障害物の除去等に努める。

なお、防災機能強化港の前面泊地について、沈船、漂流物等により岸壁が使用できない場合には、関係企業・団体等に協力を求め、速やかに障害物の除去等ができるよう努める。

- ② 坂出海上保安署は、海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対して、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じるべきことを命じ、又は勧告する。

(3) 海上交通の規制等

坂出海上保安署は、海上交通の安全を確保するために次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- ② 海難の発生その他の事情により、船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて、船舶交通を制限し、又は禁止する。
- ③ 船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要なと思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- ④ 水路の水深に変化が生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- ⑤ 航路標識の管理者は、航路標識が破損し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて、応急標識の設置に努める。
- ⑥ 市、坂出海上保安署及び香川県は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への避難等が円滑に実施できるよう措置を講じるものとし、予想される津波の高さ、到達時間を踏まえ、その具体的内容を定めるものとする。

(4) 港湾利用調整等の管理業務

港湾管理者は、必要に応じて、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を、国土交通省に要請するものとする。

3 航空輸送の確保

- (1) 市は、ヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、臨時ヘリポートを確保する。臨時ヘリポートは、第2章第11節による。
- (2) 市は、次のいずれかの活動に該当し、かつ公共性、緊急性が高く、防災ヘリの活動を必要とする場合に、「香川県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、香川県に応援要請を行う。
 - ① 救急活動
 - ② 救助活動
 - ③ 災害応急対策活動
 - ④ 火災防御活動

【参考資料】

- 2-2 香川県防災ヘリコプター応援協定
- 2-4 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書（三豊市建設業協会）
- 13-1 緊急通行車両の標章及び確認証明書
- 13-3 異常気象時における道路通行規制基準
- 13-5 緊急通行車両事前届出申請要領

第14節 避難計画

災害時において、住民等を速やかに避難させるため、適切に避難の指示又は勧告等を行うとともに、避難所を開設し管理運営を行う。

主な実施機関	市（総務班、支所総務班、支所住民班）、三観広域消防本部、香川県（危機管理課）、香川県警察本部、坂出海上保安署、自衛隊、消防団
--------	--

1 避難指示の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人命の保護、災害の拡大防止等のため、特に必要があると認めるときは、次により避難指示を行う。

また、香川県は、市から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について、時期を失することなく避難指示が発令されるよう、市町に積極的に助言するものとする。

なお、避難指示の解除に当たっては十分に安全性の確認に努めるものとする。

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
指 示	市長	災害対策基本法 第60条	災害全般 について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示 (市は香川県に報告)
	知事			市長が上記の事務を行うことができないとき。	
	警察官 海上保安官	災害対策基本法 第61条	災害全般 について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、市長が指示できないと認めるとき又は市長から要求があったとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示 (市に通知)
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	水防法 第29条	洪水、雨水出水、津波、高潮について	洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示(水防管理者のときは、当該区域を管轄する警察署に報告)
	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法 第25条	地すべりについて	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示(当該区域を管轄する警察署に報告)
	警察官	警察官職務執行法 第4条	災害全般 について	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において、特に急を要するとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。 (公安委員会に報告)
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	自衛隊法 第94条	災害全般 について	上記の場合において、警察官がその場にいらないとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。 (防衛大臣の指定する者に報告)

2 避難指示の内容及び周知

- (1) 市は、次の事項を明らかにして、住民等に避難指示の周知を行う。
 - ・ 避難を必要とする理由
 - ・ 避難の対象となる地域
 - ・ 避難先（指定緊急避難場所、指定避難所）
 - ・ 避難経路
 - ・ その他必要な事項（避難に際しての注意事項、携行品など）
- (2) 市が避難指示を発令する際は、三豊市防災行政無線、CATV、広報車、香川県防災情報システムを利用した防災情報メールや携帯電話の避難情報伝達システムのメール配信や一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール等）、Lアラート（災害情報共有システム）への配信等あらゆる手段を活用し、また、放送局、香川県警察本部、消防団、自主防災組織などの協力を得て、住民等に確実に伝わるよう周知徹底を図るものとする。

なお、情報の伝わりにくい高齢者、障害者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うものとする。
- (3) 市は、必要に応じて避難に関する放送を香川県に要請し、香川県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、報道機関にテレビ、ラジオによる放送を要請するものとする。なお、事態が急迫している場合又は香川県への連絡が困難な場合においては、市は直接報道機関に放送要請を行うものとする。
- (4) 災害発生により、市が事務を行うことができなくなった場合は、市に代わって香川県が一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール等）等を活用し、避難指示の情報を配信するものとする。
- (5) 市は、避難指示の発令中は、継続的な周知を図るものとする。
- (6) 住民は、市が避難指示を発したときは速やかにこれに応じて行動するとともに、継続的に避難情報や気象情報などの情報収集に努めるものとする。

3 避難誘導

- (1) 市は、香川県警察本部、消防機関等防災関係機関の協力を得て、避難対象地区の住民等に逃げ遅れがないよう、自主防災組織等の単位ごとに避難誘導を実施するものとする。特に、高齢者、障害者、幼児、病人、外国人等の要配慮者に対する支援や外国人、出張者、旅行者に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間を配慮しつつ適切な対応を実施するものとする。

また、避難経路は、周囲の状況等を的確に判断して、できるだけ安全な経路を選定する。
- (2) 市職員、三観広域消防職員、消防団員、水防団員、警察官など防災対応や避難誘導にあたる者は、現場の状況について迅速かつ的確に判断し、自らの安全確保を図るとともに、防災関係機関は、危険が切迫している場合、必要な情報提供や措置を行うなど防災対応や避難誘導にあたる者の安全確保に努める。
- (3) 市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。

4 避難方法

住民は、次の事項に留意して避難を行うものとする。

- ・ 津波が予想されるときは、一刻も早く、高台等へ避難するものとする。
- ・ 地震の二次災害で火災が発生したときは、風向、風速、木造住宅の密集状況等から判断して、

より安全な避難路、避難場所へ避難する。

- ・ 高齢者、障害者等の避難行動要支援者の安否確認、移動補助等を行いながら、できるだけ自治会、町内会単位の集団で避難するものとする。
- ・ 避難は、原則として徒歩で行うものとする。自動車は、道路混雑の原因ともなるのでできるだけ利用しない。また、自転車等も道路の損壊等により危険があるので、できるだけ利用しない。

5 指定避難所の開設

- (1) 市は、地震が発生した場合は、必要に応じて、指定避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

- (2) 市は、地震により現に被害を受け、又は受けるおそれがあるもので、避難しなければならない者を一時的に収容するため、安全かつ適切な指定避難所を選定し、指定避難所を開設するものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

市は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

なお、被災者が被災動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、被災動物を収容するスペースを確保するよう努めるものとする。

- (3) 指定避難所は、学校、公民館その他公共施設等の既存の建物を応急的に整備して使用する。ただし、これら適当な施設が確保できない場合には、仮設物等を設置する。

なお、学校を避難所として使用する場合には、避難所としての機能は応急的なものであることを認識し、代替施設の確保に努めるなどにより、できる限り早期に閉鎖するなどして、児童生徒等の安全確保や教育活動の早期正常化を図る。

- (4) さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

- (5) 市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

- (6) 市は、指定避難所を開設したときは、速やかに被災者等にその場所等を周知するとともに、指定避難所に収容すべき者を誘導し、保護するものとする。

市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページや防災アプリ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

また、直ちに開設の日時、場所及び期間、収容人員等を香川県に報告するものとする。

- (7) 住民は、地震により発生する断続的な強い揺れによる家屋等の倒壊等から、自身の安全を確保するため、断続的な強い揺れが沈静化するまでは、安易に家屋等に戻らず、津波による浸水想定区域外に開設されている指定避難所等で、避難を継続するよう努めるものとする。

- (8) 指定避難所の供与は、災害救助法が適用された場合も、香川県知事の通知を受けて市が実施する。

6 指定避難所の運営

- (1) 市は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア、住民及び避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所を運営するものとする。その際には、あらかじめ、

避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して作成した、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した避難所運営の行動基準に基づいて行う。また、避難所運営における役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、マニュアルの作成、訓練などを通じ、住民等が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

- (2) 市は、避難者の協力を得て、負傷者、衰弱した高齢者、災害による遺児、障害者等に留意しながら、避難者名簿を作成し、避難者情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取に来ている被災者等に係る情報の把握に努める。また、民生委員・児童委員、福祉事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。
- (3) 指定避難所においては、飲料水、食料、毛布、医薬品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保するものとする。

- (4) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。

なお、避難所では情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に提供するよう努めるものとする。

- (5) 指定避難所の運営に当たっては、良好な生活環境を確保するため、照明、換気、食事供与の状況、トイレの設置状況等の整備に努め、また、各種情報の伝達に留意するものとする。

また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分配慮し、必要に応じて、社会福祉施設、病院等と連携を図るものとする。

- (6) 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (7) 市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の管理運営に努めるものとする。

また、指定避難所における性的少数者への配慮を講じるよう努めるものとする。

- (8) 指定避難所には、必要に応じて、その運営を行うために市職員を配置するものとする。また、保健師等を派遣し、巡回健康相談等を実施するとともに、指定避難所での生活が長期にわたる場合は、感染症予防対策に努める。さらに、指定避難所の安全の確保と秩序の維持のため必要な場合には、警察官を配置するものとする。

- (9) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

7 指定避難所外避難者等への配慮

市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅避難者や車中避難者を含む指定避難所外避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療

サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

香川県は、市が行う指定避難所外避難者の状況調査に協力するものとする。また、市からの要請に基づき、関係機関に支援を要請するものとする。

8 広域避難

- (1) 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、香川県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては香川県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、香川県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (2) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

9 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災住民の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、香川県内の他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては香川県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

【参考資料】

- 8－1 香川県防災情報システム
- 8－3 三豊市防災行政無線通信施設
- 8－4 三豊市防災行政無線（デジタル同報系）システム系統図
- 14－1 指定緊急避難場所・指定避難所一覧
- 14－2 避難指示等の基準

第15節 食料供給計画

災害時において、被災者等の食生活を確保するため、被災地のニーズに応じて、応急的に炊き出し等による食料の供給を行う。

主な実施機関	市（管財班、農林水産班、支所住民班、給食班）、香川県（危機管理課、健康福祉総務課、経営支援課、農業生産流通課）、自衛隊
--------	---

1 食料の調達

- （１） 炊き出しその他による食品の給与は、災害救助法が適用された場合も、香川県知事の通知を受けて市が実施する。
- （２） 市は、原則として、各支所・出張所又は防災センターの自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した食料保有者から緊急食料を調達するとともに、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、香川県に対して調達又は斡旋を要請する。

2 炊き出しその他による食料の供給

- （１） 対象者
 - ① 災害救助法が適用された場合に、炊き出しその他による食品の給与を受ける者
 - ア 避難所に避難している者
 - イ 住宅の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって、炊事のできない者
 - ウ 旅館等の宿泊者、一般家庭の来訪客等
 - ② 災害救助法が適用されない場合の被災者
 - ③ 災害応急対策に従事する者
- （２） 供給する食品等
 - ① 精米、即席めん、おにぎり、弁当、乾パン、パン等の主食のほか、必要に応じて、缶詰、漬物等の副食も供給する。
 - ② 食品は、被災者等が直ちに食することができる状態にあるものを供給する。
 - ③ 乳児に対しては、原則として粉ミルクを供給する。
 - ④ 飲料水（ペットボトル等）
- （３） 炊き出しの実施
 - ① 市は、指定避難所又はその付近の適当な場所において、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の協力を得て、迅速、公平に炊き出し及び食料の配分を行う。
 - ② 市は、炊き出しの実施が困難な場合は、香川県に対して応援を要請するものとする。
- （４） 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

【参考資料】

- 2-14 災害時における救援物資提供に関する協定書（有限会社マトリックス）
- 2-15 災害時における救援物資提供に関する協定書（四国コカ・コーラボトリング株式会社）

- 2-16 災害時における救援物資提供に関する協定書（香川西部ヤクルト販売株式会社）
- 2-17 災害時における救援物資提供に関する協定書（香川ペプシコーラ販売株式会社）
- 2-19 三豊市消防団員応援自動販売機の設置に係る協定書
（四国コカ・コーラボトリング株式会社）
- 2-20 災害時における物資の供給に関する協定書（株式会社マルヨシセンター）
- 2-21 防災・防犯活動等への協力に関する協定書（株式会社イズミ）
- 2-22 災害時における救援物資提供に関する協定書（株式会社アペックス）
- 2-23 自動販売機設置協定書（コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社香川支店）
- 2-24 自動販売機設置協定書（コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社香川支店）
- 2-49 災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書（香川県エルピーガス協会三豊支部）
- 2-50 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書（香川県石油商業組合西讃支部）
- 2-51 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書
（香川県電気工事業工業組合三豊東部支部・観音寺支部）
- 11-1 災害用備蓄品整備計画
- 11-2 災害用備蓄品の保有状況
- 11-3 生活必需物資等の調達方法
- 11-4 緊急物資の備蓄マニュアル（香川県 平成27年5月）

第16節 給水計画

災害時において、被災者等の生命の維持、人心の安定を図るため、被災地のニーズに応じて、飲料水及び生活水の供給を行う。

主な実施機関	市（総務班、環境衛生班）、香川県（水資源対策課、環境管理課）、 香川県広域水道事業団、（公社）日本水道協会香川県支部、自衛隊
--------	---

1 給水の確保等

- （１）被災地等において飲料水等が確保できないときは、被災地に近い水源（浄水場、配水施設）から給水車又は容器により運搬して確保する。
- （２）飲料水が汚染されているおそれがあるときは、水質検査を実施し、衛生の確保に努める。

2 給水量の基準

- （１）飲料水については、生命維持に必要な最低必要量として、１人１日３リットルの給水を基準とする。
- （２）生活水については、給水体制及び復旧状況等を勘案して給水量を定める。

3 給水の実施

- （１）水道事業者は、次の給水活動を行う。
 - ① 水道施設に被害がない場合は、給水先の市の被害状況を調査して、水道水の供給を継続する。
 - ② 浄水施設や送水施設が被災した場合は、浄水場内の浄水池や配水池等において、給水車等へ飲料水等を補給する。
 - ③ 飲料水の確保が困難な地域に対して、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。
 - ④ 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。また、自ら飲料水を確保する住民に対して、衛生上の注意を広報する。
 - ⑤ 給水用資機材が不足するときや給水の実施が困難なときは、香川県又は（公社）日本水道協会香川県支部に対して、応援等を要請する。
- （２）市は、水道事業者の給水活動に協力するとともに、給水車等による応急給水においては、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等の協力を得るよう努める。
- （３）被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

【参考資料】

- 2-48 災害時における応急措置等の実施に関する協定書（三豊市上下水道工事業協同組合）
- 2-52 災害時の水道施設の復旧等に関する協定書（香川県広域水道企業団）
- 11-1 災害用備蓄品整備計画
- 11-2 災害用備蓄品の保有状況
- 11-3 生活必需物資等の調達方法

- 1 1－4 緊急物資の備蓄マニュアル（香川県 平成27年5月）
- 1 2－1 水道の整備状況一覧

第17節 生活必需品等供給計画

災害時において、被災者等の日常生活を維持するため、被災地のニーズに応じて、被服、寝具、日用品等生活必需品の供給を行う。

主な実施機関	市（管財班）、香川県（危機管理課、健康福祉総務課、経営支援課）
--------	---------------------------------

1 生活必需品等の調達

- （１） 市は、原則として、各支所・出張所又は防災センターの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した民間業者等から生活必需品等を調達するとともに、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、香川県等に対して調達又は斡旋を要請する。
- （２） 市及び香川県は、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。

2 生活必需品等の配分

- （１） 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害救助法が適用された場合も、香川県知事の通知を受けて市が実施する。
- （２） 対象者は、次のとおりとする。
 - ① 地震によって住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
 - ② 災害時の社会混乱等により、資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない者
- （３） 供給する品目は、原則として、次の８種類とする。

【供給する生活必需品】

種 類	品 目
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
外衣	洋服、作業着、子ども服等
肌着	シャツ、パンツ等の下着
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
食器	茶碗、皿、はし等
日用品	石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等
光熱材料	マッチ、プロパンガス等

- （４） 市は、配分計画を作成し、それに基づき、自主防災組織や防災ボランティア等の協力を得て、被災者等に対して生活必需品等の供給を行う。
- （５） 市は、生活必需品の供給の実施が困難な場合は、他市町又は香川県に対して応援を要請する。香川県は、要請があったときは、他市町に応援の指示をするなど必要な措置を行う。

- (6) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

【参考資料】

- 2-18 災害時における物資供給に関する協定書（NPO 法人コメリ災害対策センター）
- 2-20 災害時における物資の供給等に関する協定書（株式会社マルヨシセンター）
- 2-21 防災・防犯活動等への協力に関する協定書（株式会社イズミ）
- 11-1 災害用備蓄品整備計画
- 11-2 災害用備蓄品の保有状況
- 11-3 生活必需物資等の調達方法
- 11-4 緊急物資の備蓄マニュアル（香川県 平成27年5月）

第18節 防疫及び保健衛生計画

被災地における感染症の流行を未然に防止するとともに、被災者の健康状態を良好に維持するために、健康相談、食品衛生の監視、栄養指導等の保健衛生活動を行う。

主な実施機関	市（健康班）、香川県（健康福祉総務課、障害福祉課、薬務感染症対策課、生活衛生課、保健所）
--------	--

1 防疫対策

- (1) 香川県が感染症の発生を予防又はそのまん延を防止するため必要があると認めたときは、市は、香川県の指示に基づき、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、物件に係る措置等を実施する。
- (2) 香川県が感染症予防上必要と認めたときは、市は、香川県の指示に基づき、臨時の予防接種を実施する。
- (3) 市は、災害時においても、定期予防接種の実施継続や臨時的な予防接種が的確に実施できるよう、対象者の把握、接種体制の確保、薬品・材料等の調達、実施方法の周知などに努める。
- (4) 市は感染症予防のため、防疫活動を実施するものとする。また、特に指定避難所は感染症発生のリスクが高いことから、十分な対策に努める。
- (5) 市は、災害時に感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と健康福祉担当部局が連携して、発熱等症状が出た場合の対応を含め、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。さらに、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとし、香川県はこれを支援する。
- (6) 市は、防疫用医薬品及び資機材が不足したとき又は防疫業務が実施できないときは、他市町又は香川県に応援を要請する。

2 保健衛生対策

- (1) 健康相談等
 - ① 市は、香川県、医療機関及び関係団体等と密接な連携を図りながら、定期的に避難所等を巡回して、被災者の健康状態を調査するとともに、医師、看護師、保健師、助産師等により、特に高齢者など要配慮者に配慮しながら、必要に応じて保健指導及び健康相談を行う。
 - ・ 在宅医療を受けている患者等への生活指導
 - ・ 助産師等による妊産婦への保健指導
 - ・ 高齢者、障害者、慢性疾患患者、乳幼児等への健康相談
 - ・ 被災生活の長期化に伴い生じる健康、保健衛生面の問題に対するケア
 - ② 市は、香川県と連携し、指定避難所等の衛生状態を良好に保つため、生活環境の整備に努める。
- (2) 精神保健相談等

市は、香川県、医療機関等と密接な連携を図りながら、精神科医、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理士、保健師等により、被災者等の精神的ダメージに対する心理的ケアのため、次の者に対して、精神保健に関する相談、カウンセリング、診察・治療（精神療法、各種表現療法、薬物療法等）等を行う。

- ① 精神障害あるいは精神疾患で治療を受けている者
- ② 子ども、妊産婦、障害者、難病患者、外国人等の要配慮者でストレスにさらされやすい者
- ③ 被災又は被災後の生活により精神症状を呈する者
- ④ ボランティアなど救護活動に従事している者
- ⑤ その他精神保健に関する相談等が必要とされる者

【市内の精神科医療機関】

病院・診療所	所在地	電話番号
永 康 病 院	三豊市詫間町詫間 1298-2	0875-83-3001
西 香 川 病 院	三豊市高瀬町比地中 2986-3	0875-72-5121
橋 本 病 院	三豊市山本町財田西 902-1	0875-63-3311

(3) 栄養相談等

市は、香川県や栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、市保健センター、保健福祉事務所等において栄養相談等に応じるとともに、巡回相談・指導の実施及び栄養相談に関する広報活動を行う。なお、栄養相談・指導の内容は、次のとおりである。

- ① 乳幼児、妊産婦、障害者、難病患者、高齢者などの要配慮者に対する栄養指導
- ② 在宅治療を受けている糖尿病等の慢性疾患患者に対する栄養指導
- ③ 感染症や便秘などを予防するための栄養指導
- ④ 被災生活の長期化に伴い生じる食生活上の問題に対するケア
- ⑤ その他必要な栄養相談・指導

3 食品衛生対策

- (1) 指定避難所等において、食中毒防止に関するリーフレット等を活用し、次の事項につき広報を行う。

- ① 救援食品の衛生的取扱い
- ② 食品の保存方法、消費期限等の遵守
- ③ 配布された弁当等の適切な保管（通風のよい冷暗所等）と早期喫食（期限を過ぎた弁当等は速やかに廃棄）
- ④ 手洗い、器具・容器等の消毒の励行

- (2) 食中毒が発生したときには、市は、香川県が編成する、食品衛生監視員を中心とする調査班の活動に協力する。

【参考資料】

- 9-9 西讃地域災害医療対策会議活動マニュアル
- 10-1 防疫活動組織計画
- 10-2 防疫用薬剤及び資機材の確保系統図
- 10-3 栄養相談・指導活動体系図
- 10-4 精神保健活動体系図
- 10-5 精神科医療機関

第19節 廃棄物処理計画

災害時において、大量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、住民の生活の確保を図る。

主な実施機関	市（環境衛生班）、香川県（環境管理課、廃棄物対策課、建築指導課）
--------	----------------------------------

1 処理体制

- (1) 市は、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理対象となる廃棄物の発生量等について把握し、廃棄物の処理を適正に行う。また、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物の搬出を行うものとする。
- (2) 市は、資機材や処理施設が不足するときや処理の実施が困難なときは、香川県又は他市町に対して、資機材等の提供・貸借や応援等を要請する。
- (3) 住民、自主防災組織等は、廃棄物を決められた場所に分別して搬出するなど、市の廃棄物処理活動に協力する。

2 処理方法

- (1) ごみ処理
 - ① ごみの収集は、被災地の状況を考慮して、住民生活に支障がないよう適切に行う。
 - ② 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。併せて、消毒剤、散布機器等を確保し、ごみ保管場所等の衛生状態を確保する。
 - ③ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
 - ④ 収集したごみは、適切な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限りリサイクルに努める。
 - ⑤ フロン回収の観点から、エアコン・冷蔵庫の回収、保管、処理に際しては、冷媒の漏えいに留意する。
 - ⑥ ごみの収集日時、分別方法等について、住民に対し広報を行い、周知徹底を図る。
- (2) し尿処理
 - ① し尿処理施設等の被害状況を把握し、住民の生活に支障がないようし尿及び浄化槽汚泥の収集を適切に行う。また、必要に応じて、指定避難所等に仮設トイレを設置できるよう、あらかじめ、関係業界等と協定を締結するなどして調達の確保を図る。
 - ② 仮設トイレの衛生状態を保つため、消毒剤、散布機器等を確保するとともに、清掃等の管理については、設置場所の管理者や自主防災組織等に要請する。
 - ③ し尿及び浄化槽汚泥の収集は、仮設トイレ、指定避難所等緊急を要する地域から、速やかに行う。
 - ④ 水洗トイレの使用中止、仮設トイレの使用等について、住民に周知を行う。
 - ⑤ 収集したし尿及び浄化槽汚泥は、適切に処理する。
- (3) 産業廃棄物処理
 - ① 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）は、事業者の責任において自己処理し、又は他の産業廃棄物処理業者に委託することにより適正に処理するものとする。
 - ② 香川県は、産業廃棄物の処理について、県内外の自治体及び事業者から要請があった場合、必要に応じて、広域的処理を含め、その活動の調整を行う。

(4) 災害廃棄物処理

- ① 災害廃棄物の発生量を把握し、選別、保管、焼却等のため長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物の最終処分まで処理ルート確保を図る。
- ② 災害廃棄物処理は、総務班と協議しながら、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集、運搬及び処理する。
- ③ 災害廃棄物の適正な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限り木材、コンクリート等のリサイクルに努める。
- ④ 石綿等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づき、適切な処理を行う。

3 災害廃棄物処理計画の策定

- (1) 香川県は、県地域防災計画を補完し、具体化した形で発生量予測等の基礎的データや処理に係る手順を整理した県災害廃棄物処理計画を策定しており、災害発生時には、本計画を踏まえ、廃棄物の処理を行う。
- (2) 市は、災害廃棄物の処理主体であることから、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、具体的に示した市災害廃棄物処理計画を策定しており、災害発生時には、本計画を踏まえ、廃棄物の処理を行う。
- (3) 市及び香川県は、災害廃棄物処理計画を補完し、発災後の緊迫した状況においても担当職員が円滑に業務を遂行できるようにするため作成した行動マニュアルについて、訓練等を通じてより実効性の高いものとなるよう見直しを図る。

4 住民への周知

市及び香川県は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

5 損壊家屋の解体

- (1) 市及び香川県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。
- (2) 市及び香川県は、石綿の飛散防止及びフロン類の適正処理のため、解体前に石綿及びフロン類の残量について確認を行うよう解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等に対して周知を図る。

【参考資料】

- 2-64 緊急時における一般廃棄物（ごみ）処理等の協力に関する協定書（株式会社富士クリーン）
- 2-65 災害廃棄物の処分等に関する基本協定書（大栄ホールディングス株式会社）
- 2-66 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（一般社団法人香川県産業廃棄物協会）

第20節 遺体の搜索、処置及び埋葬計画

災害時において、死者（行方不明者で、周囲の状況から既に死亡していると推測される者を含む）が発生した場合は、搜索、処置及び埋葬を速やかに実施する。

主な実施機関	市（環境衛生班、健康班、支所住民班）、香川県（危機管理課、生活衛生課）、香川県警察本部、坂出海上保安署
--------	---

1 遺体の搜索

- （1） 遺体の搜索については、災害救助法が適用された場合も、香川県知事の通知を受けて市が実施する。
- （2） 市は、地震により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推測される者の搜索を行う。
- （3） 遺体の搜索に当たっては、香川県警察本部、坂出海上保安署等の協力を得て、搜索に必要な資機材等を借り上げ、速やかに行う。

2 遺体の処置等

- （1） 遺体の処置等については、災害救助法が適用された場合も、香川県知事の通知を受けて市が実施する。
- （2） 市は、遺体について、救護班又は医師により死因その他の医学的検査を行う。
- （3） 収容した遺体の検視及び身元確認については、香川県警察本部及び坂出海上保安署が実施する。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、市は、香川県及び指定公共機関等と密接に連携するものとする。
- （4） 市は、検視又は医学的検査を終了した遺体について、遺体の識別のため洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- （5） 市は、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死者が多数のため短期間に埋葬又は火葬ができない場合等においては、適当な場所（寺院、公共施設等）に遺体の収容所を開設し、遺体を一時保存する。

3 遺体の埋葬又は火葬

- （1） 遺体の埋葬又は火葬については、災害救助法が適用された場合も、香川県知事の通知を受けて市が実施する。
- （2） 市は、災害による社会混乱等のため遺族が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がない場合に、遺体の埋葬又は火葬を行う。
- （3） 市は、棺、骨つぼ等埋葬又は火葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行う。原則として、遺体は火葬に付し、遺骨を遺族に引渡す。
- （4） 市は、火葬場の被災や火葬する遺体が多数にのぼるなど実施が困難な場合には、火葬場の斡旋等について香川県に要請する。また、棺及び葬祭用品の調達や遺体の搬送等が困難な場合においても、香川県に協力を要請する。

【参考資料】

10-7 香川県広域火葬計画

10-8 火葬場一覧

第21節 住宅応急確保計画

災害により住宅を失った被災者に対して、一時的な居住の安定を図るため応急仮設住宅を建設するとともに、公営住宅の空室や香川県が借り上げた民間賃貸住宅を提供するほか、宅地建物取引業者の媒介により、民間賃貸住宅の情報を提供し、入居に際しての利便を図る。

また、住宅に被害を受けた被災者に対して、日常生活が可能な程度の応急修理等を行う。

主な実施機関	市（建設港湾班、建築住宅班）、香川県（住宅課）
--------	-------------------------

1 応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住家を確保することができない者に対する応急仮設住宅の建設は、香川県が実施する。

（1）建設用地の選定

建設用地は、できるだけ集団的に建設可能な場所とし、市と協議して、公共用地から優先して選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

また、市は、あらかじめ具体的な建設候補地の検討を行うものとする。

（2）建設方法

応急仮設住宅の建設は、（一社）香川県建設業協会等の建築業関係団体の協力を得て、香川県が行う。

ただし、香川県からの通知のある場合は、市が実施する。この場合は、建設戸数、規模、構造、単価等の要件を定めて行う。

（3）建設戸数

建設戸数は、市内の全壊、全焼及び流失世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、市町相互間において設置戸数の融通を行う。

（4）構造及び規模

応急仮設住宅は、軽量鉄骨組立方式等による5連戸以下の連続建て又は共同建てとする。

（5）応急仮設住宅の管理

入居者の選定、仮設住宅の修繕等応急仮設住宅の管理については、香川県からの委託により、市が実施する。なお、入居者の選定等に当たっては、高齢者、障害者など要配慮者に十分配慮する。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の多様な生活者の意見を反映できるよう配慮する。

なお、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

2 住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、住家が半焼又は半壊し、若しくはこれに準ずる程度の損害を受け、日常生活を営むことができない被災者のうち、自らの資力では住家の修理ができない者に対する必要最小限の応急修理を、香川県が実施する。

（1）対象の選定

市は、香川県が実施する応急修理対象住宅の選定に協力する。ただし、香川県からの通知の

ある場合は、市が実施する。

(2) 修理方法

応急修理は、建築業関係団体の協力を得て、香川県が行う。ただし、香川県からの通知のある場合は、市が実施する。

(3) 修理範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る。

(4) 修理戸数

修理戸数は、市内の半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は市町相互間において修理戸数の融通を行う。

3 障害物の除去

(1) 市は、住宅に土石、竹木等の障害物が運びこまれ、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では除去できない者に対して、障害物の除去を行う。

(2) 市は、資機材や要員の不足、除去の対象が多数にのぼるなど実施が困難な場合には、障害物の除去に関する応援を香川県に要請する。

4 公営住宅の特例使用

市及び香川県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空室を提供することができる。(行政財産の目的外使用許可手続による。)

5 民間賃貸住宅の借上げ

香川県は、市及び不動産関係団体の協力を得て、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅を借り上げて、被災者に提供する。特に、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、積極的な活用を図るものとする。

6 宅地建物取引業者による民間賃貸住宅の媒介

香川県の協力要請により、(公社)香川県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会香川県本部は、会員業者を香川県に報告し、香川県は市に会員業者の情報を提供する。

また、市は、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に会員業者の情報を提供し、被災者から相談のあった会員業者は、民間賃貸住宅を無報酬で媒介する。

第22節 社会秩序維持計画

災害時において、社会的な混乱や心理的な動揺等により不測の事態の発生が予想されるので、被災地域を中心として犯罪等の予防、警戒を行う。

主な実施機関	市（総務班）、香川県警察本部、坂出海上保安署、消防団、自主防災組織
--------	-----------------------------------

1 陸上における防犯

（1）香川県警察本部の活動

香川県警察本部は、独自に、又は自主防災組織等と連携し、被災地及び指定避難所等において、パトロールを強化し犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うとともに、生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

（2）消防団、自主防災組織の活動

消防団、自主防災組織は、互いに連携し、被災地及び指定避難所等において、次の事項に留意して、パトロールを実施する。

- ① 居住者のいない被災住宅の防犯
- ② 被災住宅における出火の防止
- ③ 在宅の高齢者、障害者等の支援
- ④ 地域の安全確保

2 海上における防犯

坂出海上保安署は、海上における治安を維持するため、情報収集に努め、必要に応じ災害発生地域に巡視船艇を配備し、犯罪の予防や取締り等を行うものとする。

【参考資料】

7－2 消防団現勢

第23節 文教対策計画

地震により文教施設・設備が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の実施を行うことができない場合、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得て、文教施設・設備の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財の保護措置を行う。

主な実施機関	市（教育班）、香川県（文化振興課、総務学事課、教育委員会）
--------	-------------------------------

1 児童生徒等の安全確保

- (1) 市及び香川県は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、情報収集に努め、所管する学校に対して必要と思われる情報を伝達し、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

① 在校時の場合

地震の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡を取り、引渡し等の適切な措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に報告する。

② 在校時外の場合

登下校時、夜間、休日等に災害が発生したときは、保護者等と連絡を取り、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるとともに、所管する教育委員会等と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置を講じる。

夜間、休日等に臨時休校措置を決定した場合は、直ちに保護者等と連絡を取り、周知する。

2 学校施設・設備の応急措置

- (1) 校長等は、管理する施設・設備が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。
- (2) 報告を受けた教育委員会等は、速やかに被害状況を調査し、関係機関への報告等所要の措置を講じ、必要な場合は、施設・設備の応急復旧を行う。
- (3) 校長等は、可能な範囲で、教職員を動員して、施設・設備の応急復旧を行うものとする。
また、高等学校においては、教職員の指導のもとで、希望する生徒を応急復旧作業に参加させることができる。
- (4) 指定避難所に指定されている施設においては、避難所の開設する旨の連絡があった場合には、避難所の開設準備に協力するとともに、学校側の担当職員を定め、避難所運営に協力する。

3 応急教育の実施

- (1) 市及び香川県は、応急教育に関する対応を促進するため、所管する学校に対して、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、児童生徒等、教職員の被災状況、学校施設・設備の被害及び復旧状況、交通・通信機関の復旧状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り、次により教育活動を再開する。
 - ① 必要な教職員を確保するとともに、応急教育計画を策定し、児童生徒等及び保護者に対して、必要な連絡を行う。

- ② 教育活動の再開に当たっては、児童生徒等の登下校の安全確保に万全を期すよう留意し、指導に当たっては、災害後の健康安全教育及び生活指導に最重点を置くようにする。
- ③ 被災したことにより心理的なストレスを受けた児童生徒等に対して、心のケアを行うよう努める。
- ④ 施設の被害が大きく、児童生徒等を収容しきれないときは、短縮授業、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。場合によっては、家庭学習や他校との合併授業を行う。
- ⑤ 避難所に提供したため学校が使えないときは、付近の公共施設や仮校舎等を確保し、速やかに授業の再開に努める。
- ⑥ 他地域へ避難した児童生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、応急教育を行う。
- ⑦ 災害復旧状況の推移を十分把握し、できるだけ早く平常授業に戻すよう努める。

4 就学援助等

(1) 授業料の減免等

市及び香川県は、被災した児童生徒等に対して、授業料の減免猶予、育英資金の貸与等適切な措置を講じる。

(2) 学用品の支給

災害救助法が適用された場合、香川県知事から救助の事務の内容及び期間について通知を受けた市は、災害救助法の基準に基づき、学用品の給与を行うものとする。

なお、私立学校においては、学校設置者が、災害救助法の基準に基づく学用品の調達から配分までの実際の支給事務を行い、県がとりまとめを行うものとする。

(3) 学校給食の実施

市は、物資納入業者等の協力を得て、パン、米飯、牛乳等による応急給食を行うとともに、学校給食の正常化のため、速やかに必要な施設・設備等の応急復旧を行う。

5 学校以外の教育機関等の応急措置

- (1) 館長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、来館者等の安全の確保を図るため、災害の状況を的確に判断し、速やかに避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。
- (2) 館長等は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。また、被害の状況に応じて、施設の臨時休館等適切な措置を講じる。
- (3) 館長等は、可能な範囲で職員を動員して、速やかに施設・設備の応急復旧を行うものとする。

6 文化財の保護

(1) 被災時の応急措置

指定文化財の所有者又は管理者は、地震・津波により被害が発生したときは、速やかに三豊市教育委員会を通じて香川県教育委員会に連絡するとともに、香川県教育委員会、関係機関等との協力により、被害の拡大を防ぐための応急措置を講じる。

(2) 被害状況の調査

被害状況の調査は、三豊市教育委員会が行う。また、被害の程度によっては、香川県教育委員会が専門の職員等を現地に派遣して行う。

(3) 復旧対策

香川県教育委員会は、三豊市教育委員会を通じて、所有者等による復旧計画等について、指導・助言を行う。

7 埋蔵文化財対策

- (1) 三豊市教育委員会は、速やかに埋蔵文化財包蔵地及びその周辺に存在する施設等の被害状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、香川県教育委員会に報告する。
- (2) 三豊市教育委員会及び香川県は、それぞれの埋蔵文化財調査計画を作成し、必要があれば、国及び他の都道府県の支援を得て、埋蔵文化財の発掘調査を行う。

第24節 公共施設等応急復旧計画

道路、河川、港湾などの公共土木施設や病院、社会福祉施設などの公共施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであるため、迅速に機能回復に必要な応急措置を行う。

主な実施機関	市（管財班、環境衛生班、建設港湾班、建築住宅班、関係各班）、香川県（都市計画課、環境管理課、みどり整備課、廃棄物対策課、健康福祉総務課、子ども政策推進室、障害福祉課、土地改良課、水産課、土木監理課、技術企画課、道路課、河川砂防課、港湾課、病院局県立病院課）、四国総合通信局、中国四国農政局、四国地方整備局、坂出海上保安署、NHK高松放送局、西日本高速道路㈱、四国旅客鉄道㈱
--------	--

1 道路施設

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。この場合、被害の拡大が予想され二次災害の可能性がある箇所、緊急輸送道路に指定される路線等を優先する。

2 河川管理施設

- （１）河川管理者は、その管理する河川について、早急に被害状況を把握し、河川管理施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。
- （２）ダム施設等が被害を受けたときは、必要に応じて、下流域の市、警察署等に状況を連絡するなど、二次災害の防止に努める。
- （３）河川管理者は、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合は、操作する者の安全が確保できる場合のみ水門、陸閘等を閉鎖し、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。

3 港湾及び漁港施設

- （１）管理者は、その管理する港湾又は漁港について、早急に被害状況を把握し、速やかに施設の応急復旧、障害物の除去等を行う。この場合、緊急輸送に必要な岸壁等については、海上輸送路の確保のため優先して応急復旧を行う。
- （２）坂出海上保安署を含む航路標識の管理者は、航路標識が破損し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるとともに、必要に応じて、応急標識の設置に努める。
- （３）管理者は、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合は、操作する者の安全が確保できる場合のみ水門、陸閘等を閉鎖し、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。

4 海岸保全施設

- （１）海岸管理者は、その管理する海岸について、早急に被害状況を把握し、海岸保全施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。
- （２）海岸管理者は、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合は、操作する者の安全が確保できる場合のみ、水門、陸閘等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。

5 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

市及び香川県は、土砂災害防止施設について、早急に被害状況を把握し、危険性が高いと判断される場合は、関係機関や住民に周知するとともに、応急工事を行う。

6 治山、林道施設

市及び香川県は、治山施設、林道施設について、地震発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

7 公園施設

公園管理者は、公園施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

8 鉄道施設

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、速やかに応急復旧を行い、輸送業務の早期復旧を図るものとする。

また、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等において、運行停止等の運行上必要な措置を講じるものとする。

9 病院、社会福祉施設等公共施設

市及び香川県は、その所管する施設に関する被害情報等を把握するとともに、施設管理者に対して、災害時における施設の機能確保及び利用者等の安全確保のため、必要な応急措置、応急復旧等について指導を行う。

10 廃棄物処理施設

- (1) 市は、廃棄物処理施設を有する周辺の地方公共団体及び民間事業者等との広域的な連携体制の構築に努める。
- (2) 市は、一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、指導等を実施する。
- (3) 産業廃棄物処理施設についての調査、指導等は、香川県が実施する。

11 放送施設

- (1) 市は、CATVの放送施設・設備等の被害状況を早急に把握し、必要に応じて応急復旧、仮設放送施設の設置等を行い放送の確保を依頼する。
- (2) 放送事業者は、市、香川県と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や住民等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるとともに、聴覚障害者等の情報入手に資するため、テレビにおける字幕放送の活用にも努める。
- (3) 放送事業者は、市、香川県から放送要請があったときは、状況に応じて臨時ニュースを挿入し、又は通常番組を中断し特別番組へ切り替えるなどの対応を行う。

12 都市下水路施設

- (1) 市は、地震が発生した場合、ポンプ場及び水路等の重要施設について、直ちに被害状況の調査及び施設の点検を行う。

- (2) 市は、ポンプ場及び水路等の重要施設に損傷が発生した場合は、速やかに適切な応急措置を実施する。

【参考資料】

2-67 陸閘の管理に関する協定書（香川県）

第25節 ライフライン等応急復旧計画

電気、ガス、通信サービス、上水道、生活排水施設等は、日常生活及び産業活動に欠くことのできないものであるため、地震によりこれらの施設・設備が被害を受けたときでも、これらの供給を円滑に実施するため、迅速に必要な応急措置を行う。

主な実施機関	市（総務班、環境衛生班、情報班）、香川県（下水道課）、香川県広域水道企業団、四国総合通信局、四国地方整備局、中国四国産業保安監督部四国支部、 (独)水資源機構、四国電力、四国電力送配電(株)、N T T西日本(株)香川支店、 (株)N T T ドコモ四国支社、三豊ケーブルテレビ放送(株)、(一社)香川県L Pガス協会
--------	---

1 電気施設

- (1) 電気事業者は、地震が発生したとき、早急に被害状況を把握し、復旧の難易度等を勘案して、病院、公共機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- (2) 電気事業者は、電源の確保のためにとるべき必要な措置を講じるとともに、感電事故、漏電による火災など二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用について、次の内容の広報を行うとともに、報道機関等の協力を得て、電気施設等の被害状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等を周知する。
 - ① 垂れ下がった電線には、絶対にさわらない。
 - ② 避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切る。
 - ③ 屋内配線、電気器具等を再使用するときは、必ず絶縁状態等の安全確認を行う。
- (3) 災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想されるとき、又は香川県警察本部、消防機関等から要請があったときは、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

2 電気通信施設

- (1) 電気通信事業者は、地震が発生したとき、早急に被害状況を把握し、病院、公共機関、報道機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
また、応急復旧は、復旧工事に要する要員、資機材、輸送手段等を最優先で確保して行うとともに、必要に応じて、災害対策用機器等を使用して仮復旧を行う。
- (2) 電気通信事業者は、災害時において、電源を確保するとともに、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るため、必要に応じて次の措置を講じる。
 - ① 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置を講じる。
 - ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、臨時に利用制限の措置を講じる。
 - ③ 非常緊急通話又は非常緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
 - ④ 災害救助法が適用されたときなどには、避難所に臨時公衆電話の設置に努める。
- (3) 電気通信事業者は、報道機関等の協力を得て、通信の途絶又は利用制限の状況、電気通信施設等の復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等について、広範囲に渡って広報活動を行う。

3 水道施設

- (1) 水道事業者及び工業用水事業者は、地震が発生したとき、その管理する施設について早急に調査を行い、水道施設（貯水、取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設等）ごとに被害状況を把握し、二次災害の発生の防止又は被害の拡大防止のため、速やかに次の応急措置を行うとともに、関係機関等に状況を報告する。
 - ① 取水塔、取水堰等の取水施設及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じたときは、必要に応じて、取水、導水の停止又は減量を行う。
 - ② 送、配水管路の漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
 - ③ 倒壊家屋、焼失家屋や所有者が不明な給水装置の漏水については、止水栓又は仕切弁により閉栓する。
- (2) 水道事業者は、水道施設に被害が生じたときは、次の応急復旧を行う。
 - ① 取水、導水施設の被害については、最優先で復旧を行う。
 - ② 浄水施設の被害については、施設の機能と復旧効果とを勘案して、重要なものから速やかに復旧を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限に抑えるため、配水調整を行う。
 - ③ 管路の被害については、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場、送水施設等の運用状況等を考慮して、配水のために最も有効な管路から順次復旧する。
また、資機材の調達、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、仮配管、路上配管等の仮復旧を行う。
 - ④ 給水装置の復旧については、その所有者等から修繕申込みがあったものについて、住民の生活への影響を考えて、緊急度の高い指定避難所や医療機関、冷却水を必要とする発電所等を優先して行う。
 - ⑤ 被害が甚大で広範囲に及ぶ場合などにおいては、他事業者との広域的な応援体制や民間団体からの協力体制を活用し、早期の復旧に努める。
- (3) 工業用水道事業者は、給水への影響の大きさや二次災害の発生の危険性のある箇所を優先的に復旧を行う。
- (4) 市及び香川県は、水道事業者の復旧活動に必要なに応じて協力する。
- (5) (独)水資源機構は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、県等関係機関に状況を連絡するとともに、必要に応じて応急復旧を行う。
- (6) 水道事業者は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

4 生活排水処理施設

市は、地震が発生したとき、その管理する施設について、早急に被害状況を把握し、適切な応急復旧を行う。

- (1) 応急復旧は、施設の重要性、二次災害の可能性などを考慮し、緊急度の高いものを優先する。
- (2) 管渠施設が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知し、また、防護柵等を設置して、道路交通への危険を回避するとともに、管渠の閉塞、漏水などに対して、排水処理機能の維持に必要な応急復旧を行う。
- (3) ポンプ施設、処理場等が被災したときは、速やかに応急復旧を行い、また、自家発電設備等を運転して、機能の維持及び復旧に努める。また、施設からの漏水や薬品、消化ガスなどの漏えいは、二次災害につながるおそれがあるため、優先的に点検して、安全を確認する。これらの施設が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知するとともに、適切な措置を講じる。

5 液化石油ガス施設

- (1) 液化石油ガス事業者は、地震が発生したとき、早急に被害状況を把握し、被害が拡大しないよう応急措置を行うとともに、病院、公共機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- (2) 液化石油ガス事業者は、ガス漏えいによる火災、爆発等、二次災害の発生するおそれがあるときは、関係機関の協力を得て、住民の避難等の措置を講じる。
- (3) 液化石油ガス事業者は、報道機関等の協力を得て、ガス施設の被害状況、復旧状況、今後の復旧見込みやガス使用上の注意事項等について、住民、関係機関等へ周知する。

6 CATV施設

- (1) 市は、CATVの放送施設・設備等の被害状況を早急に把握し、必要に応じて応急復旧、仮設放送施設の設置等を行い放送の確保を依頼する。
- (2) 放送事業者は、市、香川県と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や住民等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるとともに、聴覚障害者等の情報入手に資するため、テレビにおける字幕放送の活用にも努める。
- (3) 放送事業者は、市、香川県から放送要請があったときは、状況に応じて臨時ニュースを挿入し、又は通常番組を中断し特別番組へ切り替えるなどの対応を行う。

【参考資料】

- 2-48 災害時における応急措置等の実施に関する協定書（三豊市上下水道工事業協同組合）
- 2-49 災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書（香川県エルピーガス協会三豊支部）
- 2-50 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書（香川県石油商業組合西讃支部）
- 2-51 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書
（香川県電気工事業工業組合三豊東部支部・観音寺支部）
- 2-52 災害時の水道施設の復旧等に関する協定書（香川県広域水道企業団）
- 2-53 災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書
（四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社）

第26節 農林水産関係応急対策計画

地震による農林水産関係被害を最小限にとどめるため、農業用施設、農作物、家畜等に対して、的確な応急対策を行う。

主な実施機関	市（農林水産班）、香川県（みどり整備課、農政課、農業経営課、農業生産流通課、畜産課、土地改良課、農村整備課、水産課）
--------	--

1 農業用施設等に対する応急措置

- （1）市及び土地改良区は、地震発生後直ちにため池施設の緊急点検を行い、漏水のおそれがあるときは、施設決壊防止のため応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水施設を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位の低下に努める。
- （2）市及び土地改良区は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努めるとともに、頭首工の保全についても必要な措置を講じる。
- （3）各施設管理者は、地震発生後速やかに各管理施設の緊急点検を行い、被害状況を把握し、必要に応じて、速やかに応急復旧を実施し、農業用施設等の機能回復に努める。

2 農作物に対する応急措置

市は、被害の実態に応じて、香川県及び農業協同組合等農業団体と協力して、災害対策に必要な技術指導を行う。

3 畜産に対する応急措置

- （1）市は、香川県及び畜産関係団体の協力を得て、家畜及び畜舎の被害状況を把握するとともに、災害時の家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。
- （2）市は、家畜伝染病の発生のおそれがあるときは、香川県及び畜産関係団体等の協力を得て、必要に応じて家畜等の消毒、予防注射等を行う。また、家畜伝染病が発生したときは、家畜等の移動を制限する等の措置を講じる。

4 林産物に対する応急措置

- （1）市は、香川県及び森林組合等の協力を得て、種苗生産者、森林所有者に対して、被災苗木、森林に対する措置等の技術指導を行う。
- （2）市は、香川県及び森林組合等の協力を得て、森林所有者に対して、風倒木の円滑な搬出、森林病虫害等の防除等について、必要な技術指導を行う。

5 水産物に対する応急措置

- （1）市は、漁業協同組合等の協力を得て、水産物及び水産施設の被害状況を把握するとともに、二次災害を防止するため必要な指示又は指導を行う。
- （2）市は、香川県及び漁業協同組合等の協力を得て、被害状況等に応じ水産物生産者、団体等の応急対策について指導・助言を行う。

【参考資料】

- 4－4 漁港重要水防区域
- 4－5 ため池重要水防区域

第27節 二次災害防止対策計画

地震発生時の被害を最小限にとどめるため、余震又は降雨等による水害・土砂災害や余震による建築物、構造物の倒壊等に備え二次災害防止施策を講じる。

主な実施機関	市（管財班、税務班、建設港湾班、建築住宅班、農林水産班）、香川県（環境管理課、みどり整備課、土地改良課、河川砂防課、建築指導課）、香川労働局
--------	--

1 土砂災害対策

市は、余震又は降雨等による二次災害を防止するため、砂防ボランティア等により急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所等の応急危険度判定を行う。その結果、危険度が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るとともに、必要な応急対策を行う。

また、市は、災害の発生のおそれがあるとき、又は香川県による緊急調査から土砂災害が想定される区域及び時期に関する通知を受けたときは、速やかに住民に周知し、適切な避難対策を行う。

2 被災建築物等への対応

（１） 市は、被災建築物や被災宅地等について、余震による倒壊や物の落下、地盤の崩壊等の二次災害を防止するため、被害建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士等により応急危険度判定を行う。その結果、危険度が高いと判断された場合、建築物や宅地への立入制限をする等の適切な二次災害防止対策を行う。

（２） 住民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、倒壊、附属物の落下等の危険がある建築物又は工作物による被害の発生又は拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避難し、又は危険建築物等に近づかないものとする。また、その場合において、危険建築物等の所有者又は管理者は、必要に応じて当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努めるものとする。

（３） 市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

3 高潮、波浪等の対策

市は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、その管理する海岸保全施設等の点検を行い、応急工事など必要な応急対策を行う。

また、市は、災害の発生のおそれがあるときは、速やかに適切な避難対策を行う。

4 環境汚染への対策

市は、香川県が実施する大気汚染の調査や公共用水域における水質汚濁の調査等に基づき、香川県から住民に対する情報提供等の要請があったときは、周辺地域の住民に対して、大気汚染、水質汚濁に関する情報の提供を行う。

第28節 危険物等災害対策計画

地震により、危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等の施設に事故が発生し、又は発生するおそれがあるとき、地域住民、従業員等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	市（総務班）、三観広域消防本部、香川県（危機管理課、環境管理課、薬務感染症対策課）、香川県警察本部、香川労働局、中国四国産業保安監督部四国支部、坂出海上保安署
--------	---

1 事業者の応急対策

- （１） 地震発生時には速やかに関係施設の緊急点検を実施し、危険物等による事故が発生するおそれがあるときは、直ちに、市、警察等に通報するとともに、事故の発生又は拡大防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡する。
- （２） 大規模な事故が発生したときは、災害の拡大防止のため、速やかに的確な応急措置及び応急点検等必要な対策を講じるものとする。
- （３） 事故に伴い火災が発生したときは、速やかに状況を把握し、消防機関と協力して自衛消防組織等により迅速に消火活動を行う。

2 市及び三観広域消防本部の応急対策

- （１） 地震により危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、香川県及び関係機関に通報する。
- （２） 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- （３） 負傷者が発生したときは、市内の医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- （４） 市は、事故発生地及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行うとともに、必要に応じて、指定避難所等において食料、飲料水等を提供する。
- （５） 危険物等関係施設に事故が発生したときは、市は、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、事業者に対する応急措置命令、施設の緊急使用停止命令等の適切な応急対策を講じる。
- （６） 被害の規模が大きく、市のみでは対処できないときは、香川県又は他市町に応援を要請する。また、必要に応じて、香川県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

【参考資料】

- 5－1 危険物施設
- 5－2 高圧ガス関係事業所
- 5－3 火薬類関係営業者
- 5－4 毒物劇物営業者

第29節 ボランティア受入計画

災害時において、ボランティアが救援活動等で大きな役割を果たすことから、その活動が円滑かつ効率的に行えるよう、ボランティアの受付、調整等必要な支援活動を行う。

主な実施機関	市（介護福祉班、支所総務班）、香川県（男女参画・県民活動課、危機管理課、健康福祉総務課）、三豊市社会福祉協議会、香川県社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部
--------	--

1 受入体制の整備

- (1) 市は、災害が発生したとき、速やかに三豊市社会福祉協議会にボランティア活動の必要性の有無について判断するための被災状況の情報等の提供を行うとともに、協議を行う。
- (2) 三豊市社会福祉協議会は、被災状況に応じて、協定に基づき三豊市災害ボランティアセンターを設置し、市や関係団体等の連携協力のもと、ボランティア活動を支援する。
- (3) 香川県社会福祉協議会及び日本赤十字社香川県支部は、被災状況に応じて香川県災害ボランティア支援センターを設置し、被災地での状況調査等の情報を収集するとともに、関係団体、機関の連携協力のもと、三豊市災害ボランティアセンターの活動を支援する。
- (4) 市は、速やかにボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、香川県災害ボランティア支援センターの設置及び三豊市災害ボランティアセンターの活動等について協力するとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、またボランティアの生活環境について配慮するものとする。
- (5) 市は、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる三豊市災害ボランティアセンターへの災害状況の情報提供に努めるとともに、活動に必要な施設、設備等の提供のほか、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努めるとともに、活動に必要な資材の調達等の支援活動を行う。

2 ボランティアの受入方法

- (1) 三豊市災害ボランティアセンターは、ボランティアの受入体制が整い次第、市内を対象に三豊市災害ボランティアセンターの設置の周知及びボランティア募集を呼びかけるとともに、香川県災害ボランティア支援センターに情報提供を行う。
- (2) 香川県災害ボランティア支援センターは、三豊市災害ボランティアセンターからの情報提供を受け、報道機関、ホームページなどを通じて、災害ボランティア活動の広報を行うとともに、関係団体に協力を呼びかける。
- (3) 三豊市災害ボランティアセンターは、被災地のニーズの把握に努め、ボランティア活動に参加を希望する個人又は団体を受け付け、被災地に派遣するなど、被災地の支援活動を行う。

3 ボランティアの活動分野

- (1) 香川県災害ボランティア支援センターの主な役割
 - ・ 災害ボランティア情報の収集、発信
 - ・ ボランティアと香川県等との連絡、調整

- ・ 活動資材の調整
 - ・ 三豊市災害ボランティアセンターへの支援
 - ・ その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等
- (2) 三豊市災害ボランティアセンターの主な役割
- ・ 被災地のボランティアニーズの把握
 - ・ 被災地へのボランティアの派遣
 - ・ ボランティア情報の収集、発信
 - ・ ボランティアと市等との連絡、調整
 - ・ ボランティアへの対応
 - ・ その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等

4 その他ボランティアへの対応

- (1) 砂防、危険度判定、外国語通訳など専門知識、技術を有する専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が中心となって、受入れ、派遣等に係る調整を行う。
- (2) 市は、香川県と連携し、香川県災害ボランティア支援センター及び三豊市災害ボランティアセンターを窓口として全国規模の災害ボランティアネットワークと連携し、その機能の積極的な活用を図り、被災地の情報発信や各種の協力要請などを行う。

【参考資料】

- 2-63 三豊市災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書
(社会福祉法人三豊市社会福祉協議会)

第30節 要配慮者応急対策計画

災害において、高齢者、障害者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の安全確保を図るため、市、香川県及び防災関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、年齢、性別、障害の有無といった要配慮者の事情から生じる多様なニーズに十分配慮した応急活動を行う。

主な実施機関	市（情報班、介護福祉班、子育て支援班）、香川県（国際課、危機管理課、健康福祉総務課、長寿社会対策課、子ども政策推進局、障害福祉課）、三豊市社会福祉協議会
--------	--

1 高齢者、障害者、難病患者等対策

- （１） 市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、直ちに避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用するなどして、避難行動要支援者の安否確認、被災状況等の把握に努める。
- （２） 市は、難病患者への対応のため、香川県との連携を図る。
- （３） 市は、援護が必要な者を発見したときは、医療機関・避難所への移送、施設への緊急入所などの措置を行う。また、居宅での生活が可能な者については、居宅サービスニーズの把握等を行う。
- （４） 市は、香川県及び関係団体等の協力を得ながら、居宅や避難所、仮設住宅等で生活している援護が必要な高齢者、障害者、難病患者等への医療やホームヘルプサービス、デイサービスなどの居宅サービスを早急に開始できるよう努める。また、車椅子、障害者用携帯便器など必要な機器や物資の提供に努める。
- （５） 市は、被災により、居宅、指定避難所等では生活ができない要配慮者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。
- （６） 市及び香川県は、災害に関する情報、医療・生活関連情報等が高齢者、障害者、難病患者等に的確に伝わるよう、掲示板、ファクシミリ等の活用、報道機関等の協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。また、手話奉仕員、点訳奉仕員、要約筆記奉仕員等の確保に努める。

2 児童対策

- （１） 市は、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見したときの保護及び子ども女性相談センター等への通報についての協力を呼びかける。
- （２） 市及び香川県は、被災により保護を必要とする児童を発見したときは、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童福祉施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。
- （３） 香川県は、被災した児童の心的外傷後ストレス障害に対応するため、子ども女性相談センター等においてメンタルヘルスケアを行う。
- （４） 市及び香川県は、関係団体の協力を得ながら、被災により保護者が災害復旧等を行うため一時的に保育が必要な児童等を保育所等において保育できるよう、緊急一時保育の実施体制の整備に努める。

3 外国人対策

- (1) 市は、必要と認められるときは、通訳ボランティア等の協力を得て、外国人の安否確認、避難誘導等を行う。
- (2) 市及び香川県は、報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。情報等の提供に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることに配慮する。
- (3) 市は、指定避難所等に相談窓口等を開設し、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握する。
- (4) 市は、通訳ボランティア等の派遣が必要な場合には、香川県を通じて関係団体等に派遣を要請する。
- (5) 市は、外国人の安否情報を香川県に報告する。
- (6) 市は、香川県と公益財団法人香川県国際交流協会が香川県災害時多言語支援センターを設置した場合には、香川県を通じて、外国人の避難状況に関する情報提供や必要な支援に関する要請を行い、同センターは、多言語及びやさしい日本語による災害関連情報の提供、翻訳・通訳の支援及び関係機関との連絡調整、外国人住民からの相談・問い合わせへの対応を行う。

4 社会福祉施設等の対応

- (1) 社会福祉施設等は、公共的機関として、利用者の安全確保を図ることはもとより、避難所としての機能を求められるため、市、香川県等の協力を得て、早急に施設機能の回復を図るとともに、関連施設、ボランティア等との連携のもとに、可能な限り余裕スペース等を利用して、高齢者、障害者、難病患者等の緊急一時受入れを行う。
- (2) 市及び香川県は、ライフラインの優先的復旧、飲料水、食料、生活必需品等の補給、マンパワーの確保など、社会福祉施設等の機能維持に努める。

5 香川県災害派遣福祉チーム（DWA T）

- (1) 市は、大規模災害が発生した場合、必要により、香川県に香川県災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣要請を行う。
- (2) DWA Tは、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の指定避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の業務を行う。
 - ・ 指定避難所等の福祉ニーズ把握
 - ・ 要配慮者のスクリーニング
 - ・ 要配慮者からの相談対応
 - ・ 介護を要する者への応急的な支援
 - ・ 避難環境の整備

6 配慮すべき事項

市及び香川県は、要配慮者対策を行うに当たって、次の事項について特に配慮する。

- (1) 多様なメディアによる手話通訳、外国語通訳等を活用したきめ細やかな情報提供
- (2) 自主防災組織、民生委員・児童委員、住民等の協力による避難誘導
- (3) 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じた対応
- (4) おむつ、補装具等生活必需品や粉ミルク、やわらかい食品等食事についての配慮

- (5) 手話通訳者や要約筆記ボランティア等の協力による生活支援
- (6) 巡回健康相談、栄養相談等の重点実施や継続的なこころのケア対策の実施
- (7) 医療福祉等総合相談窓口の設置
- (8) 津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討

【参考資料】

- 2-37 災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書（社会福祉法人三豊広域福祉会）
- 2-38 災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書（社会福祉法人鶴足津福祉会）
- 2-39 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（医療法人社団十仁会）
- 2-40 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（医療法人社団純心会）
- 2-41 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人慶生会）
- 2-42 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人詫間福祉会）
- 2-43 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人愛幸会）
- 2-44 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人鶴足津福祉会）
- 2-45 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人豊中福祉会）
- 2-46 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人三野福祉会）
- 2-47 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人尽誠福祉会）
- 4-15 土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設一覧

第3 1 節 被災動物の救護活動計画

災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに指定避難所に同行避難してきたり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。

市は、災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、避難所等での動物の適正な飼養管理や保護収容、治療等の確（スムーズ）に実施できるよう、香川県等関係機関や(公社)香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。

主な実施機関	市（環境衛生班、農林水産班）、香川県（生活衛生課、保健所、畜産課）、中国四国地方環境事務所、(公社)香川県獣医師会、動物愛護団体等
--------	---

1 同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割）

災害時に指定避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、指定避難所ごとに作成したルールと指定避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。

2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保した上で、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。

市は、災害発生時に、特定動物の飼い主に対して、特定動物に関する情報の収集や発信を行い、関係機関と連携しながら当該動物に係る危害発生の防止を図る。

3 指定避難所における動物の適正飼養対策

市は、香川県等と協力して、指定避難所での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、指定避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、指定避難所で動物が適正に飼養できるための必要な措置をとるよう努める。

香川県は、指定避難所に飼っている動物とともに同行避難した飼い主に対して、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養についての指導、助言を行ない、(公社)香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、動物の飼い主や、指定避難所設置主体に対して支援を行う。

4 被災動物救護活動対策

市は、災害時には、香川県、(公社)香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協働して、指定避難所に同行避難した、あるいは飼い主とはぐれ、又は負傷した被災動物に対して、それぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。

また、市は、香川県と連携を図り、各指定避難所を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。

第32節 水防活動計画

津波による災害が発生し、又は発生が予想されるときは、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防活動を行う。

主な実施機関	市（総務班、農林水産班、建設港湾班）、香川県（土地改良課、水酸課、河川砂防課、港湾課）、四国地方整備局、消防団
--------	---

1 水防活動

- （１） 市及び香川県は、それぞれの水防計画において、津波に係る水防活動についてすみやかに定めるものとする。
- （２） 河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、河川に関する情報の提供など市が行う水防のための活動に協力するものとする。
- （３） 市は、津波災害の発生が予想されるときは、（１）で定める水防計画により水防体制をとるものとする。
- （４） 河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、津波災害の発生が予想されるときは、水防計画に定めるところにより適切な操作を行い、被害の軽減、防止に努める。
- （５） 津波の発生時における水防活動に従事する者は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。
- （６） 津波に係る水防活動にあたっては、避難誘導等にあたる者の避難時間を確保したうえで、活動を実施するものとする。

【参考資料】

- 2－67 陸閘の管理に関する協定書（香川県）
- 7－2 消防団現勢
- 7－5 水防倉庫等一覧

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧復興基本計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、市が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担のもと、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

また、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、香川県等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれかにするか検討を行い、よりよい地域社会を目指した復旧・復興の基本方針を定めるものとする。

主な実施機関	市（各課）、香川県（全部局）、防災関係機関
--------	-----------------------

1 原状復旧

- (1) 市、香川県及び防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画等を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うものとする。
- (2) 市、香川県及び防災関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点等から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- (3) 市又は香川県は、指定区間外の国道、県道または自らが管理する道路と交通上密接である市道について、工事の実施体制等の実情を勘案して、国（国土交通省）に、権限代行制度による支援を要請する。
- (4) 市は、市長が管理を行う一級河川または二級河川以外の河川で市長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は、災害復旧事業に関する工事について、工事の実施体制等の実情を勘案して、国（国土交通省）に、権限代行制度による支援を要請する。
- (5) 市及び香川県は、災害が発生した場合において、一級河川若しくは二級河川又は市長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、河川の維持の実施体制等の実情を勘案して、国（国土交通省）に権限代行制度による支援を要請する。

2 計画的復興

- (1) 市及び香川県は、大規模な震災により壊滅的被害を受けた被災地の再建については、都市構造や産業基盤等の改変を伴う高度かつ複雑な大事業となることから、この事業を円滑かつ速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関と調整しながら計画的に復興を進めるものとする。
- (2) 市及び香川県は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、作成した復興計画に基づき、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。なお、復興計画の作成に際しては、地域コミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑みて、その維持・回復や再構築に十分配慮とともに、復旧復興のあらゆる場に女性や障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進す

るものとする。

- (3) 市及び香川県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、地震・津波に強いまちづくりについてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。
- (4) 市及び香川県は、地震に強いまちづくりに当たっては、必要に応じて、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。
- (5) 市及び香川県は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取り組みを推進する。
- (6) 香川県警察本部は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第2節 公共施設等災害復旧計画

被災した公共施設の管理者は、応急措置を講じた後に、各施設の原形復旧に併せて再度災害の防止のため必要な施設の新設又は改良を行う事業計画を立て、早期に復旧事業が完了するよう努める。

主な実施機関	市（各課）、香川県（全部局）
--------	----------------

1 災害復旧事業の種別

市及び香川県は、それぞれが管理する公共施設の被害の程度を十分調査・検討し、おおむね次の災害復旧事業計画を速やかに作成するものとする。

（1）公共土木施設災害復旧事業計画

- ①河川 ②海岸 ③砂防設備 ④林地荒廃防止施設 ⑤地すべり防止施設
⑥急傾斜地崩壊防止施設 ⑦道路 ⑧港湾 ⑨漁港 ⑩公園

（2）農林水産業施設災害復旧事業計画

（3）都市災害復旧事業計画

（4）水道施設災害復旧事業計画

（5）公営住宅災害復旧事業計画

（6）社会福祉施設災害復旧事業計画

（7）公立医療施設災害復旧事業計画

（8）公立学校施設災害復旧事業計画

（9）その他の災害復旧事業計画

2 災害復旧事業に係る資金の確保

市及び香川県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助の申請、起債の協議又は許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにする。

3 激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、速やかに被害の状況を調査し、早期に激甚災害の指定を受け、災害復旧が円滑に行われるようにするため、市は、香川県が行う激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第3節 被災者等生活再建支援計画

被災者等の生活再建が速やかに図られるよう、生活相談、災害弔慰金等の支給、生活資金等の貸付け、税の減免及び納税の猶予、応急金融対策、雇用対策など必要な措置を講じる。

主な実施機関	市（関係各課）、香川県（広聴広報課、くらし安全安心課、税務課、みどり整備課、健康福祉総務課、経営支援課、労働政策課、農業経営課、水産課、住宅課）、四国財務局、高松国税局、香川労働局、四国経済産業局、日本銀行高松支店、三豊市社会福祉協議会、香川県社会福祉協議会
--------	---

1 生活相談・情報提供

- (1) 市及び香川県は、国や金融機関等が設置する相談窓口の開設に協力するとともに、被災者等からの幅広い相談に応じるため、自らも総合的な情報提供及び相談窓口を開設し、必要に応じて、香川県、防災関係機関と連携して相談業務を行う。
また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- (2) 市及び香川県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。
- (3) 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

2 被災証明・罹災証明書の交付

- (1) 早期交付のための体制確立
市は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者から申請があれば速やかに被災証明を交付する。
また、災害による住家等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付体制を確立し、速やかに、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。
なお、市及び香川県は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。
- (2) 交付状況等の把握及び課題共有等に関する調整
香川県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町間の調整を図るものとする。
- (3) 体制確立に向けた平時の取組み等
市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の

交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。併せて、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

また、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

香川県は、市町担当者の研修の充実や、育成した担当者名簿の作成、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等を通じて市の支援体制強化を図るものとする。

3 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や支援措置の実施状況、配慮に要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、香川県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

4 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け

(1) 市は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び市の条例に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

(2) 市は、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

(3) 市は、必要に応じ、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けについて、香川県に対して、助言及び助成を要請する。

5 生活福祉資金の貸付け

民生委員・児童委員及び三豊市社会福祉協議会は、被災した低所得者等の生活再建を支援するために、香川県社会福祉協議会の協力を得て、予算の範囲内において、生活福祉資金貸付制度による災害援護資金等の各種貸付けに協力する。

6 被災者生活再建支援金の支給

市及び香川県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、その生活の再建を支援し、もって住民の安定と被災地の速やかな復興を資するため、被災者生活再建支援金の支給のための手続を行う。(支援金の支給は、都道府県からの委託先である(公財)都道府県センターが行う。)

7 税の減免及び納税の猶予等

市、香川県及び国は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、税の減免、納税の猶予及び納期限等の延長措置を、被災の状況に応じて講じる。

8 国民健康保険税等の減免等

市は、被災した国民健康保険の被保険者に対して、必要に応じて医療費の一部負担金や保険料等

の減免、徴収猶予等の措置を講じる。

9 応急金融対策

(1) 現金供給の確保及び決済システムの維持

日本銀行高松支店は、現金の供給安定と決済機能維持のため、必要な措置を講じる。また、被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとり、輸送及び通信の確保を図る。

(2) 金融機関の業務運営の確保

被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じる。また、日本銀行高松支店及び四国財務局は、このための要請を行う。

(3) 非常金融措置の実施

四国財務局及び日本銀行高松支店は、協議のうえ、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と連携を図り、民間金融機関（保険会社を含む。）に対し、必要と認められる範囲内で、次の措置を適切に運用するものとする。

① 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した措置を講じることを要請する。

② 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

- ・ 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者については、罹災証明書の呈示その他実情に即する簡易な確認方法をもって、預貯金の払戻の利便を図ることを要請する。
- ・ 事情やむを得ないと認められる被災者等に対して、定期預金、定期積立等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応じる等の措置を講じることを要請する。

③ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても配慮することを要請する。また、窓口営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預金の払戻を行う等被災者の便宜を考慮した措置を講じることを要請する。

④ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払については、できるかぎり迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込みについては、契約者の罹災状況に応じて、猶予期間の延長を行う等の措置を講じることを要請する。

⑤ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じたときは、当該営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段で告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底することを要請する。

⑥ 損傷日本銀行券等に関する措置

損傷日本銀行券及び貨幣の引換について、実情に応じて必要な措置を講じることを要請する。

10 雇用対策等

(1) 被災者に対する職業斡旋

- ① 公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、臨時職業相談窓口の設置、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等の措置を講

じ、離職者の早期再就職への斡旋を行う。

- ② 香川県は、公共職業安定所と連携し、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を把握するとともに、職業相談、職業紹介を実施し、早期再就職への斡旋を行う。

(2) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

- ① 公共職業安定所は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。
- ② 公共職業安定所は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 25 条に規定する措置を適用した場合は、災害による休業のため、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず就労することができず、賃金を受け取ることができない雇用保険の被保険者に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

(3) 労働保険料等の納付の猶予

香川労働局は、災害により労働保険料等を所定の期限までに納付することができないと認められる事業主に対して、保険料等の納付の猶予措置を講じ、また、納付猶予期間については、延滞金や追徴金を徴収しない。

1 1 職業訓練の実施

県は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、職業訓練の受講希望者に対して、必要な職業訓練を行う。

1 2 生活関連物資の供給確保及び価格安定対策

(1) 生活関連物資の供給状況及び価格動向の調査・監視及び情報提供

香川県は、職員等による店頭での供給状況、価格動向等の聴取り調査等を行い、広く情報を収集する。また、必要に応じて業界事情聴取を行い、供給状況等の正確な情報の把握に努める。

これにより得られた情報は、適宜、広報誌等を通じて香川県民に提供する。

(2) 関係機関との連携

市は、香川県との連携を密にし、関係事業者団体等に対して必要物資の円滑な供給などの協力要請を行う。

(3) 生活関連物資に関する緊急措置

市は、住民の生活に重要な生活物資に需給の逼迫、価格高騰などの異常がある場合には、香川県に対し、香川県消費生活条例による指定物資として立入検査、勧告などを要請する。

(4) 国に対する協力要請

香川県は、経済秩序が全国的に混乱し、社会生活に重大な影響を及ぼす事態が予想される場合には、国に対して緊急措置の実施の要請を行う。

1 3 被災中小企業者の復興支援

- (1) 市及び香川県は、あらかじめ商工会・商工会議所と連絡体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

- (2) 香川県は、被災した中小企業者に対する資金対策として、一般金融機関及び政府系金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証等が、迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

1 4 被災農林漁業者の復興支援

香川県は、被災した農林漁業者又はその組織する団体に対して、復旧を促進し農林漁業の生産力

の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、株式会社日本政策金融公庫法等に基づき融資が受けられるよう必要な措置を講じる。

また、農林水産業共済団体に対して、補償業務の迅速、適正化を図るとともに早期に共済金の支払ができるよう指導する。

15 恒久住宅への円滑な移行に向けた取組

市及び香川県は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、既存公営住宅への正式入居をはじめ、円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

16 一般廃棄物処理手数料の減額又は免除

市は、災害により被害を受けた世帯からの申出により、一般廃棄物処理手数料（ゴミ袋・粗大ゴミ・し尿）等の減額及び免除を行う。

【参考資料】

17-7 被災者生活再建支援金制度の概要

第4節 義援金等受入配分計画

市は、香川県、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、香川県民及び他の都道府県等から寄託された義援金等を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受付、保管、配分等の業務を円滑かつ公正に実施する。

主な実施機関	市（福祉課、会計課）、香川県（健康福祉総務課）、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会
--------	--

1 義援金等の受付及び保管

- （１） 香川県は、県に寄託された義援金・義援物資及び香川県知事あての見舞金の受付を行い、義援物資については、所有する施設等を使用し、配分するまでの間の一時保管を行う。
- （２） 香川県は、可能な範囲で関係機関等の協力を得ながら、義援物資ごとの受入希望の有無を記載したリストを作成し、報道機関等を通じて当該リストと配分先を公表する。なお、需給状況に応じ、リストは逐次改定を行う。
- （３） 香川県は、義援物資の送付に当たっては、被災地のニーズに応じた物資であること、梱包時に品名を明示し、円滑な仕分けに配慮した方法とするよう周知するものとする。
- （４） 市は、義援金・義援物資の受入体制を確立しておく。
- （５） 日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、それぞれに寄託された義援金の受付を行う。

2 義援金等の配分等

- （１） 義援金の市に対する配分は、義援金収集体等で構成する第三者機関である配分委員会で決定する。その際、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなど、迅速な配分に努める。
- （２） 日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、配分委員会に参画し、受け付けた義援金の市に対する配分を、配分委員会で決定する。
- （３） 義援物資の市に対する配分は、香川県が決定し、市の指定する場所まで輸送し、市に引き渡される。
- （４） 市は、香川県等から送付された義援金・義援物資を関係団体の協力を得て被災者に配分する。

3 義援金の募集

義援金の募集は、日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会が、募集方法、募集期間等を定めて実施する。

なお、全国的に募集する必要があると認められる場合は、日本赤十字社香川県支部にあつては本社を通じて各都道府県支部に、香川県共同募金会にあつては直接各都道府県の共同募金会に募集の依頼を行うものとする。

【参考資料】

- 17－8 義援金・義援物資の受入・配分マニュアル

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 推進計画の目的

この「南海トラフ地震防災対策推進計画」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市の地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

防災関係機関及び住民が、地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱は、地震・津波対策編第1章第2節「防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

3 南海トラフ地震の特徴

今世紀前半にも発生が懸念される南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①被害が極めて広域にわたること、②中でも津波被害が甚大なこと、③同時又は近接して二つの巨大地震が発生する可能性が高いことである。

南海トラフ地震（最大クラス）は、静岡県駿河湾から四国沖を経て日向灘に至る「南海トラフ」沿いで発生するマグニチュード9クラスの大規模な地震である。この地震により、三豊市において想定される最大震度は震度7であり、この揺れに伴い、地震発生直後に+20cmの海面上昇が生じるとされている。また、市内の主要な港等の最高津波水位は、詫間港では東京湾平均海面（T.P）3.0m、仁尾港では東京湾平均海面（T.P）3.3mに達すると予想されている。

4 南海トラフ地震への対応方針

（1）最大クラスの地震・津波への対応の基本的な考え方

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、広域にわたり強い揺れと巨大な津波が発生することであり、市は、香川県及び防災関係機関等と連携をとって計画的かつ速やかに、こうした特徴を十分踏まえた防災対策を推進する。

市は、市内の全ての住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。特に、自主防災組織の結成、住居（昭和56年以前建築）の耐震診断や必要な耐震改修の実施については、住民による自主的・主体的な取組が促進されるよう留意するものとする。

また、市は、南海トラフ地震等に関する相談を受ける窓口を設置する等具体的に住民等が地震対策を講じる上で必要となる知識等を与えるための体制の整備に努めるものとする。特に、津波浸水予測地域の住民に対して、震度や浸水区域などに関する正確な情報が伝わるよう配慮するものとする。

（2）津波への対応

香川県が実施した津波被害想定調査の結果、瀬戸内海沿岸においても津波が押し寄せ、香川

県沿岸でも被害が発生する可能性がある。

このため、海岸構造物等の点検や整備、津波避難計画や津波ハザードマップの作成、津波避難に関する意識啓発や訓練の実施など被害軽減のための対策を推進する。

(3) 広域な被害への対応

関東地方から四国・九州の太平洋側を中心にして、広範囲において甚大な被害が予想され、これに伴い、連絡の途絶、物資や人的資源の不足、経済活動の低下など大きな影響が想定され、国家的な応援体制が必要となる。

一方、国の被害想定では、香川県の被害は太平洋沿岸各県に比べれば軽いため、ボランティアや自衛隊など香川県外からの応援が期待できない、物資等が十分に入ってこないなどの事態が考えられる。

このため、今後、自主防災組織の活動強化や備蓄の推進など地域防災力の強化に向けた取組が重要となる。

(4) 時間差発生への対応

南海トラフ地震について、過去の事例によると、同時に発生（1707年宝永地震）したと思われるもののほか、32時間の間隔において発生した事例（1854年安政東海地震・安政南海地震）、約2年間の間隔において発生した事例（1944年東南海地震・1946年南海地震）などがある。

このように、南海トラフで発生する地震には多様性があり、大きな地震が発生した後、時間差を置いて再び大きな地震が発生する可能性があるため、その間にどのような事態が発生するのか、また、市や防災関係機関、住民等は何をなすべきか、何ができるのか、これらを考慮し、防災対策を推進する。

(5) 複合災害への対応

南海トラフ地震は海溝型地震であり、沿岸部では揺れと津波による被害が発生する。

つまり、地震の揺れと液状化により海岸構造物等が機能しなくなったところへ津波がきて被害が拡大したり、揺れに伴う建物倒壊により下敷きになったところへ津波がきて死者が発生するなどのおそれがある。

このため、地震と津波による複合災害の発生に対して、十分な対策を講じるものとする。

第2節 災害対策本部の設置等

1 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定しうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに三豊市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

(2) 設置場所

災害対策本部の設置場所は、本庁舎東側、危機管理センター内とする。

ただし、被害状況により危機管理センター内に設置できないときは、豊中庁舎3階に設置する。

(3) 解散

本部長は、災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。

2 災害対策本部の組織

地震・津波対策編 第3章第1節「活動体制計画」に定めるところによる。

3 動員配備体制

地震・津波対策編 第3章第1節「活動体制計画」に定めるところによる。

第3節 地震発生時の応急対策等

1 情報の収集及び伝達

(1) 被害規模の早期把握のための活動

- ① 市は、地震発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。
- ② 市は、消防団等の巡視活動を通じ被害状況を把握するとともに、119番通報の殺到状況等の情報を収集する。
- ③ 各部・各班において収集した情報は、本部事務局に集約する。情報の伝達及び広報は、関係各班との連携を図り、本部事務局、総務班、情報班が行う。

(2) 災害発生直後の被害の第1次情報の収集伝達

- ① 市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに香川県へ報告する。なお、香川県に報告できない場合は、直接消防庁へ被害情報を報告し、事後速やかにその旨を香川県に報告する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録等の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、香川県警察本部等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、三観広域消防本部は119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び香川県に報告する。

- ② 被害等の第一報は、原則として、災害等を覚知してから30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

(3) 一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達

市及び防災関係機関は、各種情報の収集伝達を行うとともに、情報の共有化を図る。

- ① 市は、被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を香川県に連絡する。また、香川県の実施する応急対策活動状況等の連絡を受ける。
- ② 市は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて香川県及び防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。

(4) 被害状況等情報収集の分担

市内の被害状況等の調査に当たっては、各班が実施すべき情報収集の担当表を定め、香川県、関係団体等の協力を得て実施する。

(5) 収集する情報の種類

【災害発生直後】

項 目	収集内容	担 当
1 概括的被害情報	①人的被害や住家被害の発生状況	
	②二次災害危険の状況	
	③道路、港湾、交通機関の被害状況	
	④地域コミュニティ協議会、自治会、自主防災組織からの情報	
	⑤出勤途上報告（勤務時間外の場合）	
2 ライフライン被害	①上下水道・浄化槽	
	②その他ライフライン（電話、ガス、電力）	
3 医療機関の死者・負傷者	①三豊・観音寺市医師会	
4 通報の状況	①119 番通報状況	
	②住民からの通報状況	
5 その他	①各避難所の避難者の状況	
	②本市施設・設備の損壊状況	
	③その他災害拡大防止措置	

【その後の段階】

項 目	収集内容	担 当
1 人的被害	死者、行方不明者の状況	
	負傷者の状況	
2 住家被害	全壊、半壊等の状況	
	浸水の状況	
	火災の状況	
3 非住家被害	公共（市有）建築物	
	その他	
4 被災者	被災者、被災世帯数	
	生活必需物資の配布状況	
	救護所の設置・開設状況	
5 避難状況	避難指示、警戒区域の認定状況	
	避難所の設置状況	
	避難者の状況	
6 火災	火災の発生状況	
7 ライフライン	上水道、下水道の復旧状況	
	電話、ガス、電気の復旧状況	

項 目	収集内容	担 当
8 その他	農地被害の状況	
	文教施設の被害状況	
	医療機関等の被害、開設状況	
	道路、橋りょうの被害及び復旧状況	
	河川、港湾の被害及び復旧状況	
	がけ崩れの状況	
	公共交通機関（鉄道、船舶等）の状況	
	災害ごみの状況	
9 被害額	市有施設	
	農林水産施設・設備	
	農林業、商工業	
	公共土木施設	

（６） 防災関係機関

防災関係機関は、その所管する施設等で被害が発生した場合、及び災害応急対策実施上重要な情報を入手した場合は、必要に応じ地図を添付した上で、被害状況、応急対策実施状況、復旧見込み等について、香川県及び災害対策本部へ遅滞なく報告するものとする。

（７） 災害時の通信連絡

- ① 災害情報の収集伝達は、最も迅速かつ的確な手段を利用するものとし、市防災行政無線が使用できないときは、状況に応じ、次の通信手段のうち、いずれかを利用して行う。

ア 香川県防災行政無線、香川県防災情報システム

イ 加入電話（携帯電話）

ウ 消防無線

エ 警察無線

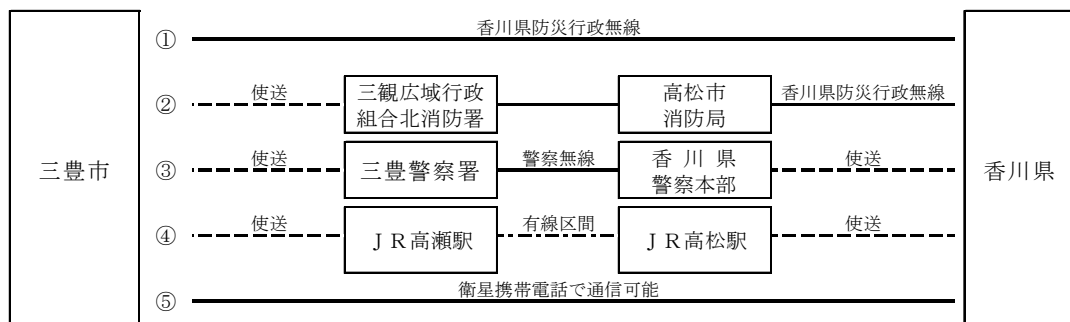
オ アマチュア無線

カ その他防災関係機関の無線設備

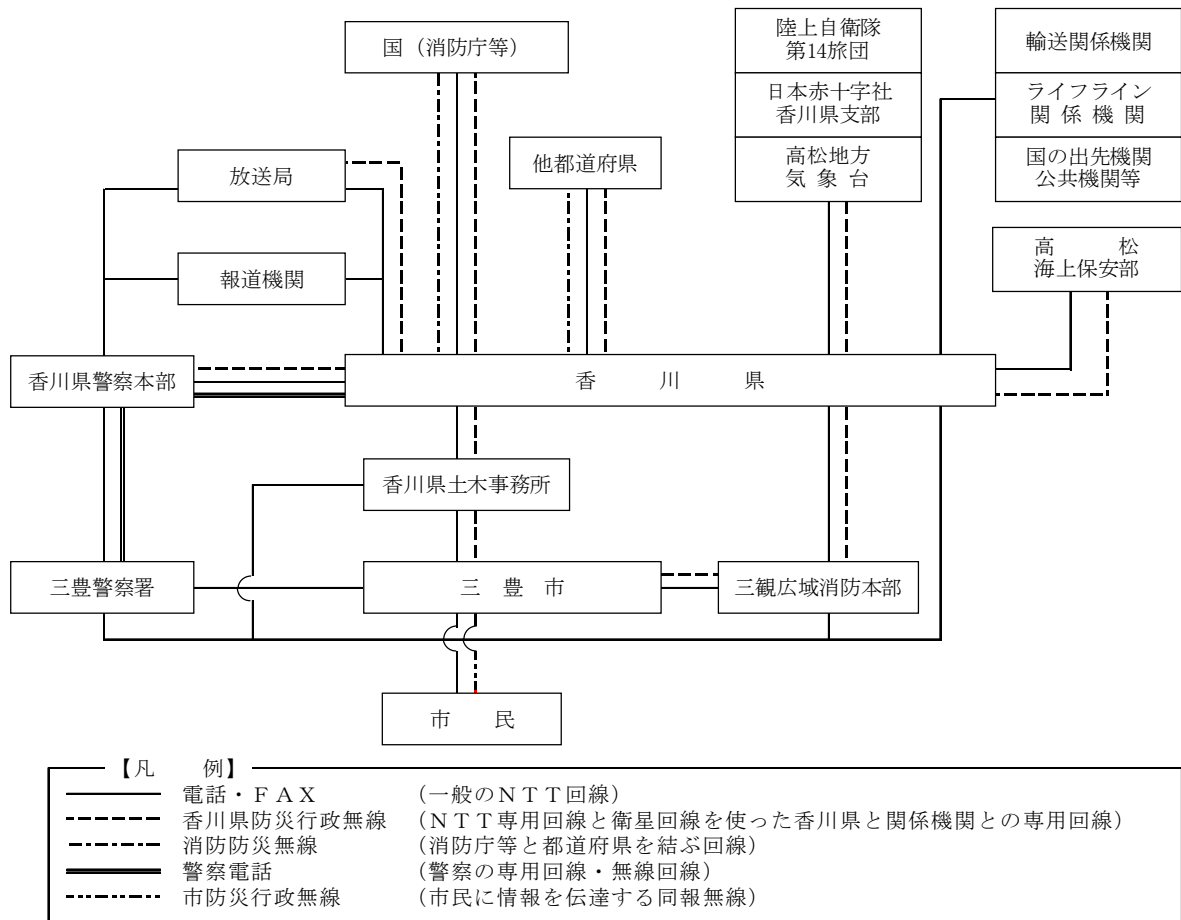
② 通信途絶時の対応

市は、有線電話・各種無線施設による通信が困難な場合、情報通信連絡員を確保し、連絡員による避難所と災害対策本部との連携、連絡途上における被害状況の把握に努める。

また、本市と香川県との通信が途絶したとき、「香川県地方通信ルート」により、次のとおり通信手段を確保するものとする。（①は通常通信ルート、②～⑤は非常通信ルート）



【災害時通信連絡系統図】



(8) 施設の緊急点検・巡視

必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被害状況等の把握に努めるものとする。

(9) 二次災害の防止

市は、余震又は降雨等による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物（一般住宅を含む。）が安全であるかどうかの応急危険度判定を行う。本市で対応できない場合は、香川県へ要請し、応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士等の協力を得て実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとるものとする。

【参照】 第3章第27節 二次災害防止対策計画

(10) 消火、救急救助活動

① 消火活動

市及び三観広域消防本部は、延焼火災の状況、消防ポンプ自動車等通行可能道路の状況、消防水利に関する情報を収集するとともに、防災関係機関と密接な連絡をとりながら、消防活動を実施する。

② 応援要請

市及び三観広域消防本部の消防力では対応できない場合は、消防相互応援協定に基づき、他市町に応援を要請する。さらに、これらの消防力をもってしても対処できない場合は、香川県を通じて、国へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

【参照】 第3章第11節 消防活動計画

③ 救急救助活動

市及び三観広域消防本部は、救急救助を必要とする状況を把握し、警察等関係機関と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携し救急活動を実施する。また、被害状況、救急救助活動状況等を把握し、香川県を通じて、国に報告する。

【参照】 第3章第9節 救急救助計画

(11) 医療活動

① 医療救護班の編成・派遣

市は、被害状況に応じ、地域の救護状況の把握に努めるとともに、三豊・観音寺市医師会及び西讃地域災害医療対策会議との連携により、必要な医療救護班を編成し確保する。

また、市は、単独では十分に医療救護活動が出来ない場合、香川県及び他市町などに災害派遣医療チーム（DMAT）や広域医療救護班の派遣等について応援を要請する。

② 応急救護所の設置

市は、地域性、建物の耐震性、収容能力、機能性等を考慮して応急救護所を設置する。

③ 救護病院

市は、三豊・観音寺市医師会や西讃地域災害医療対策会議等と連携を図り、医療救護の実施を要請する。

④ 広域救護病院

広域救護病院は、香川県医療救護計画に定める医療救護活動を行う。

⑤ 傷病者の搬送

重症患者の後方医療機関（必要に応じ、香川県外の医療機関）への搬送は、原則として消防機関が救急車で行うものとするが、救急車が確保できない場合又は緊急を要する場合等は、次により搬送するものとする。

- ・ 市又は医療救護班が確保した車両により搬送する。
- ・ 香川県に対して、防災ヘリコプターによる搬送を要請する。
- ・ 自衛隊に対して、ヘリコプター等による搬送を要請する。
- ・ 坂出海上保安署に対して、巡視船艇、ヘリコプター等による搬送を要請する。
- ・ 船舶等を借り上げ、海上搬送する。

⑥ 医薬品及び救護資機材の確保

市は、救護所等から医薬品等の供給要請があったときは、災害時用備蓄医薬品等を活用するとともに、あらかじめ定めている計画に基づき調達する。

医薬品等の不足が生じたときは、市は、香川県に調達又は斡旋を要請するものとする。

【参照】 第3章第10節 医療救護計画

(12) 物資調達

本市は、被災者及び災害応急対策に従事している者等に対し、災害発生時から、物資の流通が回復するまでの間の初期対応として、迅速に生活救援物資の供給を図るため、災害時緊急物資備蓄計画に基づき、計画的に実施するとともに、関係業界と災害時の生活物資等の供給について協定を締結し、その円滑な確保に努めるものとする。

【参照】 第3章第15節 食料供給計画

【参照】 第3章第16節 給水計画

【参照】 第3章第17節 生活必需品等供給計画

(13) 緊急輸送活動

① 輸送の対象

輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施等に配慮し、段階

的に実施する。

ア 第1段階

- ・ 救急救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ・ 消防、水防活動等災害防止のための人員、物資
- ・ 後方医療機関等へ搬送する負傷者等
- ・ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に必要な要員、物資等
- ・ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

イ 第2段階

- ・ 上記 アの続行
- ・ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ・ 被災地外に搬送する傷病者及び被災者

ウ 第3段階

- ・ 上記 イの続行
- ・ 災害復旧に必要な人員、物資
- ・ 生活必需品

② 輸送車両等の確保

運送手段として必要とする車両、船舶等については、次により確保する。

- ・ 市有車両の活用
- ・ 運送業者等(香川県トラック協会、香川県バス協会、香川県離島航路事業協同組合、船舶業者等)への協力要請
- ・ 香川県へ応援車両等の派遣要請
- ・ 他市町へ応援車両等の派遣要請
- ・ 香川県知事へ自衛隊の輸送車両等の派遣要請

③ 陸上交通の確保

ア 情報の収集

香川県、関係機関、香川県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、主要な道路及び道路施設の被害状況、復旧見込み等の緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。

イ 道路交通規制等

道路管理者は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡をとりながら交通の安全確保に努めるとともに、障害物の除去や緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、放置車両等の移動等の命令・移動等及び交通安全施設の応急復旧を行うものとする。

災害対策本部は、交通可能道路等の情報に基づき、緊急輸送路を選定する。

④ 海上交通の確保

香川県、坂出海上保安署、漁業協同組合等の協力を得て、詫間港を中心に港湾等の被害状況、航路等の異常の有無等の情報収集を行い、その状況を香川県に報告する。

⑤ 航空輸送の確保

緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、臨時ヘリポートを確保する。

【参考資料】 16-5 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場

⑥ 緊急輸送拠点等の確保

緊急物資、救援物資等の輸送を円滑に行うために、被災地の周辺に、警察等と協議のうえ、あらかじめ指定する物流拠点など物資の集積、選別、配送等を行う輸送拠点を確保する。

(14) 防疫及び保健衛生計画

被災地における感染症（食中毒を含む。）の流行を未然に防止するとともに、被災者の健康状態を良好に維持するために、健康相談、食品衛生の監視、栄養指導等の保健衛生活動を行う。

(15) 文化財保護

文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護管理体制を確立するとともに火災報知器、消火栓、貯水槽、防火壁等の防災施設の整備を促進する。

また、地震により文化財の被害が発生したときは、速やかに被害調査を実施し、香川県教育委員会等の協力を得て、被害拡大を防ぐための応急措置を講じるとともに、所有者等による復旧計画等について指導・助言を行う。

【参照】 第3章第23節 文教対策計画

2 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

① 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

② 香川県に対して管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

(2) 人員の配置

市は、人員の配備状況を香川県に報告し、必要に応じて、人員の派遣を香川県及び他市町へ要請する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

① 防災関係機関は、地震が発生した場合において、三豊市地域防災計画に定める災害応急及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

② 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

3 他機関等に対する支援要請等

(1) 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している支援協定は、

【参考資料】 2「協定一覧」のとおりである。

(2) 市は必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い、支援を要請するものとする。

(3) 自衛隊に対する災害派遣要請の手続等

① 市は、災害派遣を必要とする場合には、次の事項を記載した文書を香川県に提出し、災害派遣要請を行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。

- ・ 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ・ 派遣を希望する期間
- ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ・ その他参考となるべき事項

② 市は、通信の途絶等により、前記①の要請を行うことができないときは、直接自衛隊に通知するものとする。この場合、市は速やかにその旨を香川県に通知する。

③ 派遣部隊の業務

派遣部隊は、主として人命及び財産の保護のため、香川県知事、市長及び防災関係機関と

緊密に連携、協力して、次に掲げる業務を行う。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 連灘者等の搜索救助
- エ 水防活動
- オ 消火活動
- カ 道路又は水路の啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 通信支援
- ケ 人員及び物資の緊急輸送
- コ 炊飯及び給水
- サ 救援物資の無償貸与又は譲与
- シ 危険物の保安及び除去
- ス その他香川県知事が必要と認める事項

④ 派遣部隊の受入体制

市は、次に掲げる次項に留意し、派遣部隊の活動が十分に達成できるよう努め、派遣部隊と香川県及び市との連絡調整等の受入体制を整備する。

- ア 派遣部隊との連絡員を指名する。
- イ 到着後、派遣部隊の作業が速やかに開始できるよう必要な資材を準備する。
- ウ 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- エ 集結地（宿泊施設、駐車場等を含む。）、臨時離着陸場等必要な施設を確保するとともに、災害対策本部又はその近傍に自衛隊の連絡調整所（室）を確保する。

⑤ 災害派遣部隊の撤収

市は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、災害派遣部隊の撤収について、香川県知事と協議する。

⑥ 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

- なお、疑義が生じたとき又はその他必要経費が生じたときは、その都度協議する。
- ア 救援活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上料、運搬費、修理費等
- イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話等通信費等
- エ 救援活動の実施に際し生じた損害の補償
- オ 香川県が管理する有料道路の通行料

第4節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合等に気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」を活用し、人的・物的被害の軽減につなげるための防災対応をとることとする。

1 南海トラフ地震に関連する情報

(1) 南海トラフ地震に関連する情報の種類

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域から四国地域にかけて設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この2つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

【情報の種類とその発表条件】

情 報 名	発 表 条 件
南海トラフ地震臨時情報	○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合 ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※ すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

(2) 南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワード

「南海トラフ地震臨時情報」は、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記して発表される。

【付記するキーワードとその条件】

キーワード	キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○ 監視領域内(※1)でマグニチュード6.8以上(※2)の地震(※3)が発生 ○ 1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	○ 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード(※4)8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	○ 監視領域内(※1)において、モーメントマグニチュード(※4)7.0以上の地震(※3)が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。） ○ 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	○ 「巨大地震警戒」「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲（下図）



※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニ

チュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

2 南海トラフ地震臨時情報の伝達等

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、住民が迅速かつ適切に防災対応を実施するためには、同情報を速やかにかつ確実に住民に伝達する必要がある。

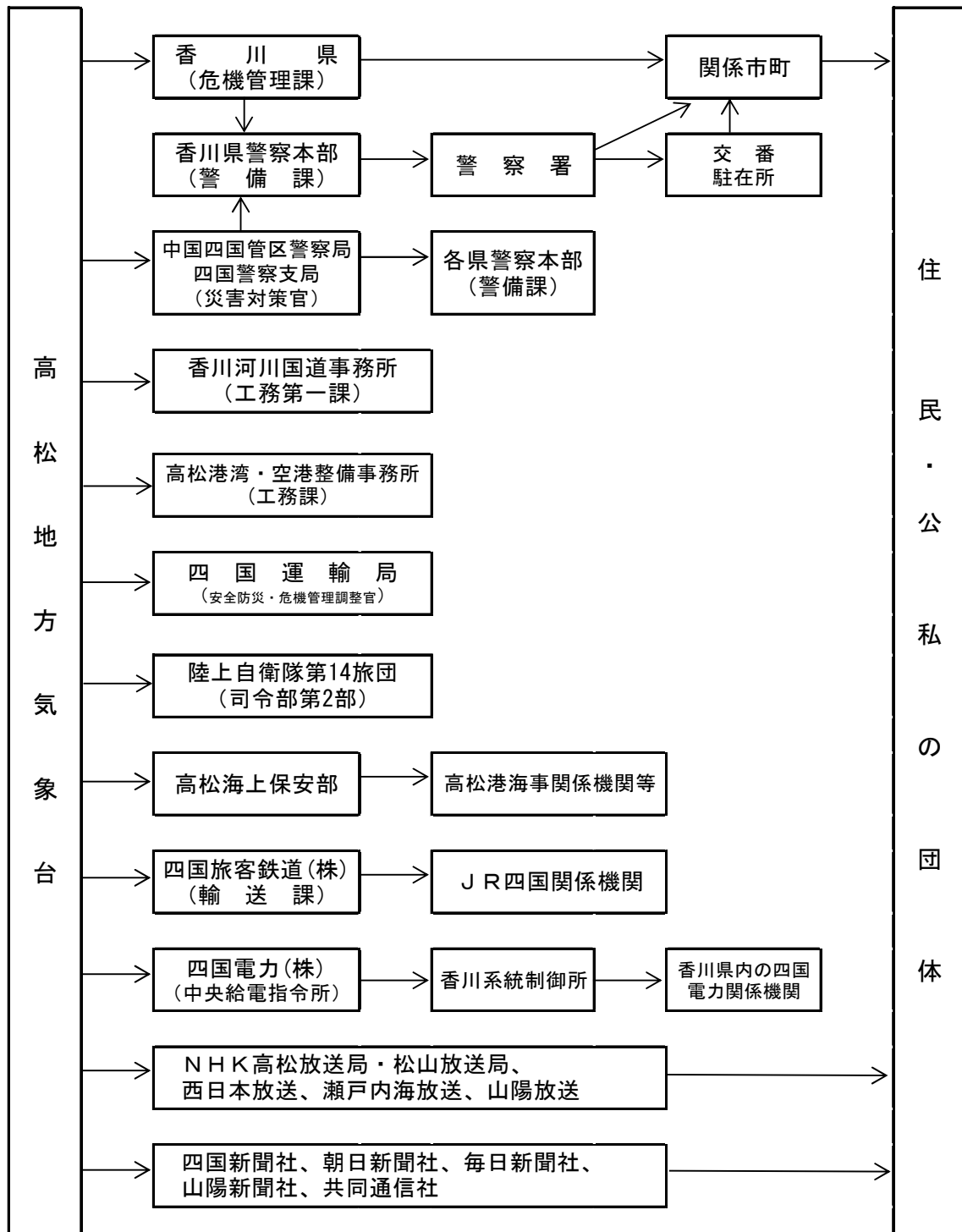
香川県は、市及び消防本部に速やかに同情報を伝達するとともに、防災情報メールや香川県ホームページ、SNSの活用など多様な伝達手段により住民に対する情報提供を行う。

市は、防災行政無線、香川県防災情報システムによるメール配信のほか、自治会や自主防災組織等を通じての連絡などを行う。

その際、「半割れケース」時等においては、地震や津波、被災状況等多様な情報が輻輳していることが想定され、そのような状況の中において「南海トラフ地震臨時情報」の発表を確実に伝達するためには、特に、報道機関と連携したテレビ、ラジオ等による適時適切な情報提供の実施が重要となる。

また、市、香川県及び防災関係機関は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時には、当該臨時情報の内容や、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、地域住民等からの各種問合せに対応するため総合的な窓口を開設する。

【南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達系統図】



3 情報収集・連絡体制

市、香川県及び防災関係機関は、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、組織内の各部署で情報を共有し、各種情報の収集体制を整備するとともに、災害対策本部が設置されていない場合にあっては、必要に応じて連絡会議等を開催する。

4 災害応急対策をとるべき期間等

市、香川県及び防災関係機関は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるモーメントマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

5 住民の防災対応

香川県防災対策基本条例の基本理念である「防災対策は、県民が自らの身は自らで守る自助を原則」とする考え方のもと、住民一人ひとりが「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応を検討・実施することを基本とし、市及び香川県は、想定される地震・津波の状況、「南海トラフ地震臨時情報」の内容など住民が防災対応を検討するために必要な情報を提供する。

また、市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合において、地震が発生してからの避難では、住民の身体に危険を及ぼすおそれがある場合など、後発地震による災害リスクが高い地域については、住民の事前避難を検討することを基本とする。

（1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒対応）発表時

① 日頃からの地震への備えの再確認等

住民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて一定期間、後発地震発生に注意し、できるだけ安全な行動をとることが重要である。

このため、市及び香川県は、同情報発表時に、住民があわてて食料や日用品を備蓄するなどの混乱が生じないように、日頃からの地震への備えについて機会を捉えて周知し、住民に必要な対策の実施を促すものとする。

② 後発地震に備えた事前避難

ア 避難検討対象地域

津波に限らず、水深が30cm以上になると人が歩行で避難することが困難となることから、「香川県地震・津波被害想定」における浸水深30cm到達時間予測図において、堤防崩壊等により30cm以上の浸水が30分以内に生じると想定される地域を避難検討対象地域とする。

イ 事前避難対象者

避難検討対象地域内の要配慮者を基本とする。

ウ 事前避難の期間

1週間を基本とする。

エ 「高齢者等事前避難対象地域」に対する「高齢者等避難」の発令

半割れケース（南海トラフの想定震源域内のプレート境界で、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生）の場合、最初の地震発生後に瀬戸内海沿岸部にも大津波警報の発表により、沿岸部の住民に対して「避難指示」が発令されることが想定されている。

上記ア～ウの考え方にに基づき、堤防崩壊等により30cm以上の浸水が30分以内に生じる地域を「高齢者等事前避難対象地域」とし、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除され

た後、同地域に対して、「高齢者等避難」を発令し、要配慮者については避難を継続する。

オ 避難方法等

高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者は、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除された後、安全に留意しながら、避難場所から避難所又は知人・親類宅等への移動を開始することを基本とする。

避難所は、指定避難所又は福祉避難所を基本とし、後発地震の発生時に想定されるリスク（津波等による浸水、土砂災害、耐震性不足等による倒壊等）に対して、できるだけ安全な施設を選定するとともに、受入れが必要な人数や各施設の設備の状況を踏まえて、1週間を基本とした避難生活が可能な施設を選定する。

災害発生後の避難と異なり、電気・ガス・水道等のライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も営業していると想定されるため、避難者等が自ら必要なものを各自で準備することを基本とする。

カ 地域の実情に応じた検討

事前避難対象地域及び事前避難対象者等の考え方は、上記ア～ウを基本とするが、浸水深30cm 到達時間や避難場所までの距離、避難者の移動速度、昼夜の違い等を考慮し、市は、地域の実情に応じてこれらを適切に定めることができるものとする。

③ 避難所の運営等

市は、要配慮者が避難をためらうことがないよう、避難所における快適な生活環境の確保に努めるとともに、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難支援を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の適切な更新及び個別計画策定の取組みを推進するものとする。

また、1週間を基本とした避難所運営を円滑に行えるよう、自主防災組織、ボランティア等の関係団体による運営体制やそれぞれの役割等をあらかじめ検討する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意対応）発表時

住民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて一定期間地震発生に注意し、できるだけ安全な防災行動をとることを基本とする。

このため、市及び香川県は、同情報発表時に、住民があわてて食料や日用品を備蓄するなどの混乱が生じないよう、日頃からの地震への備えについて機会を捉えて周知し、住民に必要な対策の実施を促すものとする。

6 消防機関等の活動

市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、消防機関等が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- ・ 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ・ 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

7 警備対策

警察は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- ・ 正確な情報の収集及び伝達
- ・ 不法事案等の予防及び取締り
- ・ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する支援

8 水道、電気、ガス、通信サービス、放送関係

（1）水道

水道事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

（2）電気

電力事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

（3）ガス

ガス事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

（4）通信サービス

電気通信事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知などの措置の内容を明示するものとする。

（5）放送

放送事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

また、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組みなど、地域住民等が防災行動をとるために必要な情報の提供に努めることとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

9 金融

金融機関は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

10 交通

(1) 道路

香川県は、警察及び道路管理者等と調整の上、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合の交通対策等の情報について地域住民等にあらかじめ情報提供を行うものとする。

(2) 海上及び航空

高松海上保安部及び港湾管理者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合、在港船舶の避難等について、津波に対する安全性に留意し、地域別に対策を行うものとする。

港湾管理者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合に備え、津波による危険が予想される地域に係る港湾において、浸水予測図や津波ハザードマップ等を活用した津波避難対策の周知・啓発を図る。

空港管理者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。

また、空港管理者は、後発地震に備えて応急対策活動の基地として使用するため、事前に必要な体制を整備するものとする。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとし、特に、津波等により浸水する恐れのある地域については、津波等への対応に必要な体制をとるものとする。

また、鉄道事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表される前の段階から、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合の運行規制等の情報について、地域住民等に対してあらかじめ情報提供を行うものとする。

11 市及び香川県自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市及び香川県が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合における管理上の措置及び体制について定め、職員等に周知するものとする。

① 各施設に共通する事項

ア 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等の入場者等への伝達

＜留意事項＞

- ・ 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- ク 各施設における緊急点検、巡視

② 個別事項

- ア 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- ウ 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
- エ 学校にあつては、次に掲げる事項
 - ・ 児童生徒等に対する保護の方法
 - ・ 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- オ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項
 - ・ 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
 - ・ 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- ① 災害対策本部等が設置される庁舎等の管理者は、(1)の①に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
 - ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- ② 香川県は、市地域防災計画に定める指定避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。
- ③ 香川県は、市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

(3) 工事中の建築物等に対する措置

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を一時中止するものとする。

12 滞留旅客等に対する措置

市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

香川県は、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護及び食料等のあつせん並びに市が実施する活動との連携等の措置を行うものとする。

【参考資料】

17-11 「香川県地震・津波被害想定」における浸水深30cm到達時間予測図

第5節 津波からの防護及び円滑な避難の確保等に関する事項

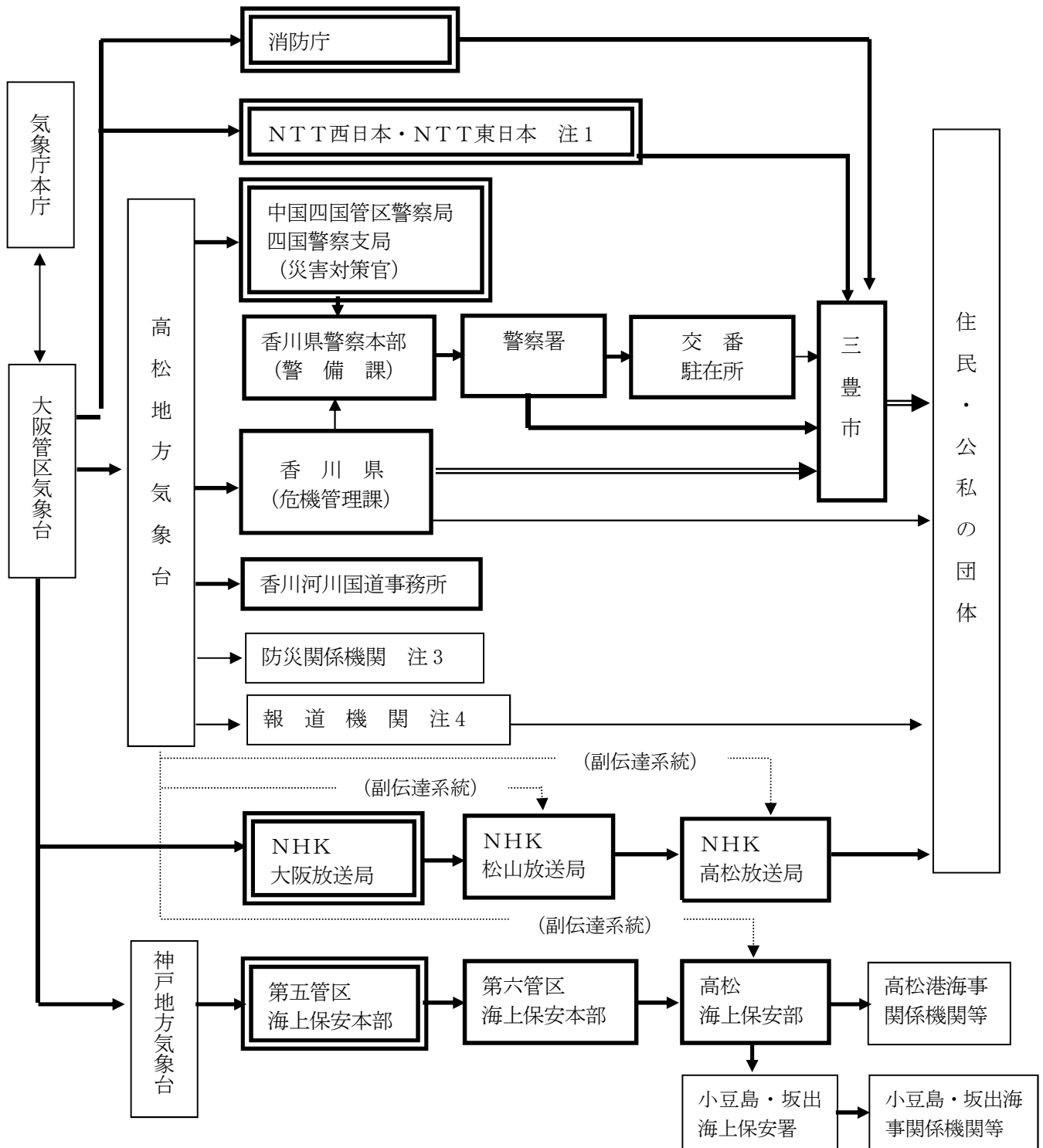
1 津波からの防護のための施設の整備等

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波の被害が予想される地域において、防潮堤、堤防、水門等の点検、補強等の施設整備を推進するものとする。
- (2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について定め、訓練の実施に努めるものとする。
また、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。
- (3) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震の発生に備えて、内水排除施設について、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- (4) 津波により孤立が懸念される島嶼地域の臨時ヘリポートの離着陸場を確保するものとする。
- (5) 住民に対して津波警報等の迅速な伝達を行うため、同報系無線等の防災行政無線の整備等に努めるものとする。
- (6) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は、操作する者の安全が確保できる場合のみ、水門、陸閘等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じるものとする。

2 津波に関する情報の伝達等

- (1) 津波警報等並びに地震及び津波に関する情報の伝達系統
高松地方気象台は、気象庁本庁及び大阪管区気象台が発表する津波警報等並びに地震及び津波に関する情報を関係機関に通知する。

① 津波警報等



(注) 1 太線は、法令（気象業務法等）に規定される伝達経路を示す。二重の太線は、特別警報に該当する大津波警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路を示す。

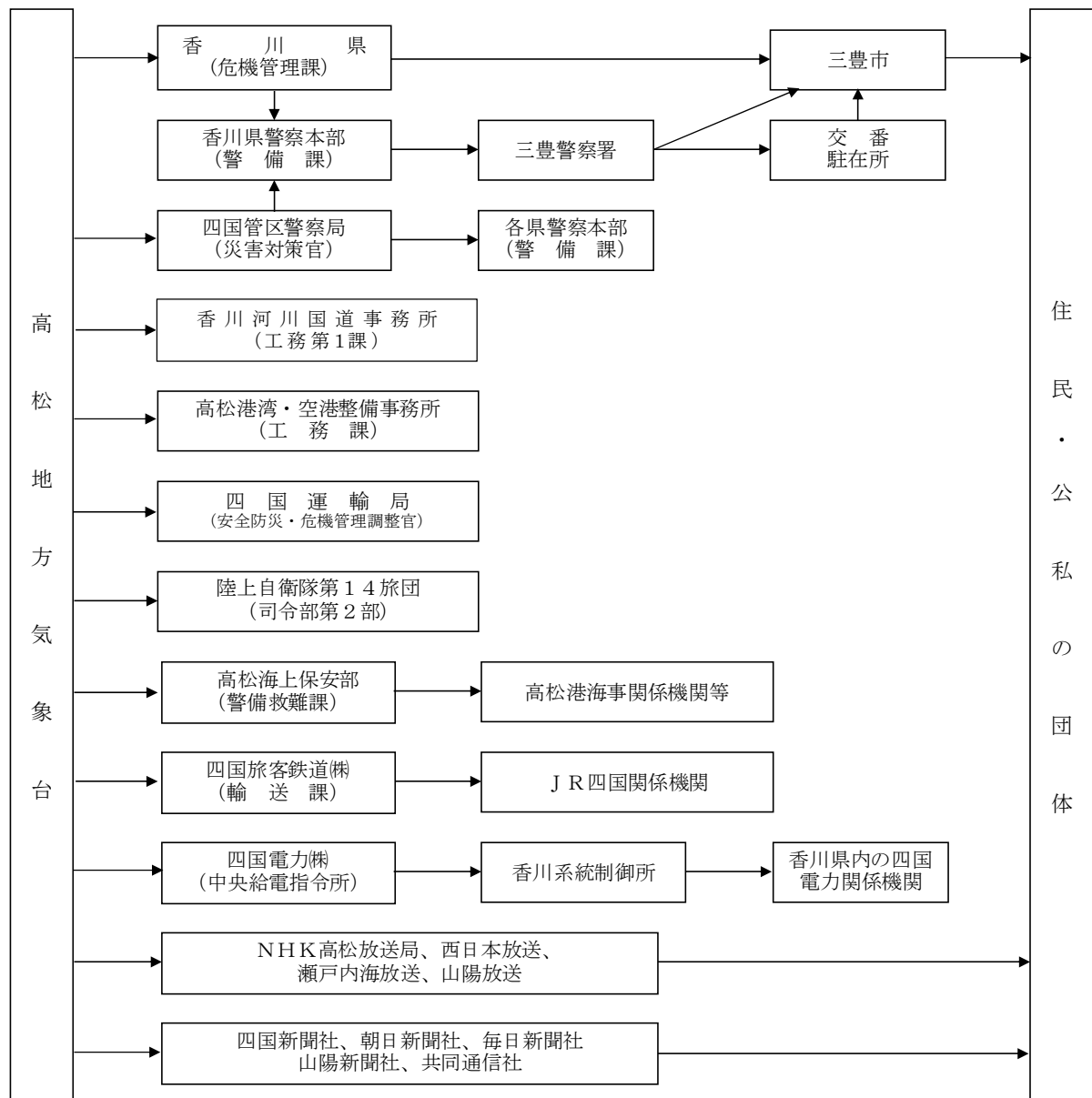
2 NTT西日本・NTT東日本へは、警報の発表及び解除だけを通知する。

3 防災関係機関とは、高松港湾・空港整備事務所、四国運輸局、陸上自衛隊第14旅団、四国旅客鉄道(株)、四国電力送配電(株)である。

4 報道機関とは、西日本放送、瀬戸内海放送、山陽放送、四国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、山陽新聞社、共同通信社である。

5 は、伝達中枢である。

② 地震及び津波に関する情報



(2) 住民等への伝達、避難指示等

① 津波警報等が発表されたとき

- ・ 市は、津波警報等の通知があれば、住民等に対して、市防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、CATV、広報車等を活用し、周知するとともに、津波警報等が発表されたときには、直ちに、住民、漁協、港湾関係者、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、あらゆる手段をもって、緊急に避難の指示等必要な対応を行う。
- ・ 高松海上保安部は、航行中の船舶又は操業中の漁船に対して、関係の船舶無線により注意報・警報等を伝達する。

② 異常現象発見者の通報義務等

- ・ 海面変動等災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市又は警察若しくは海上保安部に通報しなければならない。通報を受けた警察又は海上保安部は、その旨を速やかに市に通報する。
- ・ 通報を受けた市は、その旨を速やかに香川県、高松地方気象台及びその他の関係機関に通報するとともに、住民、団体等に周知するものとする。

3 避難対策等

(1) 津波避難対象地区

- ① 香川県が公表した南海トラフ地震（最大クラスの津波）の津波浸水想定図を基本として、津波避難対象地区を次のとおり指定する。

【参照】 三豊市津波ハザードマップ

- ② 当該地区について、重点的に自主防災細哉の結成に努めるものとする。
- ③ 指定された避難対象地区内の住民等は、緊急避難場所、津波避難ビル、指定避難所、避難路、家族との連絡方法等を平常時から確認しておくなど、津波が来襲した場合の備えに努めるものとする。

(2) 次の事項について、関係地区住民に十分周知を図るものとする。

- ① 想定される危険（津波・浸水等）の範囲
- ② 避難場所（高台等）・津波避難ビル
- ③ 避難場所（高台等）・津波避難ビルに至る経路
- ④ 避難の勧告又は指示等の伝達方法
- ⑤ 避難場所等にある設備、物資等及び避難場所等において行われる救護の措置等
- ⑥ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

(3) 津波避難訓練

市は、香川県が定める津波避難計画策定指針に基づき、避難指示の発表基準を作成するとともに、避難場所（高台等）・津波避難ビルの位置、避難経路、避難指示の伝達方法等、避難場所及び津波避難ビルの設備・物資・救護措置等、避難に関する注意事項等を定めた津波避難計画を作成し、住民にあらかじめ十分周知するものとする。

また、この計画に基づき、自主防災組織等の単位ごとに避難訓練を実施するものとする。

(4) 避難指示

あらかじめ定めておいた発令基準に基づき、同報系防災行政無線、CATV、広報車、市ホームページ、香川県防災情報システム、災害情報共有システム（Lアラート）への配信等により、住民等に対して避難指示等を行う。

また、放送局、香川県警察本部、消防団、自治会、自主防災組織などの協力を得て、周知徹

底を図る。また、情報の伝わりにくい要配慮者に対しては、自治会、民生委員・児童委員などその特性に応じた手段で伝達を行う。なお、市は、避難指示の発令中は、継続的な周知を図るものとする。

(5) 避難誘導

- ① 市は、香川県警察本部、消防機関等の防災関係機関や自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難を要する地域の住民等の逃げ遅れがないよう、自主防災組織等の単位ごとに避難誘導を実施するものとする。
- ② 特に、高齢者、障害者、難病患者等の要配慮者に対する支援や外国人、出張者、旅行者等に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施するものとする。介護等を要する者に対しては、次の点に留意するものとする。
 - ・ 自治会は、在宅の高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。
 - ・ 津波の発生のおそれにより、避難の勧告又は指示等が行われたときは、上記の者の避難場所までの介護及び担送は、原則として本人の家族が行い、消防団、自治会、自主防災組織等が支援するものとする。
- ③ 市職員、三観広域消防職員、消防団員等の防災対応や避難誘導にあたる者は、現場の状況について迅速かつ的確に判断し、自らの安全確保を図る。
- ④ 防災関係機関は、危険が切迫している場合、必要な情報提供や措置を行うなど、防災対応や避難誘導にあたる者の安全確保に努める。

(6) 避難所の運営

市は、第3章第14節「避難計画」に準じて、避難所を運営するものとする。

(7) 帰宅困難者に対する配慮

市は、第2章第21節「帰宅困難者対策計画」に準じて、安全な帰宅を支援するため、避難誘導等の対応について実施する。

(8) 津波に対する意識啓発

市は、住民が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

4 消防活動及び水防活動

(1) 消防活動

市及び三観広域消防本部は、津波からの円滑な避難の確保等のため、次の事項についてあらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

なお、平素から、地域住民による自主防災組織の育成・指導を行うとともに、消防機関の活動体制及び消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。

- ① 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- ② 津波からの避難誘導
- ③ 土のう等による応急浸水対策
- ④ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- ⑤ 救助・救急等
- ⑥ 緊急消防援助隊等応援部隊の部隊調整等

(2) 水防活動

水防管理団体等は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次のような措置を講じるものとする。

- ① 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- ② 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- ③ 水防資機材の点検、整備、配備

5 ライフライン等

(1) 水道

水道事業者は、津波からの円滑な避難を確保するとともに、水道管の破損等による二次災害を軽減させるため、速やかに次の応急措置を行うものとする。

- ① 貯水池の堰堤及び配水池の側壁等にか裂、崩落などの被害が生じたときは、必要に応じて貯留水の緊急排水を行う。
- ② 取水塔、取水堰等の取水施設及び導水施設にか裂、崩壊等の被害が生じたときは、必要に応じて、取水又は導水の停止若しくは減量を行う。
- ③ 導・送・配水管路の漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
- ④ 倒壊家屋、焼失家屋や所有者が不明な給水装置の漏水については、止水栓又は仕切弁により閉栓する。

(2) 電気

電気事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電源の確保のためにとるべき必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

(3) ガス

液化石油ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるガス栓閉止等の措置に関する広報を実施する。

(4) 通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施するものとする。

(5) 放送

- ① 放送事業者は、市、香川県等と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や住民等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努める。
- ② 放送事業者は、地震発生後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を行うものとし、その具体的内容を定めるものとする。

6 交通対策

(1) 道路

道路管理者は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡をとりながら、交通の安全確保に努めるものとする。

(2) 海上

- ① 坂出海上保安署は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - ア 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を

行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

イ 海難の発生その他の事情により、船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて、船舶交通を制限し、又は禁止する。

ウ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者に対して、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じるべきことを命じ、又は勧告する。

エ 船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要なと思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

オ 水路の水深に異常が生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

カ 航路標識が破損し、又は流出したときは、速やかに周知するとともに復旧に努めるほか、応急標識の設置に努める。

② 坂出海上保安署、香川県及び市は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への避難等が円滑に実施できるよう措置を講じるものとし、予想される津波の高さ、到達時間を踏まえ、その具体的内容を定めるものとする。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等において、運行停止等の運行上必要な措置を講じるものとする。

(4) 乗客等の避難誘導等

事業者又は施設管理者は、船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を作成するものとする。

7 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、港湾施設、会館、社会教育施設、地域コミュニティセンター、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

① 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 飲料水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、テレビ・ラジオ・コンピュータ等の情報を入手するための機器の整備

② 個別事項

ア 病院、診療所等

- ・ 重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

イ 学校、保育所等

- ・ 当該学校等が、市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

- ・ 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
- ウ 社会福祉施設
- ・ 重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急附策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、(1)の①に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとする。

第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

南海トラフ地震の直接的被害を軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物、構造物等の耐震化を図るとともに、消防用施設等地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を推進する。

1 整備方針等

- (1) 施設等の整備に当たっては、その施設等の必要性及び緊急性に従い、年次計画を作成し、その計画に沿って実施するものとする。
- (2) 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

2 公共建築物の耐震化

市は、防災上の重要建築物について、必要に応じて耐震補強工事を行うなど、耐震性の確保を図るものとする。また、耐震診断基準に基づく診断の結果、耐震性が不十分と判断された施設については、計画的に耐震補強工事を実施するものとする。

3 公共構造物等の耐震化

(1) 道路施設

緊急輸送路として指定されている道路及び重要度の高い道路施設について、耐震点検結果に基づき、落橋防止対策などを実施する。緊急度の高いところから、速やかに対策工事を行うとともに、新たな道路、橋りょう等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行い、道路機能の確保を図る。

(2) 河川管理施設

河川施設について、耐震点検結果に基づき、耐震補強等が必要な箇所を指定し、その重要度及び緊急度等に応じた補強等の対策を行うとともに、新設に当たっては耐震性を配慮して整備する。また、堰、水門、ポンプ場など防災上重要な施設については、地震発生に際して大きな被害がでないよう整備点検、補修工事等を行う。

(3) 港湾・漁港施設

港湾施設について、震災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため耐震性を補強するとともに、漁港施設について、緊急物資の受入拠点、被災地の復興支援拠点等として機能を確保するため、「漁港構造物標準設計法」により設計・施工を行い、安全性を確保するとともに、既設の重要な構造物については、通常の維持管理等と併せて耐震性についても調査・検討を行い、必要に応じ補強等の対策を実施する。

(4) 海岸保全施設

海岸保全施設について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、整備優先度の高い箇所から計画的に海岸保全施設の整備を行うよう努める。

4 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備

市は、要避難地区（津波浸水想定区域、がけ崩れ（急傾斜地崩壊）危険箇所など地震災害発生のおそれが高い地区）の住民のため、耐震性を考慮して指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の選定を行い、誘導用の標識板等の設置を行うとともに、住民への周知に努める。

- (1) 避難時間の短縮、避難路の安全性の向上等を図るため、次の事項を考慮し、地域の実情に応

じた避難路を複数ルート選定するとともに、避難路の整備・確保に努める。

- ① 耐震性
 - ② 火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないこと
 - ③ 十分な幅員（道路幅員が2 m以上）があること
- (2) 避難所及び避難路の安全性を確保するため、緑化の推進、建物の不燃化の促進、落下物及び障害物の除去対策等を計画的に進める。
- (3) 避難所は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設とする。

5 消防用施設の整備等

- (1) 三観広域消防本部は、消防ポンプ自動車等の水害現場においても活動可能な消防施設等の計画的な整備充実に努めるとともに、消防団の装備等の整備充実及び消防団の活性化を積極的に進める。
- (2) 三観広域消防本部は、地震災害時には消火栓及び水道施設の損壊等により、断水又は極度の機能低下が予想されるので、耐震性貯水槽の整備に努めるとともに、消火栓のみに偏らない計画的な水利配置を行う。
- (3) 河川水、海水及びため池等の自然水利の活用や、学校等のプール、公共施設や事業所等の私設消防水利、雨水、汚水等の効率的利用についても調査・検討し、消防水利の確保に努める。
- (4) 地震災害時には、危険物施設等の損壊による石油類等の大規模な流出及び火災の発生のみならず、有毒ガスの漏出事故等も想定されることから、市及び危険物関係事業所等は、化学消防車等の車両、化学消火薬剤等の防災資機材の整備のほか、有毒ガスの中和剤、化学防護服等の整備を図る。

6 緊急輸送を確保するため必要な道路、港湾又は漁港の整備

- (1) 道路
- ① 市は、香川県が指定する緊急輸送路及びそれらの緊急輸送路と防災拠点とを連絡する主要道路のうち、市が管理するものについては、橋りょう・法面等の最新の耐震基準や国の点検要領に基づく点検を行い、その結果により、緊急を要する箇所から速やかに整備を行う。なお、建設中の主要な幹線道路については、その整備促進に努める。
 - ② 道路管理者その他施設の管理者は、地震の発生により、道路、その周辺の構築物等が落下し、又は倒壊することによる被害の予防に努める。特に、避難路及び緊急輸送路を確保するため、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修及び補強を行うものとする。
 - ③ 緊急輸送路として、香川県が指定している輸送確保路線との連携を図りながら、避難所等の応急活動拠点を相互に連絡する市道を選定し、人員及び物資の輸送に支障のないよう整備するものとする。
 - ④ 大規模地震により大きな被害が予想される橋りょうの整備を行う。
- (2) 港湾
- 港湾管理者は、震災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、港湾について通常の維持管理と併せて耐震性についても調査を行い、必要に応じ補強等の対策を実施する。
- また、震災時に岸壁から輸送が行えるよう、耐震岸壁の建設について調査・検討を行う。
- (3) 漁港

漁港施設について、緊急物資の受入拠点、被災地の復興支援拠点等として機能を確保するため、安全性の確保に努める。

7 通信施設の整備

- (1) 地震発生時において迅速に被害の状況を把握するとともに、住民に対しても地震情報や津波警報等の情報を速やかに伝達するため、三豊市防災行政無線等の整備を推進する。特に、住民への情報伝達に有効な同報系無線等の整備に努めるものとする。
- (2) 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、香川県防災行政無線や香川県防災情報システム等を活用し、地域、市、香川県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を推進する。

8 緩衝地帯として設置する緑地等の整備

公園は、住民のレクリエーション・スポーツ・散策の場として、都市生活上、重要な役割を担うものであると同時に、地震発生時には、延焼防止あるいは緊急避難場所として防災上重要な役割を担っている。

このため、市は、市内の公園、緑地等の整備を積極的に行い、緑のオープンスペースの確保や広幅員道路を活用した火災延焼の遮断空間としての防災スペースの確保に努める。

第7節 防災訓練計画

1 防災訓練の実施

- (1) 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- (2) 防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。
- (3) 防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とする。

2 香川県の助言と指導

市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、香川県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。

3 具体的かつ実践的な訓練

市は、香川県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

- (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
- (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (3) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
- (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に香川県及び防災関係機関に伝達する訓練

第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施をするため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各部各課、各機関に行うものとし、その内容は次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生したときに具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

2 住民等に対する教育及び広報

- (1) 市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震・津波に関する一般的な知識

特に、津波災害が想定される地区の住民に対して、津波警戒に関する心得の普及を図るものとする。

- ・ 強い地震（おおむね震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりと揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること。
- ・ 地震を感じなくても、津波警報が発令されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること。
- ・ 正しい情報をテレビ、ラジオ、広報車等を通じて入手すること。
- ・ 津波注意報でも危険があるので、海水浴や海釣りは行わないこと。
- ・ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報・注意報が解除になるまで気を緩めないこと。

- ③ 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛など、防災上とるべき行動に関する知識
- ④ 正確な情報入手の方法
- ⑤ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ⑥ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ⑦ 各地域における避難所及び避難路に関する知識
- ⑧ 避難生活に関する知識
- ⑨ 平素、住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック

塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容

⑩ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

⑪ 南海トラフ地震が時間差で発生することの危険性

- (2) 市は、全ての住民が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

特に、自主防災組織の結成、住宅（昭和56年以前建築）の耐震診断や耐震改修の実施については、自主的・主体的な取組が促進されるよう留意するものとする。

- (3) 市は、南海トラフ地震等に関する相談を受ける窓口を設置するなど、具体的に住民が地震対策を講じる上で必要となる知識等を与えるための体制の整備に努めるものとする。

- (4) 市は、現地の地理に不案内な観光客等に対してパンフレットやチラシ、避難誘導標識などにより、避難対象地域、避難所等についての広報を行うように努めるものとする。

3 教職員及び児童生徒等に対する教育

- (1) ホームルーム活動や学校行事等教育活動全体を通じて、災害の基本的な知識や地震発生時の適切な行動及び災害後の復旧・復興等に係るボランティア活動についての教育を行う。
- (2) 避難や災害時における危険の回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒等の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教育が大切である。
- (3) 災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

市は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

5 自動車運転者に対する教育

市は、香川県及び香川県警察本部と連携し、運転免許更新時の講習、自動車教習所における教習等の機会を通じ、災害時に自動車運転者がとるべき行動等に関する知識の啓発に努める。

6 窓口相談の設置

市は、香川県と連携し、南海トラフ地震防災対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。